

文部科学省 平成 26 年度 先導的の大学改革推進委託事業

# 公立大学法人評価に関する調査研究

報告書

平成 27 年 3 月

一般社団法人 公立大学協会  
公立大学政策・評価研究センター



## 要旨

本調査研究は、施行されて 10 年を経た公立大学法人制度の中で、公立大学の教育研究の特性に配慮した上で行うとされている公立大学法人評価（以下、法人評価とする）に関し、現在の課題を明らかにした上で、公立大学の振興の観点からその効率化や実質化の支援方策に関する調査検討を行うものである。

### 【調査内容】

調査は、文献調査、アンケート調査、訪問調査によって行った。アンケート調査、訪問調査では、公立大学法人評価を行う地方独立行政法人評価委員会の委員長や委員に対し、調査を実施した。その際、設立団体側には事務担当者に対して、公立大学法人側には理事長、学長、及び評価事務担当者に対して、合わせて調査を実施した。

アンケート調査は悉皆で、訪問調査は 8 の設立団体におかれた評価委員会を選び調査を行った。

### 【調査結果】

文献調査では、各評価委員会の評価に関する文献から基本的な情報を入手すると同時に、これらの文献にアクセスできるリンク集を作成した。国立大学法人評価に関する先行研究や、公立大学協会が大学側に対して行った先行調査、アンケート調査、訪問調査を設計する際の参考とした。

アンケート調査（様式Ⅰ）では、法人評価の制度や実施方法等に対する評価委員長をはじめとする関係者の問題意識を、同一のフォーマットで尋ねた。概ね評価の作業には満足している状況が把握できたが、自由回答においては、課題や提案等も積極的に示された。

また、アンケート調査（様式Ⅱ）では、評価実施の詳細な状況について、設立団体側と公立大学法人側双方にそれぞれ異なる項目で調査を行った。各団体の評価の実施に関する詳細なポートフォリオとも呼べる資料を作成することができた。

さらに訪問調査では、合計 23 時間に及ぶインタビューを行った。インタビューでは、率直な意見を聴取することができた。その中では、制度の基本的な意義を確認しながら、かつ必ずしも制度で定めるものにとらわれることなく、地域の実情に即して創意工夫を凝らしながら評価を行っていることが確認できた。

インタビューの詳細については、関係者の理解を得て、資料集に掲載することができた。

以上の調査結果からは、法人評価は、各団体で極めて多様な形で実践されていることが確認できた。法人評価はこれまで経験したことのない新たな取組みであり、様々な困難や課題も示されたが、それぞれの地域の有識者の協力を得て、設立団体職員がその事務を真摯に支えながら、評価の実質化に腐心している健全さが感じられた。

## 【考察】

### 1 公立大学法人評価の3つの実質化

公立大学法人評価が、予想以上に実質化しているとすれば、それを支えているものは何か、今後評価をさらに実質化し大学改革を進める視点で、あくまでも遡及推論の域を出るものではないが、以下のように整理した。

#### 公立大学法人評価の3つの実質化

- 1) 地方自治の精神がもたらす実質化
- 2) 公立大学の自律性がもたらす実質化
- 3) 対話がもたらす実質化

#### 1) 地方自治の精神がもたらす実質化

訪問調査に応じたいずれの評価委員会においても、地域の知的拠点である公立大学の存在を尊重し、それを支援しようとする姿勢で、厳しくかつ丁寧に評価に取り組んでいた。

そして、その作業を支えているのは地方自治の担い手である設立団体の職員である。

彼らは、高等教育に関する専門性は欠くものの、豊かな行政経験と優れた事務能力を持っている。初めて取り組む法人評価事務についても、法に基づき誠実に実施してきた。国立大学法人評価制度を参考にしつつも、制度の本旨に何度も立ち返りながら堅実に事務を進めている。もちろん、地方における弱点があり改善点も多いことは、当事者が自覚しているとおりであるが、全体として「地方自治の精神」が評価の実質化に対して、有効に働いていることは間違いない。

#### 2) 公立大学の自律性がもたらす実質化

比較的中小規模大学であることの優位点を生かしつつ、公立大学法人内部で評価結果を積極的に PDCA サイクルに活用する姿勢が、訪問調査の中で見うけられた。象徴的な例として、評価委員会との議論の中で、むしろ法人側から厳しい評価を求めるケースがあげられる。法人内の改革を進める立場から自己評価の示したとおりの厳格な評価を求めるのである。

設立団体が公立大学の自律性を尊重し、いわゆる「評価目的の混乱」のない状態で評価を行うことで実質化が実現している。法人評価を強制されたものと捉えるのではなく、学内改革のツールとして主体的に活用し、外部の厳しい眼を学内に入れて、教員等の構成員に浸透させることで改革を促している。

#### 3) 対話がもたらす実質化

設立団体、評価委員会、公立大学法人が基本的に一対一か、あるいは極めてそれに近い関係で「対話」を行うことができていることが評価の実質化をもたらしている。

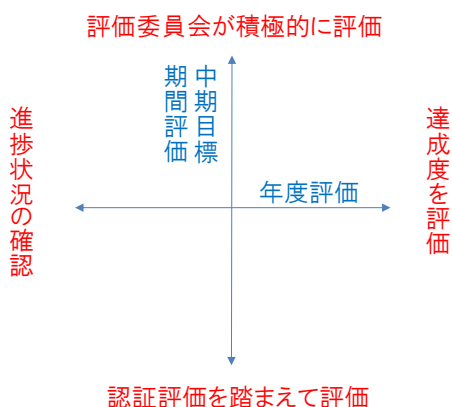
まず、評価委員会の会議では、法人側のプレゼンテーションや、評価結果を定める際に

は法人を交えた議論にかなりの時間を費やしており、量、質ともに豊かな対話が成り立っている。短時間のプレゼンと質疑となっているとされる国立大学法人評価とは決定的に異なる点である。

また、中には、評価委員長が設立団体の長へ評価結果について直接報告し、意見交換を行っている名古屋市のような例もある。設立団体の長と法人が大学運営の在り方について懇談の機会を設けているケースは多い。

## 2 教育研究評価のモデル化

公立大学法人評価で特に課題となるのは教育研究評価の取扱いである。各事業年度評価、中期目標期間それぞれにおける教育研究に関する事項の評価の取組み状況は多様であり、整理することは難しいが、今後の検討のために簡単なモデル化を試みた。



年度評価と中期目標期間評価における教育研究の評価方法

## 3 残された課題

言うまでもなく、公立大学法人評価の実質化については、残された課題も多い。

最も悩ましいのは、評価の負担軽減の課題である。設立団体・公立大学法人それぞれの立場で負担の軽減は望んでいるものの、評価が市民・納税者といったステークホルダーへの説明責任のためになされている以上、設立団体の都合で、ましてや法人側の都合で負担軽減することは難しいこととされ、評価の簡素化の作業に着手することには大きな躊躇がある。

## 4 今後の方策に関する提言

考察の中では、今後の方策に関して4つの提言を行った。

### 1) 法人評価に関する情報ネットワークの構築

すでに、公立大学法人評価に関しては多くの試行錯誤が重ねられており、実質化につい

での好事例が存在するが、それぞれの団体間では、ほとんど情報共有がされていないことから、恒常的な情報共有の取組みを強めて行く必要がある。人的なネットワークづくり、情報交換や研修のための事業、評価人材バンクといった取組みを例示した。

一方、情報共有システムは、国公立大学共通の「大学ポートレート」に加えて、公立大学法人独自の情報システムの整備に、総務省、文部科学省、設立団体、公立大学法人が問題意識を共有して検討することが求められるとした。

## 2) 認証評価制度への働きかけ

法人評価において踏まえるとされている認証評価については、各認証評価機関が定めた評価基準や評価方法で実施される。現在の認証評価機関は、制度上の趣旨である教育研究の質保証の確認に留まらず、教育研究のアウトカム評価や、各大学の目的・目標の達成度評価に踏み込んで、評価の改善を進める方向にある。それは、既に公立大学法人評価で教育研究に関する PDCA サイクルを回し、改善に努めている公立大学法人にとって、費用と作業、両面での負担の増加を意味している。

情報公表を徹底することにより法令適合性に関する軽量な評価を行い、教育研究に関する詳細な評価は大学側が求めた場合に選択的に受けられることができるような、柔軟な認証評価の運用が必要である。

## 3) 法人評価に関する参考指針の作成

法人評価に関する参考指針の作成については、「共通の指針は必要ない」との趣旨の回答と同時に「最低限共有すべき仕組み等について情報を共有し、全体の底上げが必要」や「簡明なマニュアル的なものが新任委員の負担軽減に役立つ」との声もある。

評価制度の趣旨や法令により順守すべき事項を示した上で、多様な評価の可能性を例示するなど、評価の現場で参考となるガイドラインを作成することは有意義と考えられる。評価に必要な情報やその定義について示すことも検討されてよい。

## 4) 総合的な質保証システムを構想する

公立大学は大学の質保証に関連するいくつもの制度に対応しなければならない。それらは法令により個別に定められているが、それぞれに対しフルスペックで取り組む余裕のない中小規模の公立大学には、制度を相互に関連づけての取組みがいずれ必要となろう。

公立大学法人評価が認証評価を踏まえて行われるのであれば、両評価の一体的な運用を目指すのが自然である。現在整備が進められている「大学ポートレート」等による情報公表システムを充実させて、法人評価の実質化を支援できる「公立大学の総合的な質保証システム」の実現も求められる。

# 公立大学法人評価に関する調査研究

## 報告書

文部科学省 平成 26 年度「先導的大学改革推進委託事業」調査報告書 目次  
～公立大学法人評価に関する調査研究～

はじめに

序 章 公立大学の状況

- 1 平成期の公立大学の集中的な設置政策 6
- 2 公立大学の法人化 6
- 3 公立大学に対する財政支援等 7

第 1 章 調査の概要及び対象

- 1 調査の概要 10
- 2 調査対象 11

第 2 章 文献調査

- 1 文献調査の内容 20
- 2 文献調査結果の概要 21
- 3 文献調査のまとめ 28

第 3 章 アンケート調査

- 1 アンケート調査の内容 30
- 2 アンケート調査Ⅰ（評価委員会、設立団体、公立大学法人 共通）結果の概要 33

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 評価委員会の構成</li><li>2. 評価委員会の活動</li><li>3. 事業報告書について</li><li>4. 法人評価の方法及び法人評価結果の活用について</li><li>5. 公立大学法人評価制度に関する問題意識等</li><li>6. その他、意見、提案等</li></ol> |
|---|

- 3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要 52

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 担当する事務部局の基本情報</li><li>2. 評価委員会の構成</li><li>3. 評価委員会の活動</li><li>4. 法人評価の方法及び法人評価結果の活用について</li><li>5. 法人評価のための情報収集について</li><li>6. 大学の教育研究の特性への配慮について</li><li>7. 法人評価の実質化等に向けての取組み、要望等</li></ol> |
|---|



#### 4 アンケート調査Ⅱ（公立大学法人）結果の概要 83

1. 評価を担当する組織
2. 中期目標、中期計画、年度計画の項目数について
3. 事業報告書作成のスケジュール
4. 法人評価の方法及び法人評価結果の活用について
5. 法人評価のための情報収集等について
6. 法人評価と認証評価との関係について
7. 法人評価の実質化等に向けての取組み、要望等

#### 5 アンケート調査のまとめ 111

### 第4章 訪問調査

#### 1 訪問調査の内容 116

#### 2 訪問調査結果の概要 117

- (1) 岩手県
- (2) 秋田県
- (3) 東京都
- (4) 大阪府
- (5) 山口県
- (6) 名古屋市
- (7) 北九州市
- (8) 函館圏公立大学広域連合

#### 3 訪問調査のまとめ 141

### 第5章 考察

#### 1 調査結果の考察 148

#### 2 今後の方策に関する提言 154

#### 公立大学法人評価に関する有識者会議 委員名簿・開催実績 156

### 資料編

資料1	資料一覧及びリンク集	資料編	1
資料2	アンケート調査票	資料編	15
資料3	公立大学法人評価に関するアンケート調査 I (評価委員会、設立団体、公立大学法人 共通) 結果の詳細	資料編	29
資料4	公立大学法人評価に関するアンケート調査 II (設立団体) 結果の詳細	資料編	111
資料5	公立大学法人評価に関するアンケート調査 II (公立大学法人) 結果の詳細	資料編	229
資料6	訪問調査の記録	資料編	385

## はじめに

この報告書は、平成 26 年度先導的・大学改革推進委託事業として文部科学省から受託した調査「公立大学法人評価に関する調査研究」の成果を取りまとめたものである。

公立大学法人は、地方独立行政法人法（以下、地独法）の定めにより、国立大学法人と同様の「目標による管理と評価」の枠組みに基づいて、各設立団体に置かれた法人評価委員会が、法人の業務の実績に関する評価を行ってきた。地独法の施行から既に 10 年が経過したものの、文部科学省の検討会等により制度改善に取り組みられてきた国立大学法人評価の状況とは異なり、各設立団体でそれぞれ行われている公立大学法人評価の現状と課題については、これまでまとまった振り返りの作業が行われて来なかった。

そこで、本調査では、公立大学法人評価の現状を把握し、課題を明らかにするために、公立大学法人評価に実際に携わる評価委員をはじめとする関係者にアンケート調査及び訪問調査を実施し、これまでの評価の取組みの経験を収集することとした。統一的に行われる国立大学法人評価と異なり、公立大学法人評価における多様な経験を相互に比較検討することは、制度の特徴や課題を明らかにし、適切な運用に向けた改善につながるものと考えている。

調査に際しては、公立大学法人評価に携わる様々な関係者の方々に積極的に協力をいただき、率直なご意見や提言を多数いただいた。また、全国公立大学設置団体協議会の支援を得て、多くの設立団体の関係者からも調査への理解を得ることができた。改めて関係者に対し感謝を申し上げたい。

一般社団法人公立大学協会

公立大学政策・評価研究センター

副センター長 佐々木 民夫

（公立大学法人評価に関する有識者会議主査）

## 序章 公立大学の状況

## 1 平成期の公立大学の集中的な設置政策

平成 26 年度現在、公立大学（短期大学を除く。以下同じ）は 86 大学を数える。昭和 63 年度には 36 大学に過ぎなかった公立大学は、平成期に入りその数を急増させ(図 1-1 参照)、全体の 3 分の 2 にあたる 59 大学が、平成生まれの大学となっている。長く、国立大学と私立大学の谷間にあってあまり目立つことのなかった公立大学は、この間の積極的な設置政策により大きく飛躍を遂げることとなった。

これらの公立大学の集中的な設置には概ね以下の 3 つの背景が存在する。一つには、地域の進学需要の変化を背景として多くの公立短期大学を四年制大学に改組したことである。次に、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（平成 4 年）が地方公共団体に「看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずる」ことを責務として課したことにより、看護医療福祉系の公立大学・学部の設置が促されたことが挙げられる。そしてこれら 2 つの背景も包含する形で、地域産業の育成や地域への進学者の受入など、地域の活性化戦略として、多様な大学・学部をそれぞれの地域の実情に応じて設置してきたことが大きい。この中には、公設民営方式で設置された私立大学を、公立大学法人へ設置者変更し、地域の大学の安定的継続を図ったケースも含まれる。

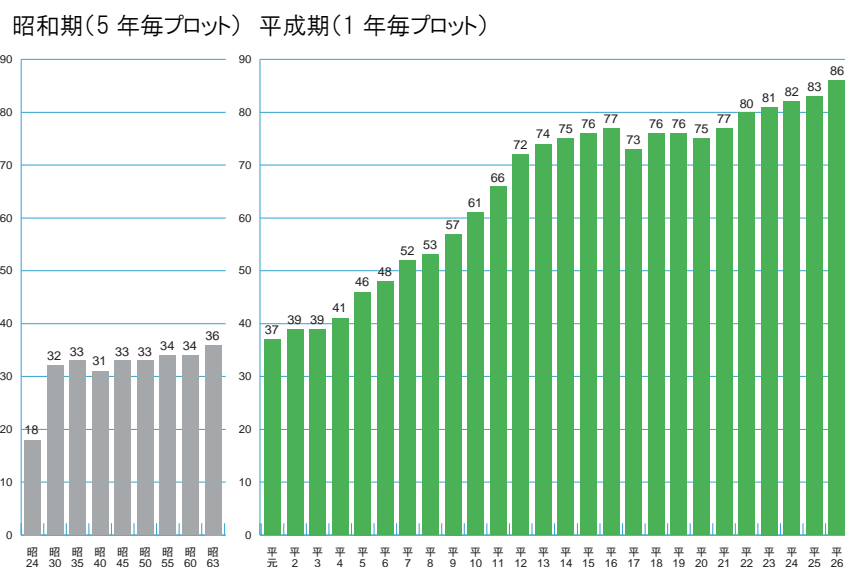


図 1-1 公立大学数の推移

## 2 公立大学の法人化

平成 16 年度に施行された「地方独立行政法人法」は、公立大学を地方公共団体の内部組織から、地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学へと移行させることを可能とした。法人化は大学のより自律的な活動を可能とすると同時に、その目標・評価制度が設立団体との対話をもたらすことによって、公立大学のガバナンスを強化することとなった。

公立大学の法人化は、すべての大学で一斉に行われた国立大学の法人化とは異なり、地方自治の原則に基づいて、法人化するか否かは公立大学を設置する地方自治体（以下、設置団体とする）の判断に任された。法人化は漸進的に進められ（図 1-2 参照）、平成 26 年度までに 64 の公立大学法人（短期大学のみを設置する 1 法人を除く）が設立され、68 の公立大学が公立大学法人の下に設置されることとなった。学生数で見れば、全体の 9 割以上が法人化された公立大学に属するまでになっている。

こうして、公立大学の法人化は国立大学法人制度と比べ柔軟な法制度を活用し、地域の事情を踏まえて進められてきた。法人化の際には学長を理事長と別に置くかどうか、一法人に複数大学を置くかどうかなど、設置団体と大学との間で様々な折衝を経て多様な運営構造が決定された。設置団体としても先行事例を参照しながら、新たに設立する法人の在り方を選択し、大学側も、法人化を好機として、学長の強いリーダーシップによって大学改革に取り組んできた。

このような過程を経て、公立大学の法人化は結果として公立大学のガバナンスに関し大きな変革をもたらすこととなった。

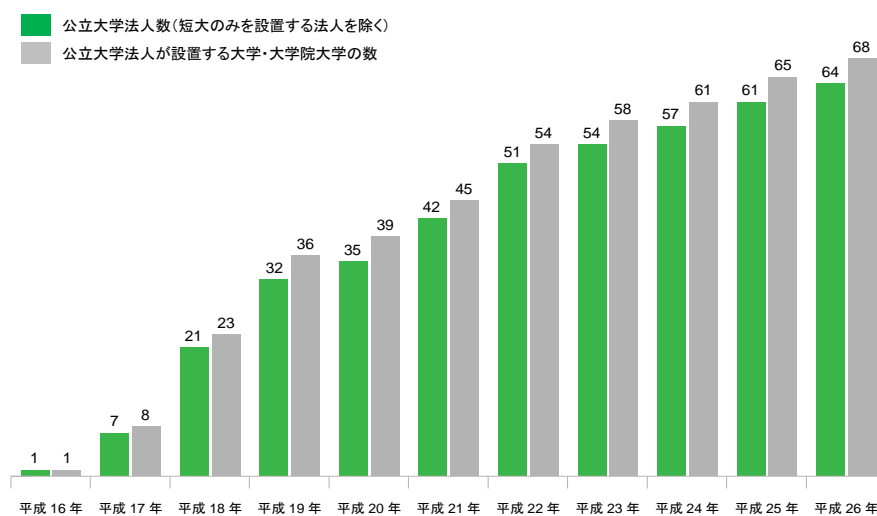


図 1-2 公立大学法人数の推移

### 3 公立大学に対する財政支援等

国公立大学への基盤的経費の支援は、国立大学には運営費交付金、私立大学には私立大学等経常費補助金が文部科学省から措置されているが、公立大学の基盤的経費への国からの直接の支援は存在しない。公立大学の財源は、公立大学を設置する地方自治体が措置し、国からは間接的に学生 1 人当たり to 要する経費が普通交付税の基準財政需要額に算入されている。

こうしたことから、国立大学については大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、私立大学については私立学校振興・共済事業団により、資金融資、経営指導、共通データによる情報提供等の支援事業が行われているものの、公立大学への支援は各設置団体に任されており、全国的な体制はない。

また、学校教育法に定める認証評価機関は、制度上は各大学は自由に評価機関を選べるものの、実際には「三つの主要な評価機関のクライアントと言いますか、実際に評価を受けている大学が著しく異なっている」(天野郁夫、『大学改革を問い直す』、2013年)のが現状である。従って、それぞれの機関では主なクライアントとなる国立大学、私立大学を念頭においた評価が行われているという問題意識のもと、公立大学協会は認証評価機関の在り方についての検討を続けている。

さらに、法人評価についても、国立大学法人評価は文部科学省に置かれた評価委員会が統一的にすべての国立大学を評価するのに対し、公立大学法人の評価は各設立団体に置かれた評価委員会がそれぞれ評価することになる。評価のプロセスも、国立大学法人法の定めで完結している国立大学法人評価と異なり、公立大学法人評価は、中期目標期間の評価においては大学の教育研究の特性への配慮から、学校教育法が定める認証評価機関の評価を踏まえることとなっている。しかしながら、その方法は必ずしも法令の定めからは明らかでなく、評価の現場では悩ましい課題となっている。

公立大学法人評価におけるこのような状況に関しては、公立大学協会を通じ公立大学間では様々な情報交換を行ってきたものの、評価委員会や設立団体側では積極的に情報交換を行う機会がなく、連携を行う機会も整備されていない。

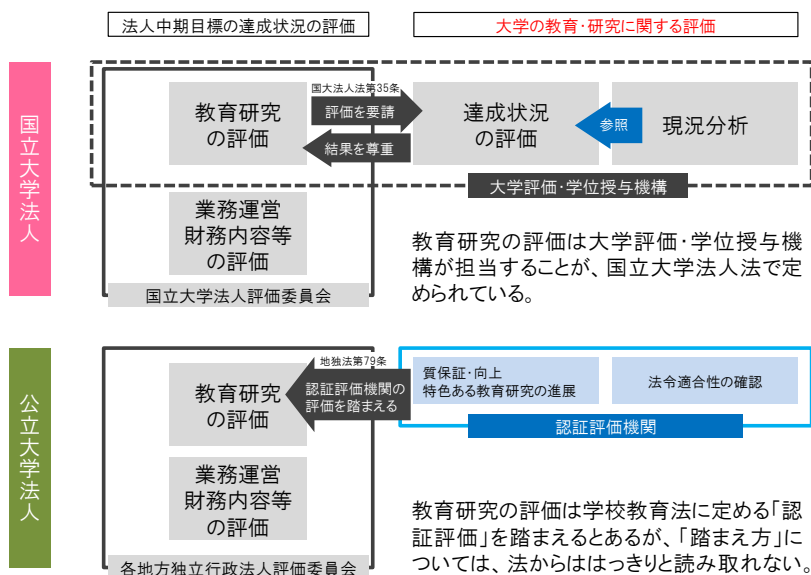


図1-3 国立大学法人評価制度と公立大学法人評価制度の比較

## 第 1 章 調査の概要及び対象

## 1 調査の概要

本調査は、事業の目的を達成するための方法として業務計画書で示された内容に従い、以下の手順で取り組んだ。

### (1) 文献調査

全国の地方独立行政法人評価委員会が公立大学法人に関して作成した評価報告書や評価委員会の議事録、また、公立大学法人評価に関しこれまで行われた調査の結果等を用い、公立大学法人評価の概況を明らかにした。

また、国立大学法人評価の改正状況に関する先行研究は、公立大学法人評価の簡素化・実質化を検討する際に重要な示唆を得ることができるため、あわせて調査を行った。公立大学協会がこれまで実施したアンケート結果も参考資料とした。

### (2) アンケート調査

評価委員会、設立団体、公立大学法人の三者に対してアンケート調査を行った。2種類の調査票を用いて、公立大学法人評価に関する関係者の問題意識及び評価実施の詳細な状況について調査した。

### (3) 訪問調査

文献調査及びアンケート調査の結果を踏まえ、評価委員会、設立団体、公立大学法人への訪問調査を実施した。なお、訪問先は、第1期中期目標期間を終了した公立大学法人の評価委員会から選定した。選定にあたっては、法人設立年度、設立団体の種別（都道府県、市、事務組合の別）、アンケート調査結果、有識者会議の意見等を考慮した。



## 2 調査対象

調査は、すべての公立大学法人の評価を行う評価委員会、公立大学法人の設立団体及び公立大学法人を対象として実施した。調査対象数はそれぞれ下表のとおりである。調査対象の一覧表は、次頁以降に掲載する。

表1-1 設立団体の種別の調査対象数

設立団体の種別		評価委員会	設立団体	公立大学法人
都 道 府 県		34	34	42
市	指定都市 <sup>※1</sup>	8	8	8
	中核市 <sup>※2</sup>	7	7	7
	その他市 <sup>※3</sup>	5	5	5
地方公共団体の組合		2	2	2
県・市共同での設立 <sup>※4</sup>				1
計		56 委員会	56 団体	65 法人

※1 指定都市の要件 人口50万以上の市のうちから政令で指定

※2 中核市の要件 人口30万以上の市の申出に基づき政令で指定

※3 その他市の要件 人口5万以上ほか

※4 公立大学法人鳥取環境大学は、鳥取県及び鳥取市共同での設立であるが、全国公立大学設置団体協議会に鳥取県が登録されていることから、本調査においては鳥取県を調査対象とした。

表 1-2 公立大学法人の設立団体、公立大学法人評価を実施する評価委員会及び、公立大学法人の一覧

	設立団体名	公立大学法人評価を実施する委員会名	設立法人名
1	北海道	北海道地方独立行政法人評価委員会 公立大学部会	北海道公立大学法人札幌医科大学
2	青森県	青森県地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人青森県立保健大学
3	岩手県	岩手県地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人岩手県立大学
4	宮城県	公立大学法人宮城大学評価委員会	公立大学法人宮城大学
5	秋田県	秋田県地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人国際教養大学
			公立大学法人秋田県立大学
6	山形県	山形県公立大学法人評価委員会	公立大学法人山形県立保健医療大学
			山形県公立大学法人
7	福島県	福島県公立大学法人評価委員会	公立大学法人福島県立医科大学
			公立大学法人会津大学
8	埼玉県	埼玉県地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人埼玉県立大学
9	東京都	東京都地方独立行政法人評価委員会 公立大学分科会	公立大学法人首都大学東京
10	新潟県	新潟県公立大学法人評価委員会県立大学部会／新 潟県公立大学法人評価委員会看護大学部会	公立大学法人新潟県立看護大学
			公立大学法人新潟県立大学
11	山梨県	山梨県公立大学法人評価委員会	公立大学法人山梨県立大学
12	石川県	石川県公立大学法人評価委員会	石川県公立大学法人
13	福井県	公立大学法人福井県立大学評価委員会	公立大学法人福井県立大学
14	岐阜県	岐阜県地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人岐阜県立看護大学
15	静岡県	静岡県公立大学法人評価委員会	静岡県公立大学法人
			公立大学法人静岡文化芸術大学
16	愛知県	愛知県公立大学法人評価委員会	愛知県公立大学法人
17	三重県	三重県公立大学法人評価委員会	公立大学法人三重県立看護大学

第1章 調査の概要及び対象

	設立団体名	公立大学法人評価を実施する委員会名	設立法人名
18	滋賀県	滋賀県公立大学法人評価委員会	公立大学法人滋賀県立大学
19	京都府	京都府公立大学法人評価委員会	京都府公立大学法人
20	大阪府	大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会	公立大学法人大阪府立大学
21	兵庫県	兵庫県公立大学法人評価委員会	公立大学法人兵庫県立大学
22	奈良県	奈良県公立大学法人奈良県立医科大学評価委員会	公立大学法人奈良県立医科大学
23	和歌山県	和歌山県公立大学法人評価委員会	公立大学法人和歌山県立医科大学
24	鳥取県(※)	公立大学法人鳥取環境大学評価委員会	公立大学法人鳥取環境大学
25	島根県	島根県公立大学法人評価委員会	公立大学法人島根県立大学
26	岡山県	岡山県地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人岡山県立大学
27	広島県	広島県公立大学法人評価委員会	公立大学法人県立広島大学
28	山口県	山口県公立大学法人評価委員会	公立大学法人山口県立大学
29	愛媛県	愛媛県公立大学法人評価委員会	公立大学法人愛媛県立医療技術大学
30	高知県	高知県公立大学法人評価委員会	高知県公立大学法人
			公立大学法人高知工科大学
31	福岡県	福岡県公立大学法人評価委員会	公立大学法人九州歯科大学
			公立大学法人福岡女子大学
			公立大学法人福岡県立大学
32	長崎県	長崎県公立大学法人評価委員会	長崎県公立大学法人
33	熊本県	熊本県公立大学法人評価委員会	公立大学法人熊本県立大学
34	大分県	大分県地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人大分県立看護科学大学
			公立大学法人大分県立芸術文化短期大学
35	札幌市	札幌市地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人札幌市立大学
36	横浜市	横浜市公立大学法人評価委員会	公立大学法人横浜市立大学
37	名古屋市	名古屋市公立大学法人評価委員会	公立大学法人名古屋市立大学

第1章 調査の概要及び対象

	設立団体名	公立大学法人評価を実施する委員会名	設立法人名
38	京 都 市	公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会	公立大学法人京都市立芸術大学
39	大 阪 市	大阪市公立大学法人評価委員会	公立大学法人大阪市立大学
40	神 戸 市	神戸市公立大学法人評価委員会	公立大学法人神戸市外国語大学
41	広 島 市	広島市公立大学法人評価委員会	公立大学法人広島市立大学
42	北 九 州 市	北九州市地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人北九州市立大学
43	青 森 市	青森市地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人青森公立大学
44	秋 田 市	秋田市公立大学法人評価委員会	公立大学法人秋田公立美術大学
45	高 崎 市	高崎市公立大学法人評価委員会	公立大学法人高崎経済大学
46	前 橋 市	前橋市公立大学法人評価委員会	公立大学法人前橋工科大学
47	金 沢 市	金沢市公立大学法人評価委員会	公立大学法人金沢美術工芸大学
48	下 関 市	下関市公立大学法人評価委員会	公立大学法人下関市立大学
49	宮 崎 市	宮崎市公立大学法人評価委員会	公立大学法人宮崎公立大学
50	長 岡 市	長岡市公立大学法人評価委員会	公立大学法人長岡造形大学
51	都 留 市	都留市公立大学法人評価委員会	公立大学法人都留文科大学
52	敦 賀 市	敦賀市公立大学法人評価委員会	公立大学法人敦賀市立看護大学
53	新 見 市	新見市地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人新見公立大学
54	尾 道 市	尾道市公立大学法人評価委員会	公立大学法人尾道市立大学
55	函館圏公立大 学広域連合	函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会	公立大学法人公立ほこだて未来大学
56	北部広域市町 村圏事務組合	公立大学法人名桜大学評価委員会	公立大学法人名桜大学

表1-3 設立年度順の公立大学法人及びその設置大学等の一覧（文部科学省HPの情報を基に作成）

	法人名	法人設立年度	設置大学等の名称
1	公立大学法人国際教養大学	平成16年度	国際教養大学
2	公立大学法人岩手県立大学	平成17年度	岩手県立大学
			岩手県立大学盛岡短期大学部
			岩手県立大学宮古短期大学部
3	公立大学法人首都大学東京	平成17年度	首都大学東京
			産業技術大学院大学
			東京都立産業技術高等専門学校
4	公立大学法人横浜市立大学	平成17年度	横浜市立大学
5	公立大学法人大阪府立大学	平成17年度	大阪府立大学
			大阪府立大学工業高等専門学校
6	公立大学法人北九州市立大学	平成17年度	北九州市立大学
7	長崎県公立大学法人	平成17年度	長崎県立大学
8	公立大学法人札幌市立大学	平成18年度	札幌市立大学
9	公立大学法人秋田県立大学	平成18年度	秋田県立大学
10	公立大学法人福島県立医科大学	平成18年度	福島県立医科大学
11	公立大学法人会津大学	平成18年度	会津大学
			会津大学短期大学部
12	公立大学法人名古屋市立大学	平成18年度	名古屋市立大学
13	公立大学法人滋賀県立大学	平成18年度	滋賀県立大学
14	公立大学法人大阪市立大学	平成18年度	大阪市立大学
15	公立大学法人和歌山県立医科大学	平成18年度	和歌山県立医科大学
16	公立大学法人山口県立大学	平成18年度	山口県立大学
17	公立大学法人九州歯科大学	平成18年度	九州歯科大学

第1章 調査の概要及び対象

	法人名	法人設立年度	設置大学等の名称
18	公立大学法人福岡女子大学	平成18年度	福岡女子大学
19	公立大学法人福岡県立大学	平成18年度	福岡県立大学
20	公立大学法人熊本県立大学	平成18年度	熊本県立大学
21	公立大学法人大分県立看護科学大学	平成18年度	大分県立看護科学大学
22	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	平成18年度	大分県立芸術文化短期大学
23	北海道公立大学法人札幌医科大学	平成19年度	札幌医科大学
24	公立大学法人福井県立大学	平成19年度	福井県立大学
25	静岡県公立大学法人	平成19年度	静岡県立大学
			静岡県立大学短期大学部
26	愛知県公立大学法人	平成19年度	愛知県立大学
			愛知県立芸術大学
27	公立大学法人神戸市外国語大学	平成19年度	神戸市外国語大学
28	公立大学法人奈良県立医科大学	平成19年度	奈良県立医科大学
29	公立大学法人島根県立大学	平成19年度	島根県立大学
			島根県立大学短期大学部
30	公立大学法人岡山県立大学	平成19年度	岡山県立大学
31	公立大学法人県立広島大学	平成19年度	県立広島大学
32	公立大学法人下関市立大学	平成19年度	下関市立大学
33	公立大学法人宮崎公立大学	平成19年度	宮崎公立大学
34	公立大学法人公立ほこだて未来大学	平成20年度	公立ほこだて未来大学
35	公立大学法人青森県立保健大学	平成20年度	青森県立保健大学
36	京都府公立大学法人	平成20年度	京都府立大学
			京都府立医科大学

第1章 調査の概要及び対象

	法人名	法人設立年度	設置大学等の名称
37	公立大学法人新見公立大学	平成 20 年度	新見公立大学
			新見公立短期大学
38	公立大学法人青森公立大学	平成 21 年度	青森公立大学
39	公立大学法人宮城大学	平成 21 年度	宮城大学
40	公立大学法人山形県立保健医療大学	平成 21 年度	山形県立保健医療大学
41	山形県公立大学法人	平成 21 年度	山形県立米沢栄養大学
			山形県立米沢女子短期大学
42	公立大学法人新潟県立大学	平成 21 年度	新潟県立大学
43	公立大学法人都留文科大学	平成 21 年度	都留文科大学
44	公立大学法人三重県立看護大学	平成 21 年度	三重県立看護大学
45	公立大学法人高知工科大学	平成 21 年度	高知工科大学
46	公立大学法人埼玉県立大学	平成 22 年度	埼玉県立大学
47	公立大学法人山梨県立大学	平成 22 年度	山梨県立大学
48	公立大学法人金沢美術工芸大学	平成 22 年度	金沢美術工芸大学
49	公立大学法人岐阜県立看護大学	平成 22 年度	岐阜県立看護大学
50	公立大学法人静岡文化芸術大学	平成 22 年度	静岡文化芸術大学
51	公立大学法人広島市立大学	平成 22 年度	広島市立大学
52	公立大学法人愛媛県立医療技術大学	平成 22 年度	愛媛県立医療技術大学
53	公立大学法人名桜大学	平成 22 年度	名桜大学
54	高知県公立大学法人	平成 23 年度	高知県立大学
			高知短期大学
55	公立大学法人高崎経済大学	平成 23 年度	高崎経済大学
56	石川県公立大学法人	平成 23 年度	石川県立看護大学
			石川県立大学

第1章 調査の概要及び対象

	法人名	法人設立年度	設置大学等の名称
57	公立大学法人京都市立芸術大学	平成 24 年度	京都市立芸術大学
58	公立大学法人鳥取環境大学	平成 24 年度	鳥取環境大学
59	公立大学法人尾道市立大学	平成 24 年度	尾道市立大学
60	公立大学法人秋田公立美術大学	平成 25 年度	秋田公立美術大学
61	公立大学法人前橋工科大学	平成 25 年度	前橋工科大学
62	公立大学法人新潟県立看護大学	平成 25 年度	新潟県立看護大学
63	公立大学法人兵庫県立大学	平成 25 年度	兵庫県立大学
64	公立大学法人長岡造形大学	平成 26 年度	長岡造形大学
65	公立大学法人敦賀市立看護大学	平成 26 年度	敦賀市立看護大学



## 第2章 文献調査

## 1 文献調査の内容

アンケート調査及び訪問調査に先立ち、それらの調査の方向性を定めるため、文献として入手できる公立大学法人評価に関連する資料を分析する。分析対象とした3つのカテゴリーの資料について以下に述べる。

1つ目は、実際に公立大学法人評価のために、設立団体、その評価委員会、公立大学法人が作成した資料である。評価書や評価実施要領から評価の具体的な方法の傾向を把握する。

2つ目は、第1期中期目標期間終了後に行われた、国立大学法人評価のレビューを含む報告書等であり、参考となる情報を得る。

3つ目は、公立大学協会がこれまでに実施したアンケート調査の結果であり、公立大学法人評価に対する設立団体及び公立大学法人が持つ問題意識を把握する。

## 2 文献調査結果の概要

### (1) 年度評価及び中期目標期間評価における教育研究の評価方法

公立大学法人評価のために設立団体、評価委員会、公立大学法人が作成した資料を表 2-1 に整理した。ただし、これらの中には公表が義務付けられていないものもあり、アンケート調査の際に、資料提供を求める必要のあるものもある。特に表中の、No.3 の評価委員会の名簿及びNo.5 の評価委員会が定めた評価実施要領は重要である。

これらの資料を用いて、公立大学法人評価の中で教育研究の評価がどのようになされているのか、確認することとした。

表 2-1 公立大学法人評価に関する資料（※四角で囲んだ資料は地独法で公表義務とされている資料、波線を付した資料は評価委員会の構成や評価方法に関する資料である）

区分	No.	資料名
設立団体が作成した条例等	1	各設立団体が制定した地方独立行政法人評価委員会条例
	2	<u>各設立団体が地方独立行政法人評価委員会の運営や評価を実施する際の基本的な考え方を定めた資料</u>
	3	<u>評価委員会の名簿</u>
	4	評価委員会の議事録
公立大学法人評価を行う地方独立行政法人評価委員会が作成した資料	5	<u>評価実施要領</u>
	6	<u>各事業年度に係る業務の実績に関する評価</u>
	7	中期目標期間の中間期に関する評価結果
	8	<u>中期目標に係る業務の実績に関する評価</u>
各公立大学法人における中期目標、中期計画、年度計画等の資料	9	<u>中期目標</u>
	10	<u>中期計画</u>
	11	<u>年度計画</u>
	12	<u>各事業年度に係る業務の実績に関する報告書</u>
	13	中期目標期間の中間期の業績に関する報告書
	14	<u>中期目標に係る事業報告書</u>

### (年度評価における教育研究に関する項目の評価)

平成 24 年度の事業評価書によって年度評価における教育研究に関する項目がどのように評価されているかを分析した。国立大学法人評価では、第 1 期の中期目標期間における年度の教育研究評価は、S、A、B、C 等の記号を用いずに進捗状況の確認にとどめていた。概ねこの状況に準じて評価している評価委員会は 8 に留まる。それ以外の評価委員会では記号を付して、年度ごとに達成度評価が行われていることが確認できた。表 2-2 は、進捗状況の確認にとどめている 8 委員会の教育研究に関する評価の内容について、それぞれの評

価実施要領等の内容をまとめたものである。

表 2-2 年度評価における教育研究に関する項目を S、A、B、C 等の記号による評価を行わず、進捗状況の確認にとどめている評価委員会（※下線は教育研究に関する項目の評価方法が記述された箇所）

No.	評価委員会	教育研究に関する項目の評価方法（ゴシックは評価実施要領等の名称）
1	岐阜県地方独立行政法人評価委員会	大学の教育研究等の質の向上に関する評価については、 <u>その特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的な実施状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す。</u> （公立大学法人岐阜県立看護大学の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領）
2	愛知県公立大学法人評価委員会	「教育研究等の質の向上に関する目標」に関する項目は、教育研究の特性に配慮するため、 <u>認証評価期間の評価結果を踏まえて評価する。したがって、年度評価において、専門的な観点からの評価は実施せず、法人は、中期計画の項目ごとに事業の外形的・客観的な進捗状況を記述式により記載し、評価委員会は、その確認を行うこととする。</u> （愛知県公立大学法人の各事業年度の業務実績評価実施要領）
3	三重県公立大学法人評価委員会	「項目別評価」において、大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、 <u>教育研究の特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認するものとする。</u> この場合、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育の成果、教育の内容、教育の実施体制及び学生の支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とする。なお、 <u>特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。</u> （公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領）
4	大阪府地方独立行政法人評価委員会	「項目別評価」のうち、「教育研究等の質の向上」（「地域貢献等に関する項目」及び「国際化に関する項目」を除く）に関する項目については、 <u>教育研究の特性への配慮から、専門的な観点からの評価は行わない。</u> （法第 79 条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価期間の評価結果を踏まえて評価する。）（公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について）
5	島根県公立大学法人評価委員会	「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、 <u>5段階評価を行わず、法人の自己評価結果を踏まえ、客観的・外形的な取り組み状況について特筆すべき点又は遅れている点等について示す。</u> （公立大学法人島根県立大学の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領）
6	熊本県公立大学法人評価委員会	「教育研究等の質の向上」に関する項目については、 <u>その特性への配慮から、専門的な評価は行わないこととし、業務実績報告書に基づき、事業の外形的、客観的な進行状況等の確認を行い、特筆すべき点や改善すべき点等を記載する。</u> （公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領）
7	名古屋市公立大学法人評価委員会	「項目別評価」において、大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、 <u>その特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとする。</u> この場合において、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育の内容、教育の実施体制及び学生への支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とし、公立大学として地域社会とより密接な連携が求められる社会貢献、附属病院等の項目については、具体的な項目等に関し、法人と協議のうえ、達成状況の評価を行うものとする。（公立大学法人名古屋市立大学の年度評価実施要領）
8	公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会	年度評価において、 <u>教育・研究に関する事項は、とりわけ短期間に成果が出にくいという特性に配慮して、評価委員会では評価は行わずに取組状況の確認を行うこととする。</u> なお、教育・研究に関する事項の評価は、教育・研究の専門的な見解や経験を有する認証評価機関による評価結果（7年ごとに実施、平成 26 年度受審）を踏まえて、中期計画終了後に実施する「中期目標に係る業務の実績に関する評価」において行う。（公立大学法人京都市立芸術大学の各事業年度の評価方針及び評価方法）

#### （中期目標期間評価における認証評価の踏まえ方）

中期目標期間評価については、地独法第 79 条に定める「認証評価の踏まえ方」に関し、中期目標期間の評価実施要領等が確認できた 32 の評価委員会の状況を分析した。

評価実施要領等において、認証評価を踏まえることについて言及している評価委員会が 25、言及のない評価委員会が 7 であった。

ただし、言及のあるものの、「認証評価機関の評価を踏まえて評価する」等、法令の定めをそのまま示したものが多く、法令に定める以上に何らかの取扱いの記述があるものについて表 2-3 で示したが、その方法が必ずしも明示的に示されている訳ではない。そのため、実際にどのような踏まえ方をしているかアンケート調査あるいは、アンケート調査で聞き難い場合は、訪問調査において調査する必要がある。

表 2-3 中期目標期間評価における認証評価の踏まえ方を示していると読み取れる記述の例

No.	評価委員会	中期目標期間評価における認証評価の踏まえ方に関する記述 (ゴシックは評価実施要領等の名称)																		
1	北海道地方独立行政法人評価委員会	<p>2 中期目標期間評価の方法</p> <p>(1) 法人が行う自己点検・評価等</p> <p>③ 認証評価機関の評価結果について 学校教育法に基づく認証評価機関の評価結果（改善事項への措置状況を含む。）を業務実績報告書に添付する。</p> <p>中期目標期間評価視点 &lt;基本視点&gt;</p> <p>○ 教育研究に関して認証評価機関の評価を踏まえた運営が図られているか。 <b>（北海道公立大学法人札幌医科大学中期目標期間評価実施要領）</b></p>																		
2	岩手県地方独立行政法人評価委員会	<p>(期間評価の基本方針)</p> <p>第2 期間評価は、次の基本方針により行う。</p> <p>② 教育及び研究の状況に関する期間評価にあたっては、教育及び研究の特性に配慮し、法人の学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関による評価（以下「認証評価」という。）結果やそれに対する改善の取組を踏まえるものとする。</p> <p>(期間評価の実施方法)</p> <p>第3(2)法人による自己評価</p> <p>① 評価の方法</p> <p>ア カテゴリー別評価</p> <p>評価項目について、第一期中期目標期間を通じた業務の実績、認証評価結果に対する改善状況などを総合的に勘案して達成状況を検証するとともに、達成度を以下のA～Eの基準で評価し、最終的に、カテゴリー全体の達成状況を検証し、成果と課題を洗い出す。</p> <p>③自己評価報告書の作成</p> <p>イ 自己評価報告書に併せて、平成21事業年度及び平成22事業年度に係る業務の実績に関する報告書、認証評価結果に対する改善状況など、必要な資料を評価委員会に提出する。 <b>（公立大学法人岩手県立大学に係る第一期中期目標期間の業務実績評価実施要領）</b></p>																		
3	広島県公立大学法人評価委員会	<p>(評価の基本方針)</p> <p>第2 評価は、次の基本方針により行う。</p> <p>(5) 教育及び研究に関する事項については、認証評価機関による評価を踏まえて評価する。</p> <p>(評価の方法)</p> <p>第3 法人が提出業務実績報告等（別記様式）に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。</p> <p>(2) 項目別評価</p> <p>① 小項目評価</p> <p>ア 委員会の評価</p> <p>「項目別評価」のうち、「教育研究等の質の向上」に関する項目については、法第79条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。</p> <p>別記様式（第3関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6">II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</th> </tr> <tr> <th>中期目標の項目</th> <th>中期計画の項目</th> <th>中期目標期間における実績等</th> <th>自己評価</th> <th>委員会評価</th> <th>評価結果の説明及び特記事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>評価参考：認証評価機関による評価</p> <p><b>（公立大学法人県立広島大学に係る中期目標期間評価実施要領）</b></p>	II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標						中期目標の項目	中期計画の項目	中期目標期間における実績等	自己評価	委員会評価	評価結果の説明及び特記事項等						
II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標																				
中期目標の項目	中期計画の項目	中期目標期間における実績等	自己評価	委員会評価	評価結果の説明及び特記事項等															

No.	評価委員会	中期目標期間評価における認証評価の踏まえ方に関する記述 (ゴシックは評価実施要領等の名称)
4	山口県公立大学法人評価委員会	別表第4 中期目標期間評価における評価基準及びその判断の目安 備考3 全体評価における判断の目安 (4) 評価結果の確定の日までに、評価結果の確定の日までに、経常損失の発生や学部全体の入学者の数が入学定員に満たなかった場合等の「主要な経営指標の悪化」、学校教育法第15条に規定する文部科学大臣の勧告がなされる等の「法令に違反する重大な事実の発生」など、法人の財政状態や運営状況に関し今後の業務の適正かつ確実な実施に当たり特に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、その理由、背景、影響の度合いその他の事情を総合的に考慮した上でC又はDの評定をすることができる。認証評価において重大な事項が多数指摘された場合も同様とする。 (公立大学法人山口県立大学の業務の実績に関する評価の実施要領)
5	名古屋市公立大学法人評価委員会	2 項目別評価の具体的方法 (1) 法人による自己点検・自己評価 ③ 教育及び研究に関する項目の自己評価にあたっては、認証評価機関により改善を要すると指摘された事項についての対応状況を記述する。 3 全体評価の具体的方法 (2) 評価委員会による検証・評価 ② 評価にあたっては、教育及び研究の状況について認証評価機関の評価を踏まえるものとする。 (公立大学法人名古屋市立大学の中期目標期間評価実施要領)

## (2) 国立大学法人評価に関する報告書等

国立大学法人評価に関しては、第1期中期目標期間終了後に、文部科学省及び教育研究評価を要請した大学評価・学位授与機構が評価の実施を検証した報告書、さらには有識者による調査研究が参考となる。表2-4に3つの資料を示した。

表2-4 国立大学法人評価に関する資料及び概要

No.	資料名	概要
1	文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」(平成22年7月)	文部科学省が、第1期中期目標期間を終了した国立大学法人の現状・課題を検証、分析した報告書。 ( <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1295896.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1295896.htm</a> )
2	独立行政法人大学評価・学位授与機構「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書(平成24年1月)	独立行政法人大学評価・学位授与機構が、第1期中期目標期間における教育研究の評価方法の改善を行うため、国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立大学法人評価委員を対象として実施したアンケート調査結果とその分析をまとめた報告書。 ( <a href="http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kokuritsu/1199501_926.html">http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kokuritsu/1199501_926.html</a> )
3	文部科学省先導的大学改革推進委託事業「大学における教育研究活動の評価に関する調査研究」(平成24年3月)	北原和夫氏(東京理科大学大学院教授)を研究代表者とした文部科学省の委託調査研究事業の報告書。 ( <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1330644.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1330644.htm</a> )

表 2-4 中の NO.1 の資料は、文部科学省が、第 1 期中期目標期間を終了した国立大学法人の現状・課題を検証し、法人評価についても改善の方向性を示している。

例えば、「第 2 期中期目標・中期計画については、項目数の精選を各法人に依頼し、簡素化を進めるとともに、評価に当たっては、認証評価における資料等を国立大学法人評価にも活用できるなどの改善を行って」おり、さらに「引き続きその簡素化を進めることなどは今後の課題」と言及している。国立大学法人評価においても、簡素化等が課題とされていたことが読み取れる。

NO.2 の資料は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が、文部科学省の国立大学法人評価委員会から要請を受けて実施する第 1 期中期目標期間の業務実績評価の一部として実施した、「教育研究の状況についての評価」について、改善点を明らかにすることを目的に行ったアンケート調査と検証報告である。

「第 6 節 総括」では、「今回実施した評価結果の確定について」「第 1 期中期目標期間における評価の効果・影響とその実現体制について」「第 2 期中期目標期間の教育研究の状況の評価について」等のテーマ別に、課題及び改善の方向性が指摘されている。

例えば、「今回の評価結果について、過半数の法人は、法人の中期目標・中期計画やその達成状況が評価結果へ反映されていたと考えていたと考えるが、評価結果について納得ができたと考える法人は 4 割程度、納得できていないと考える法人は 2 割程度となっている。また、段階判定に納得できていない法人は判定を行う際の基準が明確でないとする傾向がみられた。(資料 2 P.69)」にあるように、評価を行うことによる効果は認識されているものの、改善点も多いことが読み取れる。

NO.3 の資料は、広く大学における教育研究の評価のあり方を検討した調査研究である。大学の教育研究の評価のあり方を見直す視点として、「評価は教育研究の改善を後押しもするが、圧迫したり歪めたりもするのである。教育研究の評価をどう考えるのかについての整理においては、さまざまな評価の手法や仕組みの意義と限界とを確認し、適切な方法を適切な範囲で取捨選択することができるようにすることが必要」と評価を専門とする研究者の視点から指摘している。

アンケート調査及び訪問調査の結果を分析する際に必要に応じ、これらの資料を参照することができる。

### (3) 公立大学法人評価に対する設立団体及び公立大学法人の問題意識

公立大学協会で過去に実施した調査等を確認したところ、最近のものとして、公立大学法人評価に対する設立団体及び公立大学法人の問題意識を調査した 2 種類のアンケート調査を確認することができた。

表 2-5 公立大学法人評価に関する調査及び概要

No.	資料名	概要
1	公立大学協会「平成 24 年度公立大学法人評価に関するアンケート」(平成 25 年 2 月)	公立大学協会が 4 年制大学を設置する公立大学法人 57 法人(複数大学を設置している法人においては代表して 1 大学が回答)に対して、公立大学法人評価の現状と問題意識を把握するために行ったアンケート調査。(回答数 53 法人、回収率 92.3%)
2	文部科学省先導的大学改革推進委託事業「地方自治体の政策ビジョン実現のための公立大学の積極的活用に関する調査研究」(平成 26 年 3 月)	公立大学協会が文部科学省から委託を受けて実施した調査研究事業の報告書。設立団体が公立大学と有機的な連携関係を結び、自治体政策に公立大学を積極的に活用する動きが出てきていることに着目し、設立団体が自治体政策にどのように公立大学を活用しているかその状況を調査したもの。

表 2-5 中の NO.1 の資料からは、公立大学法人の法人評価に対する問題意識のほか法人評価に対応するための法人内の組織体制、評価スケジュール、評価委員会の評価方法、評価項目数等の法人評価の現状が確認できる。

NO.2 の資料は、公立大学を設置する設立団体を対象に実施した調査であり、設立団体側から見た法人評価の問題意識を把握することができる。

上記 2 つの調査結果から、以下のような課題、問題意識が読み取れる。

#### (法人評価の継続性について)

##### 法人から指摘された課題

- 任期満了等により評価委員会委員の大半が交代しても、従来の法人評価の継続性が保たれる客観的な評価基準等が必要である。

##### 設立団体から指摘された課題

- 職員の人事異動がおおむね 2~3 年のサイクルのため、中期目標期間 6 年間を通しての継続的な評価が課題となる。
- 法人評価委員会の任期(2 年)が中期目標期間より短いため、委員の入れ替わりにより評価委員会の評価制度に対する解釈や判断について継続性に欠ける点がある。

#### (法人評価の業務について)

##### 法人から指摘された課題

- 認証評価や自己点検・評価、法人評価、また監事監査なども含め、大学評価に係る作業の負担が非常に大きい。それぞれの評価ごとに観点の相違があり、法人内の努力では業務量の軽減が難しい部分もある。



- 業務実績報告書や年度計画の作成過程や評価を受けることで、大学運営の課題が学内で共有でき、大学運営の改善が進められるが、報告書や資料作成の負担が大きい。

#### **設立団体から指摘された課題**

- 議会スケジュールとの関係で、業務実績報告書の提出を受けてから、委員への説明や評価委員会開催まで1ヶ月強で行っているため、膨大な事務作業に比べ時間的な制約が大きいことが課題であると考えます。
- 法人評価については、短期間に多数の項目を評価するため、委員に大きな負担をかけている。委員負担を減らす、より効率的、効果的な評価方法を模索している。

これらの資料で行った調査は、実際に評価を行う評価委員会を調査対象としていないため、評価委員会の問題意識については読み取ることができない。したがって、アンケート調査及び訪問調査では、評価委員会、設立団体、公立大学法人を調査対象とし、公立大学法人評価に対して三者が抱えている共通課題を浮き彫りにする必要がある。

### 3 文献調査のまとめ

文献調査の結果を踏まえ、アンケート調査では、設立団体及び公立大学法人が公立大学法人評価に対して共通して抱える問題意識を参考にして設問の大項目を設定する。文献調査で明らかにできなかった点（評価委員会の法人評価に対する考え方や問題意識、評価委員会の構成や評価基準等の資料収集、公立大学法人評価における実質化・簡素化の取組）についても、設問の項目に取り入れる。

表 2-6 アンケート調査における設問の大項目

設問の大項目
評価委員会の構成について
評価委員会の活動について
事業報告書について
法人評価の方法及び法人評価の結果の活用について
法人評価のための情報収集について
法人評価と認証評価の関係について
大学の教育研究の特性の配慮について
公立大学法人評価の実質化等の取組みについて

### 第3章 アンケート調査

## 1 アンケート調査の内容

### (1) 調査票の構成

アンケート調査は、公立大学法人を評価する評価委員会、公立大学法人の設立団体、公立大学法人の三者に対して、2種類の調査票によって実施した。一つは、公立大学法人評価に対する問題意識を問う調査票（回答様式Ⅰ）であり、もう一つは、公立大学法人評価の実施状況を問う調査票（回答様式Ⅱ）である。

表3-1 調査票の構成

設問の大項目	調査票の構成		
	問題意識を問う調査票 (回答様式Ⅰ)	事実関係を問う調査票 (回答様式Ⅱ)	
		設立団体対象	公立大学法人対象
組織の基本情報	—	担当する事務部局の基本情報	評価を担当する組織
評価委員会の構成について	評価委員会の構成についての問題意識	評価委員会の具体的な構成	—
評価委員会の活動について	評価委員会の活動の適切さ	評価委員会の活動の状況	—
事業報告書について	事業報告書の適切さ	—	1) 中期目標、中期計画、年度計画の項目数について 2) 事業報告書作成のスケジュール
法人評価の方法及び法人評価の結果の活用について	法人評価の方法及び法人評価結果の活用状況	法人評価の方法及び法人評価結果の活用状況	法人評価の方法及び法人評価結果の活用状況
法人評価のための情報収集について	—	法人評価のための情報収集等の状況	法人評価のための情報収集等の状況
法人評価と認証評価の関係について	—	—	法人評価と認証評価との関係について
大学の教育研究の特性の配慮について	—	大学の教育研究の特性への配慮について	—
公立大学法人評価の実質化等の取組みについて	1) 公立大学法人評価制度に関する問題意識等 2) その他、意見、提案等	法人評価の実質化等に向けての取組み、要望等	法人評価の実質化等に向けての取組み、要望等

2種類の調査票を用いる目的は、以下の通りである。

回答様式Ⅰの目的は、評価委員会、設立団体、公立大学法人のそれぞれに対して共通の調査票を用いることで、関係三者が公立大学法人評価に対して持つ問題意識の傾向を把握することである。

第3章 アンケート調査  
1 アンケート調査の内容

回答様式Ⅱの目的は、公立大学法人評価の簡素化・実質化に向けた改善策を検討する際に、公立大学法人評価における制度面・運用面等の実施状況に関する情報を参照できる資料を作成することである。

(2) 調査票の送付先

表3-2に示した調査対象に調査票を送付し、回答を依頼した。

表3-2 調査票の送付先

送付先 (調査対象)		数	調査票		
			回答様式Ⅰ (共通)	回答様式Ⅱ	
				設立団体対象	公立大学法人対象
評価委員会の評価委員長		56	○	—	—
設立団体の評価担当部署		56	○	○	—
公立大学 法人	理事長・学長一体型法人	42	○	—	—
	理事長				
	理事長・学長別置型法人 <sup>※</sup>	23	○	—	—
	理事長				
	学長				
評価担当部署	65	—	—	○	

※理事長・学長別置型法人には複数大学を設置する法人があるため、理事長と学長の数は一致しない。

回答様式Ⅰは、評価委員長、設立団体の評価担当部署、法人の理事長及び理事長・学長別置型の学長に送付した。評価を行う側、受ける側それぞれの事務担当者等の間において、評価の実質化等に関する問題意識がどのように異なるかを把握するためである。なお、法人を所管する部署と法人評価を所管する部署が異なる場合は、法人評価の担当部署に調査票を送付した。また、公立大学法人のうち理事長・学長別置型法人については、法人の理事長と大学の学長のそれぞれの問題意識を把握する必要があるため、両者に対して調査票を送付した。

回答様式Ⅱの送付先は、設立団体、公立大学法人ともに、法人評価の実際の業務に携わっている部署に回答を依頼した。

(3) 調査票の発出・回収状況

調査票の発出・回収状況は、表3-3に示したとおりである。なお、設立団体及び評価委員長への調査票の送付に際しては、全国公立大学設置団体協議会の協力を得ることができた。各調査票原本及び回答は、資料編に掲載した。

第3章 アンケート調査  
1 アンケート調査の内容

表3-3 アンケート調査票の発出・回収

		評価委員長	設立団体	公立大学法人
発出日		平成26年11月12日		
締切日		平成26年12月15日		
発出先		56名	56団体	65法人(短期大学のみを設置する法人を含む)に設置されている69大学
宛先		全国公立大学設置団体協議会名簿に登録されている事務担当者及び上記団体に所属していない設立団体の公立大学担当者 <sup>※1</sup>		各大学が公立大学協会担当者として登録している職員及び短期大学のみを設置している法人の職員
発送方法		電子メール		
回答数 <sup>※2</sup> (回収率)	回答様式Ⅰ	45 (80.4%)	55 (98.2%)	理事長(一体型) 42 (100%) ----- 理事長(別置型) 20 (87.0%) 学長(別置型) 19 (70.4%)
	回答様式Ⅱ	—	55 (98.2%)	65 (100%)

※1 評価委員長への調査票の発出は、設立団体を經由して行った。

※2 平成27年2月6日までに提出されたもの。

## 2 アンケート調査 I (評価委員長、設立団体、公立大学法人 共通) 結果の概要

「公立大学法人評価に関するアンケート調査 回答様式 I (共通)」において、公立大学法人を評価する評価委員会の委員長、設立団体、法人理事長に対し、主として以下の項目に沿って、法人評価に関する問題意識を伺うため、アンケート調査を行った。

なお、公立大学法人へは、理事長のほか、学長である副理事長（複数大学を設置する法人については大学ごとに）にも回答を依頼した。

公立大学法人評価に関するアンケート調査 回答様式 I (共通)	
1	評価委員会の構成
2	評価委員会の活動
3	事業報告書について
	(1) 各事業年度に係る事業報告書について
	(2) 中期目標に係る事業報告書について
4	法人評価の方法及び法人評価結果の活用について
	(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価について
	(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価について
5	公立大学法人評価制度に関する問題意識等
6	その他、意見、提案等

発出数、回答数はそれぞれ以下のとおりである。

調査票の配布先		発出数	回答数	回答率
評価委員長		56	45	80.4%
設立団体		56	55	98.2%
公立大学法人		65	65	100%
法人内訳	一体型理事長 ※ 1	42	42	100%
	別置型理事長 ※ 1	23※2	20	87.0%
	別置型学長 ※ 1	27※2	19	70.4%

※1 理事長が学長を兼ねる法人を「一体型」、学長が理事長と別に任命される法人を「別置型」と便宜上表現する。

※2 別置型法人で理事長と学長の数が一致しない理由は、複数の大学を設置している法人が含まれるためである。

以下、項目ごとに、主にグラフを用いて概括する。

### 1. 評価委員会の構成

#### ① 教育研究の評価

大学の教育研究について適切に評価できる委員構成ですか

評価委員長（以下「委員長」とする）、設立団体担当者（以下、「団体」とする）、公立大学法人（以下、「法人」とする）の三者とも「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を肯定的な回答とすると、概ね肯定的である。

「そう思う」の回答の割合に注目すると、法人は46%と、委員長、団体より教育研究評価の適切性についてやや評価が厳しい。

#### ② 法人経営面の評価

法人経営面について適切に評価できる委員構成ですか

法人経営面についても、三者とも、概ね肯定的である。

「そう思う」の回答の割合に注目すると、法人は46%と、やはりやや評価が厳しい。

教育研究の評価とほとんど同様の回答であるが、委員長はわずかではあるが、法人経営面において「そう思う」の割合が高い。

#### ③ 委員の継続性について

委員の就任期間や委員の交代等は継続性をもって安定的に評価ができるようになっていきますか

継続性についても全体的には肯定的な回答を占めているものの、「そう思う」の割合に注目すると、委員長は56%、団体は65%、法人は30%であり、いずれも教育研究の評価、法人経営面の評価についての問いよりも厳しい評価となっている。

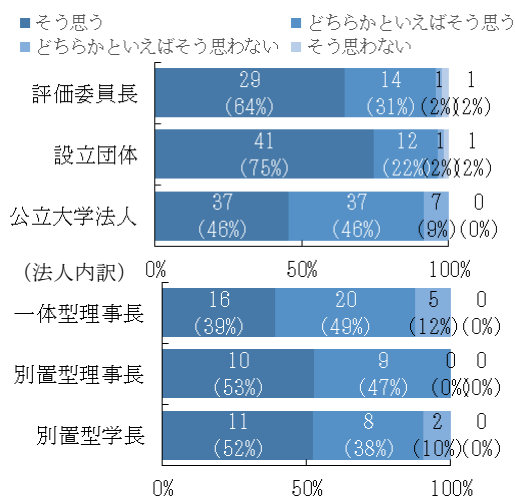


図 3-1 教育研究の評価

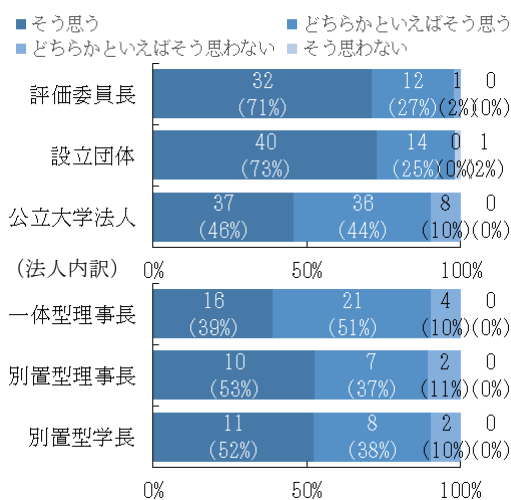


図 3-2 法人経営面の評価

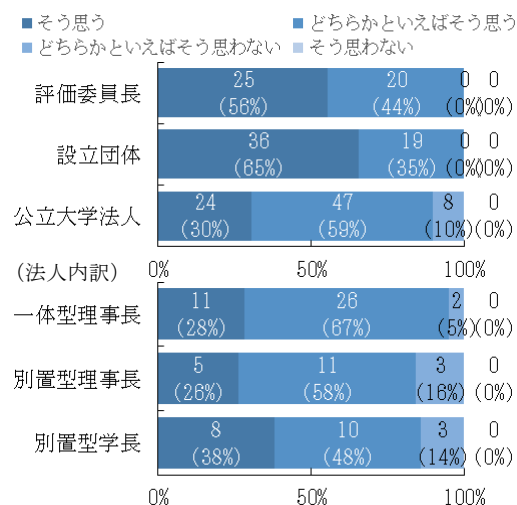


図 3-3 委員の継続性について



自由記述形式で、評価委員会の構成・人数、評価委員長の果たす役割、委員の任期等に関して尋ねた。

#### 評価委員長

現在の委員会の構成人数や委員の分野等のバランスには概ね満足しているという回答が多く見受けられた。

（回答の一例）

- 評価委員の任期は、大学側の体制の継続性（学長の任期）と中期計画期間の長さに依存し、それらの期中での交代は最小限に留めるべきであろう。
- 評価委員長の役割は、当該公立大学の設立の趣旨を理解し、大学の個性と特色を熟知したうえで、さらなる発展・向上に向けて委員の評価意見を引き出し、それらをまとめることにある。

#### 設立団体

委員の選定について苦慮しているという回答や委員の交代の際には、評価の継続性が保たれるよう配慮しているという回答が見受けられた。

（回答の一例）

- 過去（少なくとも中期目標期間内）の経緯を十分に把握している委員と、新たな観点から課題の指摘をしていただける委員とのバランスをよく考えながら、委員構成を検討していくことが重要な課題と考えている。
- 地方においては、大学の教育研究や法人経営に精通した人物が限定されるため、委員の人選には苦労している。
- 人選をする際、例えば大学全般の知識を持つ委員を探す場合、全国で使えるような専門者リストのようなものがあれば、参考にしたい。

#### 公立大学法人

評価委員の選定について、法人が委員に求めることは、高等教育や公立大学への理解があること、教育研究、法人経営面の両方を評価できること、設立団体への強い影響力を持つことなどが挙げられている。

（回答の一例）

- 評価委員長の役割は、当該公立大学の設立の趣旨を理解し、大学の個性と特色を熟知したうえで、さらなる発展・向上に向けて委員の評価意見を引き出し、それらをまとめることにある。

## 2. 評価委員会の活動

### ① 開催時期

開催時期(例えば5月末～9月)は適切に設定されていますか

三者とも概ね肯定的な回答となっている。しかし、「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長は80%、団体は84%と80%を超えているが、法人は61%に留まり、法人の満足度は他の二者に比べ、やや低い傾向にある。

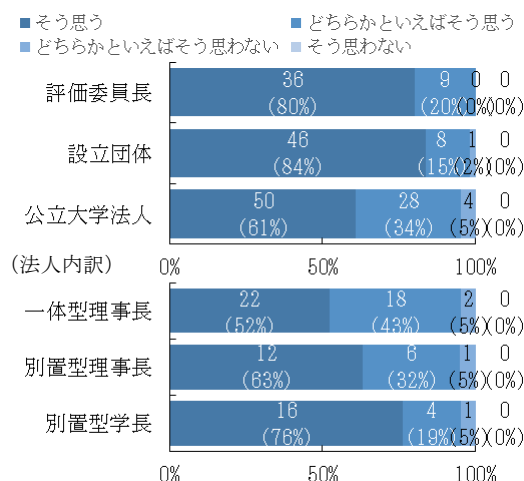


図3-4 開催時期

### ② 意見交換

評価委員会の会議の場で委員は活発に意見交換し、議論を尽くしていますか

三者とも概ね肯定的な回答になっているが、全体的に前問よりもやや満足度は低い。「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長、団体はともに69%である一方で、法人は48%と、他の二者と比較すると、満足度は低い。

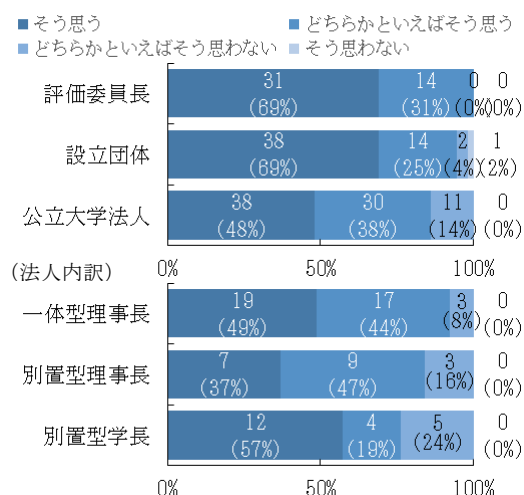


図3-5 意見交換

### ③ 意見聴取、大学視察の機会

大学関係者の意見を聴く機会、大学を視察する機会は十分に確保されていますか

前2問に比べ、三者とも全体的に肯定的な回答がやや少ない。「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長は45%、団体は46%、法人は30%である。

特に、法人側において、意見聴取、大学視察の機会が十分ではないと感じている。

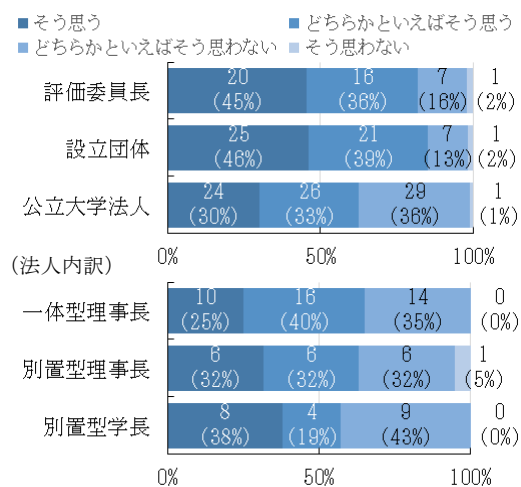


図3-6 意見聴取、大学視察の機会

自由記述形式で、評価委員会の活動や開催方法等に関して尋ねた。

#### 評価委員長

評価のための十分な審議期間の確保を求めている回答が多く見られた。また大学の視察や意見交換に関し、学生の意見を聞く機会を求める回答も見受けられた。

(回答の一例)

- 各年度の事業報告を受けるのが7月、その評価結果を8月中に取り纏めることを要請されている(9月議会への報告のため)。報告内容の多さに比較し、実質審議期間がやや短すぎる。法人側の意見を十分聞く時間的余裕がないのは残念。もう少し時間的ゆとりが欲しい。

毎年5、6月に大学を見学する機会が確保されていること、また年間を通じて継続的に評価結果への大学の取組みのフォローアップの機会が確保されていることは幸い。

- 大学関係者の意見を聴く機会、大学を視察する機会については、評価委員会が大学業務実績を評価する際に重要であり、本評価委員会では、全3回のうちの1回を学長、教員、学生との意見交換や授業見学に、1回を事務局からの財務状況や業務実績についての説明に充てている。

- 委員会の頻度や開催方法については特に問題はなく、現在の開催方法でよい。

なお昨年度、評価委員が大学施設等を視察する機会が設けられ、教育環境・設備等についてよく理解できたし委員の共通認識を持つことができたが、今後は授業期間中に視察し、学生の生の声を聞くなどの機会があればと思う。

#### 設立団体

少ない会議の回数で評価を行うための工夫を行っているとの回答が多く見受けられる。設立団体からは、スケジュール調整の苦勞について、「多忙な(委員)」という表現が9名の回答で用いられていた。

(回答の一例)

- 評価委員には多忙な方も多く、委員の負担を軽減するため、委員会の開催以外の視察などは委員就任時など最小限度としている。

このため、委員会開催前に事前説明を行うとともに、評価における論点を提示するなど、委員会における意見交換の活性化を促している。

#### 公立大学法人

評価を受ける際の事務負担について、委員との意見交換の機会及び会議の開催時期についての回答が多く見受けられた。

(回答の一例)

- 本学の場合は、6月～8月に委員会を開催しており、それをもって前年度が終了し、そのあと新年度に意識が向くようなサイクルになりつつある。委員会から課題を指摘されるのが8月となると、後期だけでそれを解決するには期間が十分でない場合がある。

### 3. 事業報告書について

#### (1) 各事業年度に係る事業報告書について

##### ① 事業報告書・年度 (項目数)

項目数は適切ですか

三者とも「非常に多い」「やや多い」の回答の合計は過半数に達する(評価委員長 59%、団体 53%、法人 69%) ことから、項目数が多すぎると感じている。

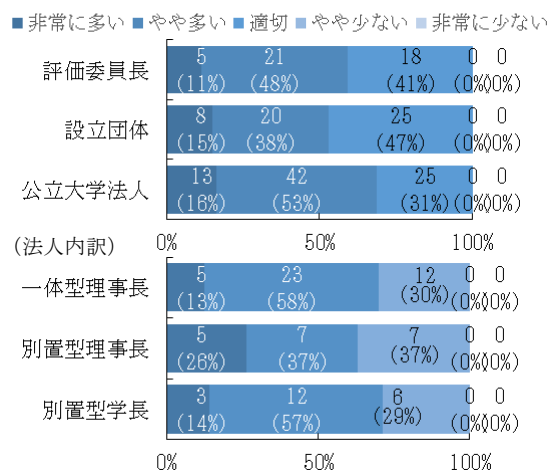


図 3-7 項目数

##### ② 事業報告書・年度 (記述量)

各項目における記述の量は適切ですか

三者とも記述の量は「適切」との回答が最も多く、評価委員長 63%、団体 63%、法人 56%とそれぞれ 50%を超えている。「やや多い」の回答にも注目すると、三者ともそれぞれ 30%を超えており、負担感をもつ現状も見られる。

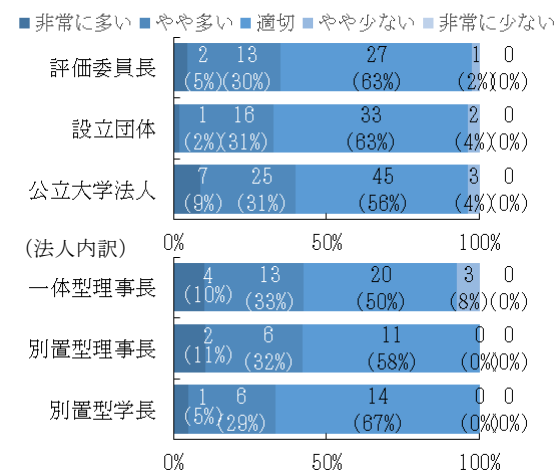


図 3-8 記述量

##### ③ 大学の活動を伝えるものか

各項目の記述内容は、法人が設置する大学の活動を具体的に伝えるものになっていますか

三者とも概ね肯定的な回答となっており、大学活動を伝えるものと受け止めている。

「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長は 43%、団体は 30%、法人は 38%であり、三者ともに十分に満足いく状況と考えていないことが読み取れる。

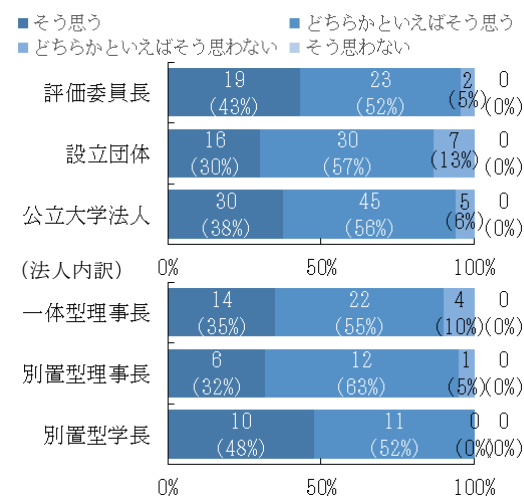


図 3-9 大学の活動を伝えるものか

(2) 中期目標に係る事業報告書について

① 事業報告書・中期 (項目数)

項目数は適切ですか

三者の「非常に多い」「やや多い」の回答の合計は約50%となり(評価委員長48%、団体63%、法人60%)、年度の事業報告書と同様、項目数が多すぎると感じている。

② 事業報告書・中期 (記述量)

各項目における記述の量は適切ですか

三者とも概ね適切であると感じている。「適切」の回答に注目すると、委員長は71%、団体は79%、法人は63%である。「非常に多い」と「やや多い」の回答を合わせると、委員長25%、団体20%、法人35%であり、法人が記述の量について、やや多いと感じている。

③ 大学の活動を伝えるものか

各項目の記述内容は、法人が設置する大学の活動を具体的に伝えるものになっていますか

三者とも概ね肯定的な回答となっている。「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長は32%、団体は33%、法人は33%であり、三者ともに十分満足いく状況と考えていないことが読み取れる。

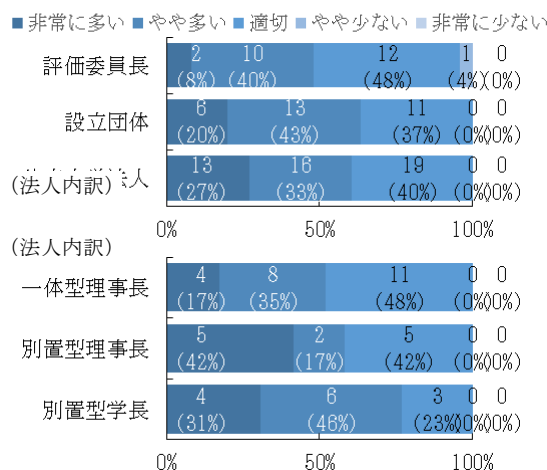


図3-10 項目数

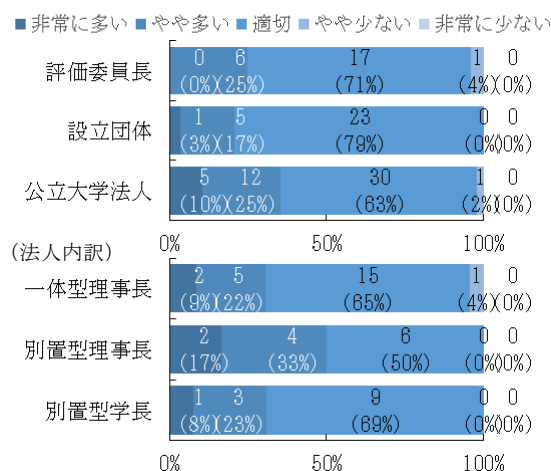


図3-11 記述量

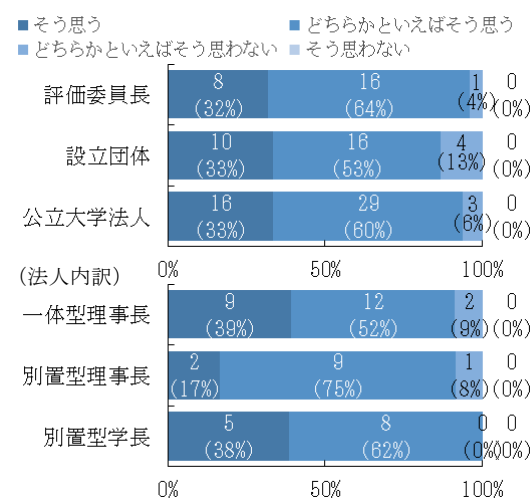


図3-12 大学の活動を伝えるものか

自由記述形式で、事業報告書の在り方に関して尋ねた。

#### 評価委員長

報告書は、大学の事業について、委員や社会が容易に理解できるよう、また大学改革の進行状況をすぐに把握できるツールとして、委員会が報告書によって、評価をより実質的、効率的に行うことができるものであるべきとの趣旨の回答が多かった。

(回答の一例)

- 各事業年度に係る事業報告書について

前年度に指摘された事項や評価の低かった事項に関して、どのような方策がされて、どこまで改善されたか、記述を求める報告書の様式を提案したい。

中期目標に係る事業報告書について

各事業年度の報告の集積とは別に、中期期間を通して、法人の理事長のリーダーシップで実現・改革できたこと等を示した事業報告書が望ましい。

- 一般県民が見て、大学の事業が理解できるものとする必要がある。

#### 設立団体

事業報告書にはわかりやすい表現を用いてほしいなどの意見が述べられていた。

(回答の一例)

- 法人から提出される事業報告書については、記載量が膨大すぎて評価委員が読み切れないといった課題があるため、実績の数値化、過去との比較のグラフ化等によりできる限り簡潔明瞭に作成する必要があると考える。
- 事業報告書は、大学運営の実績と成果を広く伝えるものであるため、市民視点での客観的な分かりやすさを確保することが重要である。

#### 公立大学法人

業務負担軽減や柔軟な目標設定の変更等についての要望が見受けられた。

(回答の一例)

- アピールしたい点や、一旦達成した項目についてさらに事業を行った場合など、もう少し柔軟に項目を途中追加あるいは修正できるような仕組みが必要と感じている。
- 評価のための基準やガイドラインがより明確・詳細に示されると、業務の負担は軽減すると思われる。

#### 4. 法人評価の方法及び法人評価結果の活用について

##### (1) 各事業年度業務実績評価について

##### ① 教育研究の評価 (複数回答可)

- A) 業務実績報告書の年度計画に沿った自己評価で、中期計画の進捗状況をチェックしている
- B) 業務実績報告書の年度計画に沿った自己評価を確認の上、必要に応じてコメントを書き込んでいる
- C) 業務実績報告書の年度計画に沿った自己評価を確認の上、中期計画の達成度について評定 (点数付け) を行っている
- D) その他 ( )

B の「業務実績報告書の年度計画に沿った自己評価を確認の上、必要に応じてコメントを書きこんでいる」の回答が最も多い。

##### ② 改善を促す視点

教育研究に関する評価に関し評価委員会は法人と議論を尽くし、改善を促す視点を提示していますか

肯定的な回答は、委員長100%、団体91%、法人は76%である。法人は他の二者と比べ、やや評価が厳しい。

「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長47%、団体51%、法人28%と三者ともに十分満足のいく状況と考えていないことが読み取れる。

##### ③ 計画の不達成の認定

評価委員会は計画の不達成を認定する場合はその理由の分析を行っていますか

三者とも不達成の理由の分析については肯定的な回答であるが、「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長51%、団体62%、法人は17%である。

この結果を見ると、三者とも不達成の際の理由の分析は十分と感じておらず、特に法人においてその割合が高い。

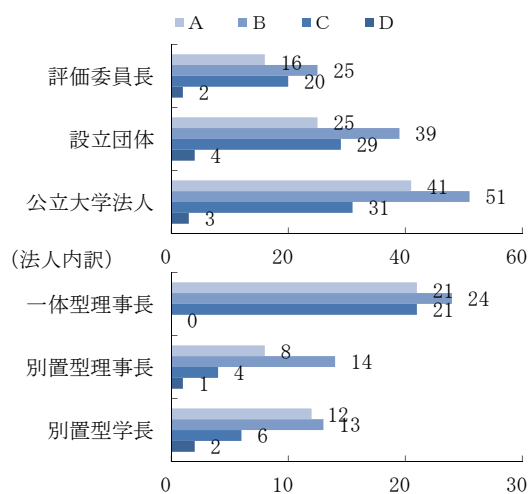


図 3-13 教育研究の評価

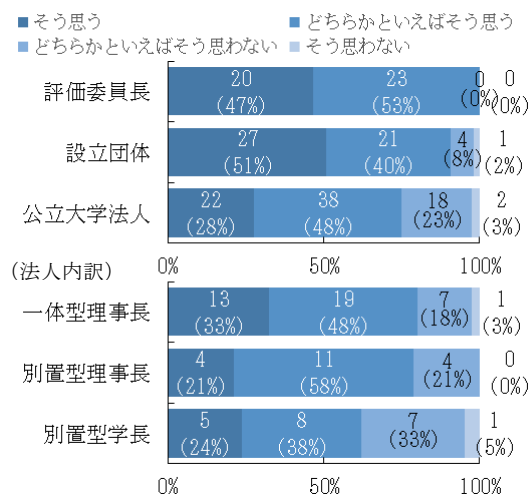


図 3-14 改善を促す視点

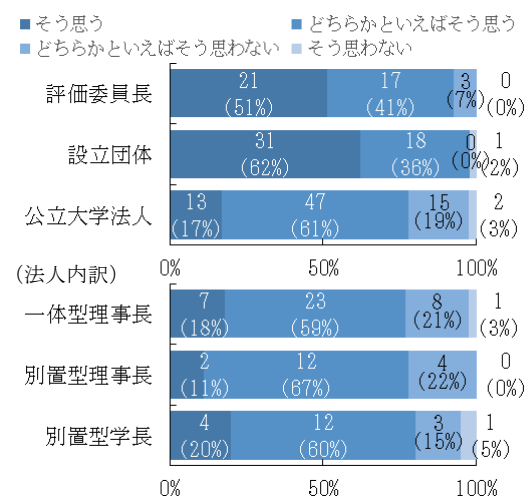


図 3-15 計画の不達成の認定

④ 見解の相違

法人評価結果について評価委員会と法人との間で見解の相違が残ることがありますか

見解の相違はほとんどないという回答が三者とも多数を占めているものの、「ときどきある」の回答の割合に注目すると、委員長 35%、団体 36%、法人 46%と、法人において見解の相違が残ると考えている割合が高い。

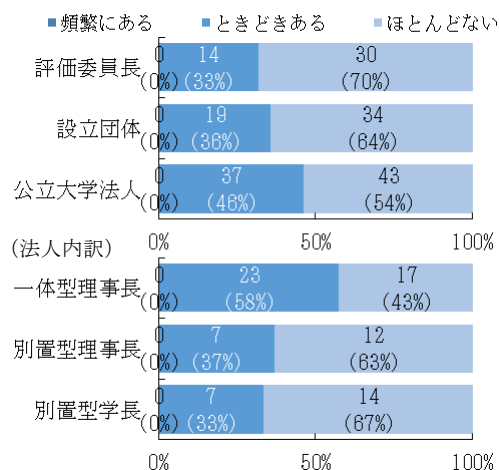


図 3-16 見解の相違

⑤ 結果を改善に生かす仕組み

法人は法人評価結果を改善に生かす仕組みとして十分活用していますか

肯定的な回答は、全体の 90%を超えており、三者とも、概ね評価結果を改善に生かしていると感じている。

ただし、「どちらかといえばそう思う」の回答の割合もそれぞれ高く、十分に活かしていると言いきれない割合も高い。

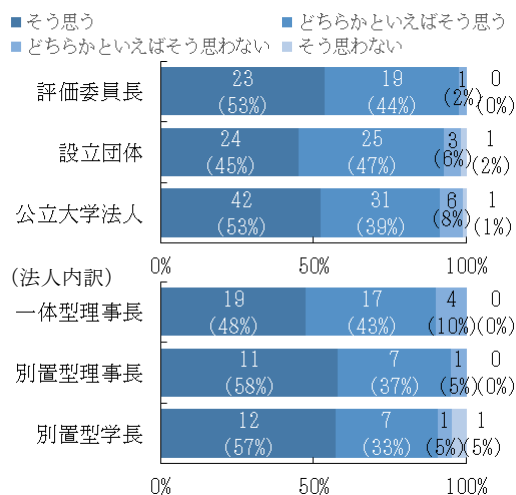


図 3-17 結果を改善に生かす仕組み

⑥ 委員会の役割 (長へ対して)

評価委員会は設立団体の長に対し意見を述べる際に、その役の役割を十分に果たしていますか

三者とも肯定的な回答が多数を占めている。「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長は 50%、団体は 57%である一方、法人は 26%にとどまり、厳しい評価となっている。

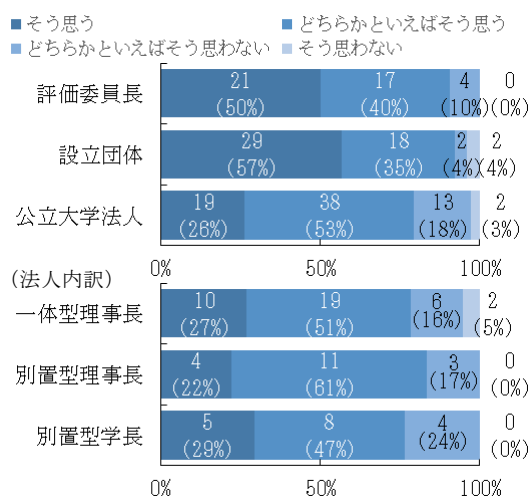


図 3-18 委員会の役割 (長に対して)



⑦ 長への説明の機会

評価委員会が設立団体の長へ直接説明する機会は十分ありますか

三者ともに肯定的な回答から否定的な回答まで、回答が分散した。肯定的な回答は委員長 40%、団体は 36%、法人 48%である。一方、否定的な回答は委員長 61%、団体は 65%、法人 52%であり、評価委員会の長への説明の機会について、評価は分かれている。

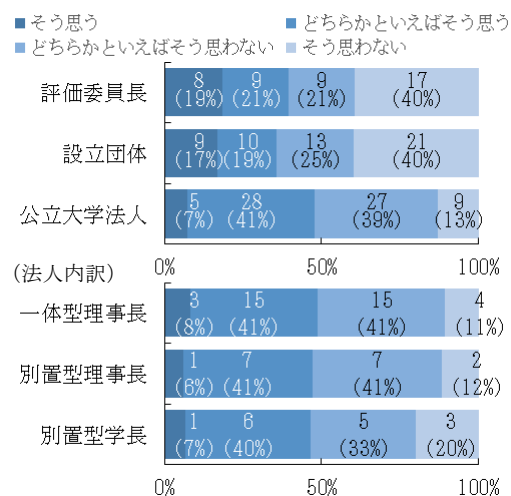


図 3-19 長への説明の機会

⑧ 結果の反映 (行政支援等)

設立団体は法人評価結果を設立団体の公立大学行政 (予算措置や支援) に十分に反映していますか

この設問では、肯定的な回答が委員長 81%、団体 72%であり、委員長、団体の二者は概ね評価結果を行政に反映していると感じている。一方、法人は肯定的な回答は 53%、否定的な回答は 48%であり、十分に反映していないと感じている法人もある。

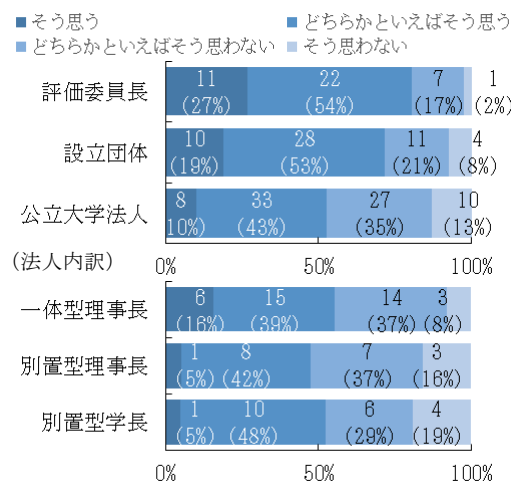


図 3-20 結果の反映 (行政支援等)

⑨ 社会への説明

評価報告書は社会に対し、法人の活動を十分に説明するものとなっていますか

三者とも評価報告書は社会へ十分説明するものであると感じているが、「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長が 42%、団体が 43%であり、法人は 26%であり、法人がやや十分でないと感じている。

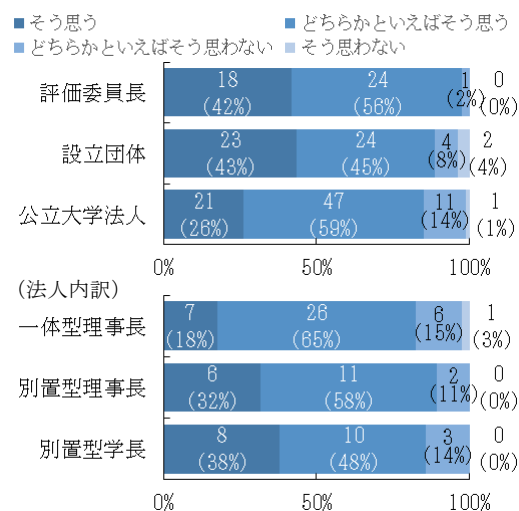


図 3-21 社会への説明

(2) 中期目標業務実績評価について

① 認証評価を踏まえているか

教育研究の評価を行うにあたって認証評価結果を適切に踏まえていますか

肯定的な回答は、委員長は92%、団体は86%、法人は75%であり、概ね肯定的にとられているものの、法人側において、否定的な回答も26%あり、十分に踏まえていると感じていない法人もある。

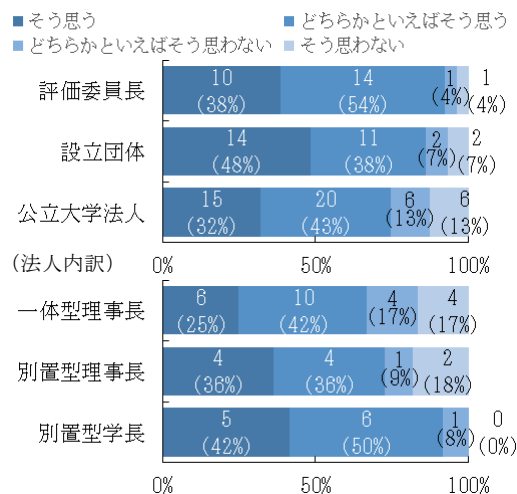


図 3-22 認証評価を踏まえているか

② 改善を促す視点

教育研究に関する評価に関し評価委員会は法人と議論を尽くし、改善を促す視点を提示していますか

肯定的な回答は、委員長は96%、団体は94%、法人は72%である。法人は頼み者と比べ、やや評価が厳しい。

「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長 42%、団体 60%、法人は 24%と三者ともに十分満足の行く状況と考えていないことが読み取れる。

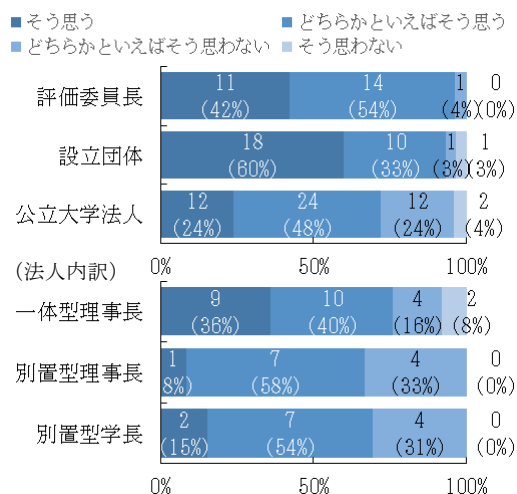


図 3-23 改善を促す視点

③ 不達成の認定

評価委員会は計画の不達成を認定する場合はその理由の分析を行っていますか

三者とも概ね不達成の理由の分析については肯定的な回答であるが、「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長は 52%、団体は 72%、法人は 28%である。

この結果を見ると、三者とも不達成の際の理由の分析は十分と感ずておらず、特に法人において、その割合が高い。

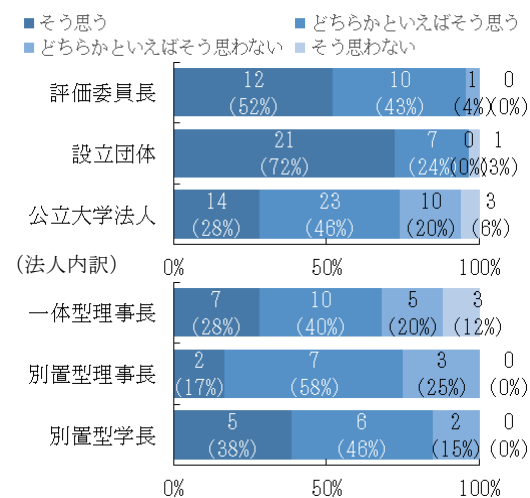


図 3-24 不達成の認定

④ 見解の相違

法人評価結果について評価委員会と法人との間で見解の相違が残ることがありますか

見解の相違はほとんどないという回答が三者とも多数を占めているものの、「ときどきある」の回答の割合に注目すると、委員長 23%、団体 30%、法人 48%と、法人において見解の相違が残ると考えている割合が高い。

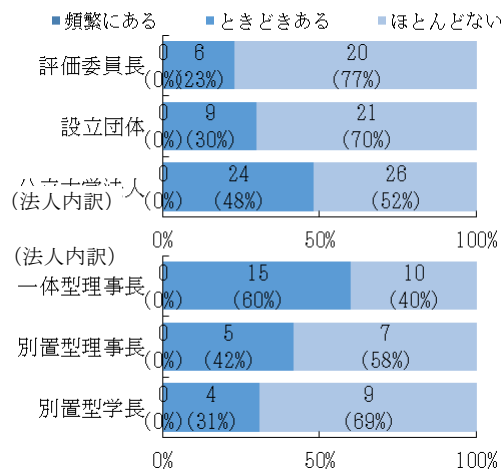


図 3-25 見解の相違

⑤ 結果を改善に生かす仕組み

法人は法人評価結果を改善に生かす仕組みとして十分活用していますか

肯定的な回答は、全体的に 90%を超えており、三者とも、評価結果を改善に生かしていると感じている。

「どちらかといえばそう思う」の回答の割合もそれぞれ高く、十分に活かしていると言いきれない割合も高い。

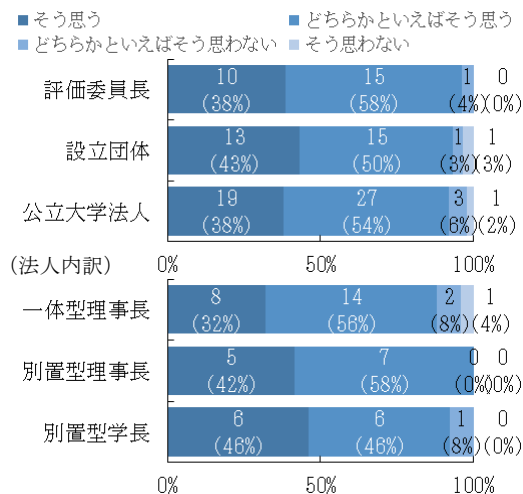


図 3-26 結果を改善に生かす仕組み

⑥ 委員会の役割 (長へ対して)

評価委員会は設立団体の長に対し意見を述べる際に、その役割を十分に果たしていますか

三者とも概ね肯定的な回答が多数を占めている。「そう思う」に注目すると、委員長は 40%、団体は 43%である一方、法人では 16%と厳しい評価となっている。

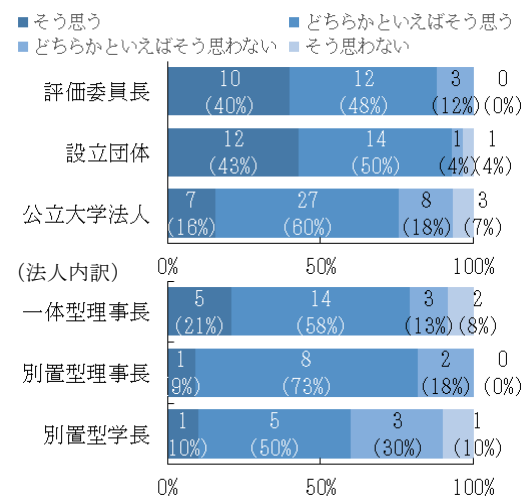


図 3-27 委員会の役割 (長へ対して)

⑦ 長への説明の機会

評価委員会が設立団体の長へ直接説明する機会は十分ありますか

三者ともに肯定的な回答から否定的な回答まで、回答が分散した。肯定的な回答は委員長 46%、団体は 43%、法人 51%である。一方、否定的な回答は委員長 54%、団体は 57%、法人 49%であり、評価委員会の長への説明の機会について、評価は分かれている。

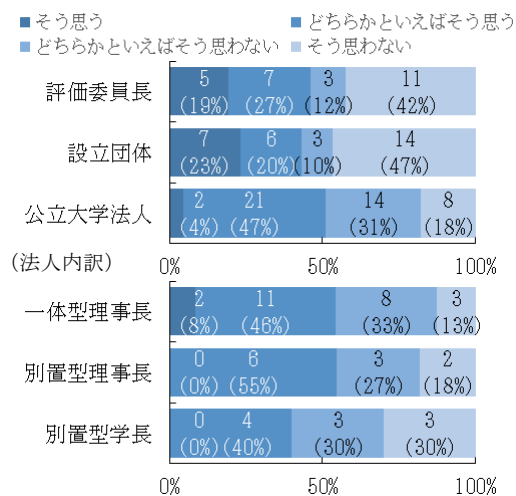


図 3-28 長への説明機会

⑧ 結果の反映 (行政支援等)

設立団体は法人評価結果を設立団体の公立大学行政 (予算措置や支援) に十分に反映していますか

この設問では、肯定的な回答が委員長 80%、団体 73%であり、委員長、団体の二者は概ね評価結果を行政に反映していると感じている。一方、法人は肯定的な回答は 53%、否定的な回答は 47%であり、十分に反映していないと感じている法人もある。

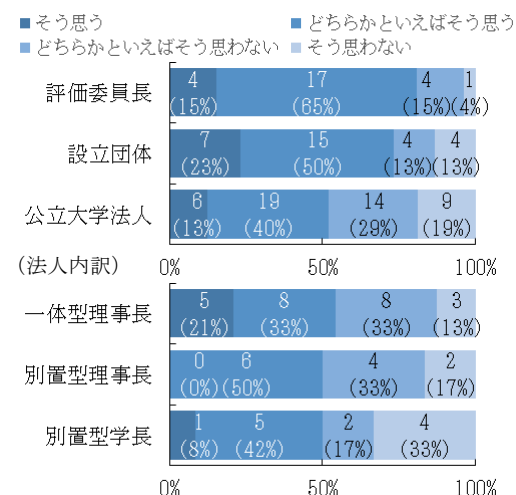


図 3-29 結果の反映 (行政支援等)

⑨ 社会への説明

評価報告書は社会に対し、法人の活動を十分に説明するものとなっていますか

三者とも評価報告書は社会へ十分説明するものであると感じているが、「そう思う」の回答の割合に注目すると、委員長が 42%、団体が 47%であり、法人は 28%であり、法人がやや十分でないと感じている。

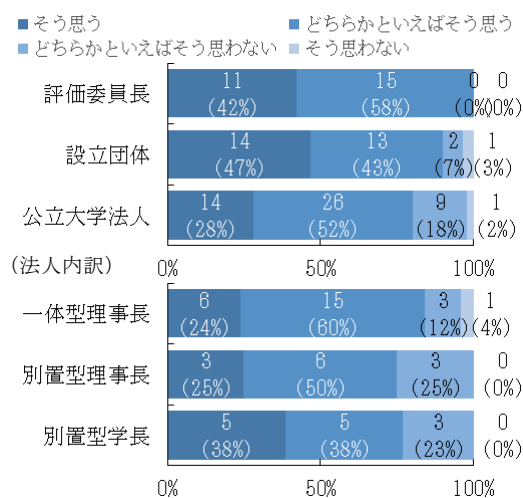


図 3-30 社会への説明

自由記述形式で、各事業年度及び中期目標に係る評価の方法や在り方等に関して尋ねた。

#### 評価委員長

法人の運営について、社会への説明責任等に言及した回答が多く見受けられた。また、負担軽減のための評価方法や報告書の在り方の提案が示された回答もあった。

（回答の一例）

- 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないよう配慮、大学の教育研究及び法人運営の進捗状況等について、県民に対してわかりやすく説明、法人の様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価し、公立大学法人を支援する。
- 評価を受ける側や行う側双方の負担が過度なものとならないよう、コンパクトかつ効率的な評価の方法を検討すべきではないか。

#### 設立団体

認証評価と法人評価の関係についての意見や、社会への説明責任等についての意見が述べられていた。

（回答の一例）

- 認証評価結果をどのように踏まえれば良いのか不明確であるため、指針があると良い。
- 中期目標期間中の評価を行う年度と認証評価機関の評価結果が出る年度にズレがあるため、認証評価機関の評価結果を踏まえづらい。

#### 公立大学法人

認証評価と法人評価の関係について、また中期目標期間中の計画の変更等の柔軟性に関連すること、さらには評価結果に対する設立団体への行政支援等を求める回答が見受けられた。

（回答の一例）

- 一度定めた中期目標が、その後の状況の変化等により、そぐわない場合がある。その場合でも、目標の変更が容易でないため、当初の目標に縛られてしまう。状況の変化に応じて、目標の変更等が容易にできる仕組みが必要であると思われる。
- 教育機関としての理解はあるが、近年求められている教育成果の社会還元の体制に対して、人的配置が見られない。
- 教育研究の評価について、公立大学法人評価は、認証評価の結果を「踏まえる」とされているが、認証評価と公立大学法人評価では基本的には評価の視点が異なることから、認証評価結果をどのように法人評価に対応するのが難しいのではないか。
- S（最高）評価を得た際、その結果（努力）を勘案し、運営費交付金などに反映できる仕組みがあっても良いと考える。

### 5. 公立大学法人評価制度に関する問題意識等

#### 識等

#### ① 法人評価の負担感

法人評価の業務に従事するご自身の負担感についてお聞かせください

三者とも「負担感は極めて大きい」と「負担感是比较的大きい」を合わせた回答が多く、委員長 55%、団体 84%、法人 79%である。

負担については、団体と法人はより負担感が大きい。

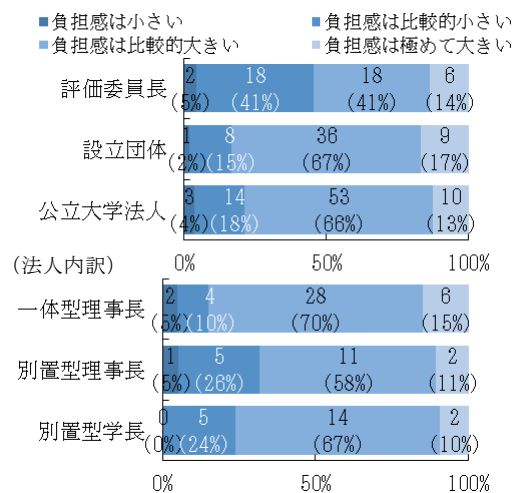


図 3-31 法人評価の負担感

#### ② 委員や評価担当者の研修の必要性

評価委員や設立団体、法人の事務担当者の研修等が必要ですか

委員や担当者の研修については、委員長では、必要、必要でない、で回答が分散した。一方で、団体や法人はどちらかといえば研修等が望まれていることが示されている。

肯定的な回答に注目すると、委員長は 52%、団体は 72%、法人は 79%である。

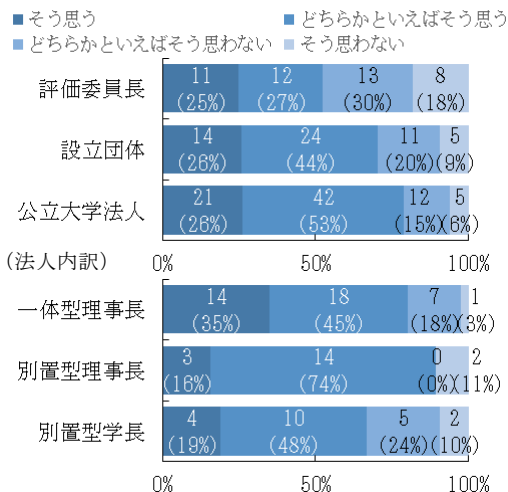


図 3-32 委員や評価担当者の研修の必要性

③ 評価の蓄積、ノウハウ等

各設立団体が蓄積した法人評価のノウハウ等を設立団体間で共有する仕組みや機会が必要ですか

肯定的な回答は委員長 75%、団体 93%、法人 78%と概ね三者とも必要性の高さを示しており、団体側において特に必要と感じている。

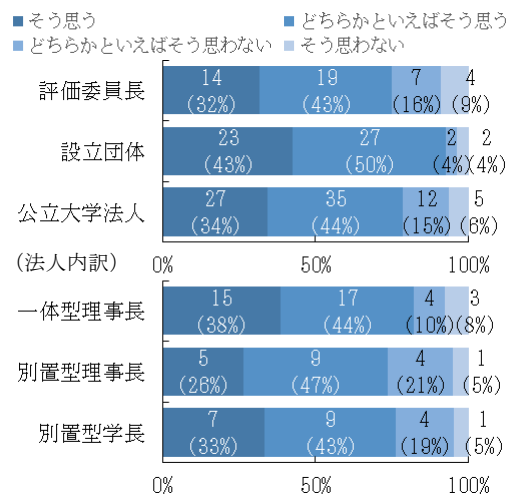


図 3-33 評価の蓄積、ノウハウ

④ 共通の指針等

法人評価に関して参考となる共通の指針等が必要ですか

肯定的な回答は委員長 80%、団体 87%、法人 80%であり、概ね三者とも共通の指針等が必要と感じている。特に、団体がその必要性を感じている。

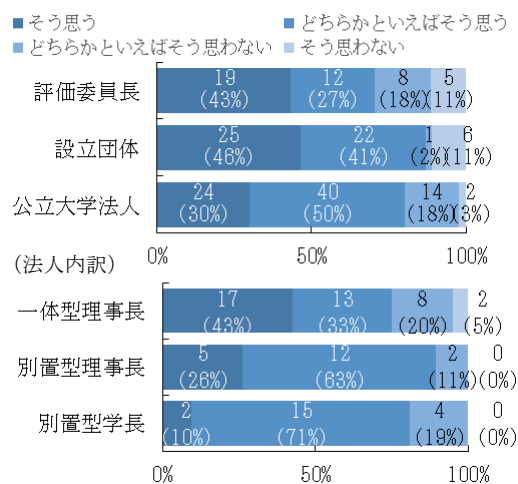


図 3-34 共通の指針等

自由記述形式で、法人評価の負担軽減・実質化に関して尋ねた。

#### 評価委員長

公立大学法人は多様であり、共通の指針の策定には慎重であるべきという記述が見受けられた。また、自身の負担感はそれほど感じていないという回答もあった。

(回答の一例)

- 画一的な評価制度を設けることが、個性の発揮を抑えることにもつながりかねないので、慎重であるべきだと思う。
- 評価委員の負担が少し増えてもよいので、前年度の法人評価で指摘された事項、あるいは評価がよくなかった事項のそれぞれに、法人がどのように対応したかを説明する機会が必要である。それによって、法人の教育・研究・社会貢献が一層進歩する筈である。
- 法人評価に関し、相互の意思疎通を測り、評価結果を次年度に反映させれば、実質化が図れると思う。また、法人の設置者である知事が、中期目標・中期計画に取り組み、評価結果を運営交付金などの大学支援に確実に反映させることも、実質化に有効に働くであろう。

#### 設立団体

法人評価について負担を感じており、軽減するための方法や教育研究等の評価の在り方に関しては、共通の指針等を求める記述が多く見受けられた。

(回答の一例)

- 評価の負担軽減のためには、事業報告書における、事業実績の記述及び法人自己評価の理由の記述をコンパクトかつ明確にすることで、多忙な委員にも適正な評価がいただけると考えている。そのため、設置団体からも、記述の仕方について、よりよくなるよう法人に対して促していく必要があると考えている。

#### 法人

自身の負担感に関する記述が多く見受けられた。今後の評価方法への提案や要望なども多い。

(回答の一例)

- 現在、法人評価の手法については、各設置団体に任されているため、設置団体ごとに評価の方法が異なり、また情報交換の場もないため、法人によっては負担が大きくなっているところがあるのではないかと危惧される。そういったものを防止するため、法人評価の共通指針や評価委員会の活動指針など、標準的な共通指針や情報交換の場は必要と考える。



## 6 その他、意見、提案等

自由記述形式で、法人評価制度の適正な運用や課題の解決について、教育研究評価に対する支援などへの要望等を尋ねた。

### 評価委員長

評価に関わる評価委員や担当者が評価について理解することの重要性や、他大学の先行事例の共有が必要であるという回答が見受けられた。

(回答の一例)

- 評価に関わる関係者の、公立大学への理解度や評価への取組姿勢、並びに相互理解が必要である。
- 公立大学は多様であるため、基本的には他大学との比較は必要ないが、例えば特色的な取組みのまとめ等、参考となる情報の共有があると望ましい。

### 設立団体

法人評価の際の、認証評価結果の踏まえ方について、明確化を求める声が見受けられた。

(回答の一例)

- 法人評価と認証評価の関係については、地方独立行政法人法第79条の「踏まえる」の定めの詳細が不明瞭であり、明確化されるべきである。

### 公立大学法人

評価委員会の構成や、評価結果の活用に関する回答が見受けられた。

(回答の一例)

- 教育研究の評価に関してだけでも、地域ブロック別等の広域的な委員会組織の構成や、地域外の外部委員との交流制度などの導入が望まれる。
- 評価結果と財政支援が必ずしも連動しておらず、課題がある。
- 効果的な方法での評価結果の公開等、社会に法人のことが認知されるような広報が望まれる。

### 3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

「公立大学法人評価に関するアンケート調査 回答様式Ⅱ（公立大学設立団体）」において、公立大学法人設立団体に対し主として、以下の内容でアンケート調査を行った。

発出先及び発出数は、公立大学法人設立団体 56、回収数は 56 であった（回収率 100%）。

以下の設問への回答について、項目ごとに、表もしくはグラフを用いて概括する。

なお、各設立団体の回答結果の詳細は、資料編の資料 4 を参照されたい。

#### 公立大学法人評価に関するアンケート調査 回答様式Ⅱ（公立大学設立団体）

##### 1 担当する事務部局の基本情報

##### 2 評価委員会の構成

(1) 評価委員会の名称等について

① 名称

② 定数（委員の種別等があればそれについてもご記入ください）

③ 任期（1期の年数と、再任、再再任等の可否）

(2) 評価委員会の現在の構成について

##### 3 評価委員会の活動

(1) 平成 25 年度に実施された平成 24 事業年度評価に関する活動

(2) 中期目標期間の評価に関する活動

(3) 中期目標期間の 4 年目などで行う中間的な評価に関する活動

##### 4 法人評価の方法及び法人評価結果の活用について

(1) 法人評価の方法等について（各事業年度及び中期目標期間の評価における状況）

(2) その他、法人評価の実施に関する課題について

##### 5 法人評価のための情報収集等について

##### 6 大学の教育研究の特性への配慮について

##### 7 法人評価の実質化に向けての取組み、要望等

## 1 担当する事務部局の基本情報

法人評価を担当する事務部局における以下の基本情報①～③を記述式で尋ねた。

- ① 設立している公立大学法人名
- ② 公立大学担当部局名 及び 実際の業務にあたる職員数
- ③ 法人評価担当部局名（②と異なる場合）及び 実際の業務にあたる職員数

その結果、公立大学担当部局と法人評価担当部局が異なる設立団体は、6 団体であった。（青森県、秋田県、新潟県、大阪府、大分県、北九州市）。

公立大学法人評価担当部局において、実際の業務にあたる職員数を1名と回答した設立団体は18 であった。

表 3-4 は各設立団体からの回答結果についての一覧表である。

表 3-4 公立大学法人設立団体が設立する法人、公立大学担当部局、法人評価担当部局等

	設立団体	①設立している法人名	法人が設置する大学名	②公立大学担当部局名	実際の業務にあたる職員数	③法人評価担当部局名	実際の業務にあたる職員数
1	北海道	北海道公立大学法人札幌医科大学	札幌医科大学	総務部法人局大学法人室	6 ※うち評価担当1	同左	
2	青森県	公立大学法人青森県立保健大学	青森県立保健大学	健康福祉部健康福祉政策課	1	総務部行政経営管理課	2
3	岩手県	公立大学法人岩手県立大学	岩手県立大学	総務部総務室	1（兼務）	同左	
4	宮城県	公立大学法人宮城大学	宮城大学	総務部私学文書課	3	同左	
5	秋田県	公立大学法人秋田県立大学	秋田県立大学	学術国際局学術振興課	6	総務部総務課	2
		公立大学法人国際教養大学	国際教養大学		5		
6	山形県	公立大学法人山形県立保健医療大学	山形県立保健医療大学	健康福祉部健康福祉企画課	2	同左	
		山形県公立大学法人	山形県立米沢栄養大学	山形県総務部学事文書課	2	同左	

第3章 アンケート調査  
3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

	設立団体	①設立している法人名	法人が設置する大学名	②公立大学担当部局名	実際の業務にあたる職員数	③法人評価担当部局名	実際の業務にあたる職員数
7	福島県	公立大学法人 福島県立医科大学	福島県立医科大学	総務部私学・法人課	2	同左	
		公立大学法人 会津大学	会津大学				
8	埼玉県	公立大学法人 埼玉県立大学	埼玉県立大学	保健医療部保健医療政策課	1.5	同左	
9	東京都	公立大学法人 首都大学東京	首都大学東京	総務局首都大学支援部	3	同左	
		公立大学法人 首都大学東京	産業技術大学院大学				
10	新潟県	公立大学法人 新潟県立看護大学	新潟県立看護大学	総務管理部	4	知事政策局政策評価室	2
		公立大学法人 新潟県立大学	新潟県立大学				
11	山梨県	公立大学法人 山梨県立大学	山梨県立大学	総務部私学文書課	2	同左	
12	石川県	石川県公立大学法人	石川県立看護大学	総務部総務課	1	同左	2
			石川県立大学				
13	福井県	公立大学法人 福井県立大学	福井県立大学	総務部大学・私学振興課	3	同左	
14	岐阜県	公立大学法人 岐阜県立看護大学	岐阜県立看護大学	健康福祉部地域医療推進課	2	同左	
15	静岡県	静岡県公立大学法人	静岡県立大学	文化・観光部文化学術局大学課	4	同左	
		公立大学法人 静岡文化芸術大学	静岡文化芸術大学				

第3章 アンケート調査  
3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

	設立団体	①設立している法人名	法人が設置する大学名	②公立大学担当部局名	実際の業務にあたる職員数	③法人評価担当部局名	実際の業務にあたる職員数
16	愛知県	愛知県公立大学法人	愛知県立大学 愛知県立芸術大学	県民生活部学事振興課	4（課長以下職員）	同左	
17	三重県	公立大学法人三重県立看護大学	三重県立看護大学	健康福祉部医療対策局	3	同左	
18	滋賀県	公立大学法人滋賀県立大学	滋賀県立大学	総務部総務課	2	同左	
19	京都府	京都府公立大学法人	京都府立大学 京都府立医科大学	文化環境部府大学振興課	1	同左	
20	大阪府	公立大学法人大阪府立大学	大阪府立大学	府民文化部私学・大学課	4	財務部行政改革課	2
21	兵庫県	公立大学法人兵庫県立大学	兵庫県立大学	企画県民部管理局大学課	8	同左	2
22	奈良県	公立大学法人奈良県立医科大学	奈良県立医科大学	医療政策部病院マネジメント課	3	同左	
23	和歌山県	公立大学法人和歌山県立医科大学	和歌山県立医科大学	福祉保健部健康局医務課	1	同左	
24	鳥取県、鳥取市	公立大学法人鳥取環境大学	鳥取環境大学	鳥取県地域振興部、鳥取市地域企画推進部	4	同左	
25	島根県	公立大学法人島根県立大学	島根県立大学	総務部総務課学事グループ	2	同左	
26	岡山県	公立大学法人岡山県立大学	岡山県立大学	総務部総務学事課学事班	1	同左	
27	広島県	公立大学法人県立広島大学	県立広島大学	環境県民局学事課	4※管理職を除く	同左	2

第3章 アンケート調査

3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

	設立団体	①設立している法人名	法人が設置する大学名	②公立大学担当部局名	実際の業務にあたる職員数	③法人評価担当部局名	実際の業務にあたる職員数
28	山口県	公立大学法人山口県立大学	山口県立大学	総務部学事文書課	1	同左	
29	愛媛県	公立大学法人愛媛県立医療技術大学	愛媛県立医療技術大学	保健福祉部管理局保健福祉課	1	同左	
30	高知県	高知県公立大学法人	高知県立大学	文化生活部私学・大学支援課	2~4	同左	
		公立大学法人高知工科大学	高知工科大学				
31	福岡県	公立大学法人九州歯科大学	九州歯科大学	総務部私学学事振興局学事課	5	同左	
		公立大学法人福岡女子大学	福岡女子大学				
		公立大学法人福岡県立大学	福岡県立大学				
32	長崎県	長崎県公立大学法人	長崎県立大学	総務部学事振興室	2	同左	
33	熊本県	公立大学法人熊本県立大学	熊本県立大学	総務部文書私学局県政情報文書課	1	同左	
34	大分県	公立大学法人大分県立看護科学大学	大分県立看護科学大学	福祉保健部医療政策課	1	企画振興部政策企画課	
		公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	大分県立芸術文化短期大学	企画振興部学術国際局学術振興課	1	同左	
35	札幌市	公立大学法人札幌市立大学	札幌市立大学	市長政策室政策企画部企画課	1	同左	
36	横浜市	公立大学法人横浜市立大学	横浜市立大学	政策局大学調整課	2	同左	
37	名古屋市	公立大学法人名古屋市立大学	名古屋市立大学	総務局企画部大学政策室	課長級1、係長級1、係員2	同左	

第3章 アンケート調査  
3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

	設立団体	①設立している法人名	法人が設置する大学名	②公立大学担当部局名	実際の業務にあたる職員数	③法人評価担当部局名	実際の業務にあたる職員数
38	京都市	公立大学法人京都市立芸術大学	京都市立芸術大学	行財政局総務部総務課	2	同左	
39	大阪市	公立大学法人大阪市立大学	大阪市立大学	経済戦略局総務部総務課大学支援担当	5	同左	
40	神戸市	公立大学法人神戸市外国語大学	神戸市外国語大学	行財政局行政監察部行政経営課	3	同左	
41	広島市	公立大学法人広島市立大学	広島市立大学	企画総務局企画調整部企画調整課	4 ※うち3は他業務と兼務	同左	
42	北九州市	公立大学法人北九州市立大学	北九州市立大学	産業経済局高度人材育成課	—	総務企画局行政経営室	1
43	青森市	公立大学法人青森公立大学	青森公立大学	市民政策部政策推進課	2	同左	
44	秋田市	公立大学法人秋田公立美術大学	秋田公立美術大学	企画財政部企画調整課公立大学法人担当	3	同左	
45	高崎市	公立大学法人高崎経済大学	高崎経済大学	総務部企画調整課	4	同左	
46	前橋市	公立大学法人前橋工科大学	前橋工科大学	総務部行政管理課	1	同左	
47	金沢市	公立大学法人金沢美術工芸大学	金沢美術工芸大学	総務局行政経営課	1	同左	
48	下関市	公立大学法人下関市立大学	下関市立大学	総務部総務課	1	同左	
49	宮崎市	公立大学法人宮崎公立大学	宮崎公立大学	企画財政部 企画政策課	1	同左	
50	長岡市	公立大学法人長岡造形大学	長岡造形大学	市長政策室政策企画課	2	同左	
51	都留市	公立大学法人都留文科大学	都留文科大学	総務部政策形成課	3	同左	

第3章 アンケート調査

3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

	設立団体	①設立している法人名	法人が設置する大学名	②公立大学担当部局名	実際の業務にあたる職員数	③法人評価担当部局名	実際の業務にあたる職員数
52	敦賀市	公立大学法人敦賀市立看護大学	敦賀市立看護大学	企画制作部際策推進課	1	同左	
53	新見市	公立大学法人新見公立大学	新見公立大学	総務部総務課	2	同左	
54	尾道市	公立大学法人尾道市立大学	尾道市立大学	総務部総務課	1	同左	
55	函館圏公立大学広域連合	公立大学法人公立はこだて未来大学	公立はこだて未来大学	函館市企画部	5	同左	
56	北部広域市町村圏事務組合	公立大学法人名桜大学	名桜大学	広域振興課	2	同左	



## 2 評価委員会の構成

（公立大学法人を評価する専門部会等がある場合は、親となる委員会ではなく当該部会に関する回答を求めた）

### （1）評価委員会の名称等について

評価委員会の名称、委員定数、任期について記述式で尋ねた。

その結果、公立大学法人以外の地方独立行政法人を設立している設立団体においては、公立大学法人をより専門的に評価するため専門部会等を置いている場合もある（北海道、東京都）。また、新潟県公立大学法人評価委員会には、法人ごとの専門部会が置かれている。

評価委員会に専門委員を置いている設立団体は2であった（青森県、岐阜県）。

任期については、埼玉県を除く55団体が3年と回答があった。また、就任年数の上限については、8年や10年など年数の回答があった団体が9あったが、年齢の上限を設けた団体も1あった（金沢市。70歳まで）

各設立団体からの回答結果については以下のとおり取りまとめた。

表3-5 公立大学法人を評価する評価委員会の名称、定数、任期について

	設立団体	①評価委員会名	②定数	③任期	再任
1	北海道	北海道地方独立行政法人評価委員会 公立大学部会	10人以内	2年 ※最大4期・8年	○
2	青森県	青森県地方独立行政法人評価委員会（専門委員を置く）	5人以内	2年 ※通算10年以内	○
3	岩手県	岩手県地方独立行政法人評価委員会	5人以内	2年	○
4	宮城県	公立大学法人宮城大学評価委員会	10人以内	2年	○
5	秋田県	秋田県地方独立行政法人評価委員会	5人以内	2年	○
6	山形県	山形県公立大学法人評価委員会	10人以内	2年	○
7	福島県	福島県公立大学法人評価委員会	6人以内	2年	○
8	埼玉県	埼玉県地方独立行政法人評価委員会	5人以内	3年	○
9	東京都	東京都地方独立行政法人評価委員会 公立大学分科会	21人以内 (分科会は定数なし)	2年	○
10	新潟県	新潟県公立大学法人評価委員会 ・新潟県公立大学法人評価委員会県立大学部会 ・新潟県公立大学法人評価委員会看護大学部会	8人以内	2年	○

第3章 アンケート調査  
3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

	設立団体	①評価委員会名	②定数	③任期	再任
11	山梨県	山梨県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
12	石川県	石川県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
13	福井県	公立大学法人福井県立大学評価委員会	5人以内	2年	○
14	岐阜県	岐阜県地方独立行政法人評価委員会 (専門委員を置く)	4人以内 ※別に専門委員4名	2年	○
15	静岡県	静岡県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
16	愛知県	愛知県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年 ※原則通算5期を超えて再任しない	○
17	三重県	三重県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年 ※再任の上限は8年間	○
18	滋賀県	滋賀県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
19	京都府	京都府公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
20	大阪府	大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会	5人以内	2年	○
21	兵庫県	兵庫県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
22	奈良県	奈良県公立大学法人奈良県立医科大学 評価委員会	6人以内	2年 ※10年を超えない期間	○
23	和歌山県	和歌山県公立大学法人評価委員会	6人以内	2年	○
24	鳥取県、 鳥取市	公立大学法人鳥取環境大学評価委員会	5人以内	2年	○
25	島根県	島根県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年 ※10年まで	○
26	岡山県	岡山県地方独立行政法人評価委員会	3人以内	2年	○
27	広島県	広島県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
28	山口県	山口県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
29	愛媛県	愛媛県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
30	高知県	高知県公立大学法人評価委員会	5人	2年	○

第3章 アンケート調査  
3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

	設立団体	①評価委員会名	②定数	③任期	再任
31	福岡県	福岡県公立大学法人評価委員会	5人以内	2年 ※最大10年まで	○
32	長崎県	長崎県公立大学法人評価委員会	7人以内	2年	○
33	熊本県	公立大学法人熊本県立大学評価委員会	5人以内	2年 ※通算3期以内	○
34	大分県	大分県地方独立行政法人評価委員会	5人以内	2年 ※最長10年	○
35	札幌市	札幌市地方独立行政法人評価委員会	5人以内	2年	○
36	横浜市	横浜市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
37	名古屋市	名古屋市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
38	京都市	公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会	5人以内	2年	○
39	大阪市	大阪市公立大学法人評価委員会	7人以内	2年	○
40	神戸市	神戸市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
41	広島市	広島市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
42	北九州市	北九州市地方独立行政法人評価委員会	5人以内	2年	○
43	青森市	青森市地方独立行政法人評価委員会	5人以内	2年	○
44	秋田市	秋田市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
45	高崎市	高崎市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
46	前橋市	前橋市公立大学法人評価委員会	6人以内	2年	○
47	金沢市	金沢市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年 ※70歳まで	○
48	下関市	下関市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
49	宮崎市	宮崎市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
50	長岡市	長岡市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○

第3章 アンケート調査  
3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

	設立団体	①評価委員会名	②定数	③任期	再任
51	都留市	都留市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
52	敦賀市	敦賀市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
53	新見市	新見市地方独立行政法人評価委員会	5人以内	2年	○
54	尾道市	尾道市公立大学法人評価委員会	5人以内	2年	○
55	函館圏公立大学広域連合	函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会	5名	2年	○
56	北部広域市町村圏事務組合	公立大学法人名桜大学評価委員会	5人以内	2年	○

（2）評価委員会の現在の構成について

評価委員会の各委員について、委員の種別（委員長、委員、専門委員等の別）、委員名、現職等、属性、委員の人数、経験年数を記述式（属性のみ選択式）で尋ねた。

評価委員の現員数については、5名である設立団体が最も多く（40団体、71.4%）、最少は3名（新見市地方独立行政法人評価委員会）、最多は8名（山形県公立大学法人評価委員会、東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会、新潟県公立大学法人評価委員会）。このうち、山形県公立大学法人評価委員会及び新潟県公立大学法人評価委員会の委員数が多い理由は、法人が複数設立されていることが推定される。

各設立団体からの回答について、現員数別、各評価委員の経験年数別に以下のとおりそれぞれ取りまとめた。

構成現員数別 評価委員会数の分布

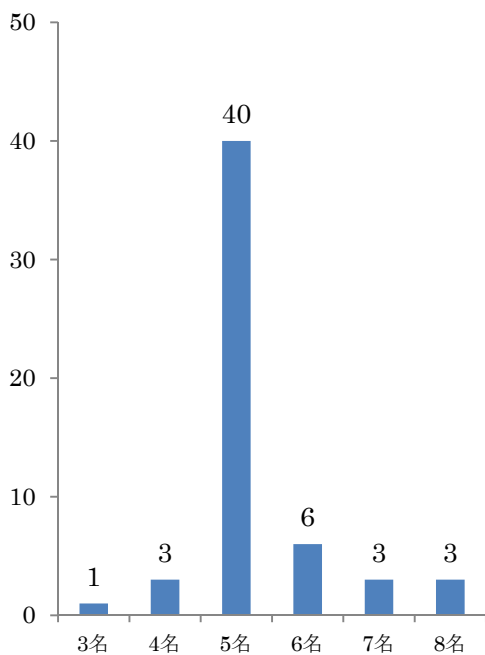


図3-35 構成現員数別 評価委員会数

各評価委員の経験年数別の分布

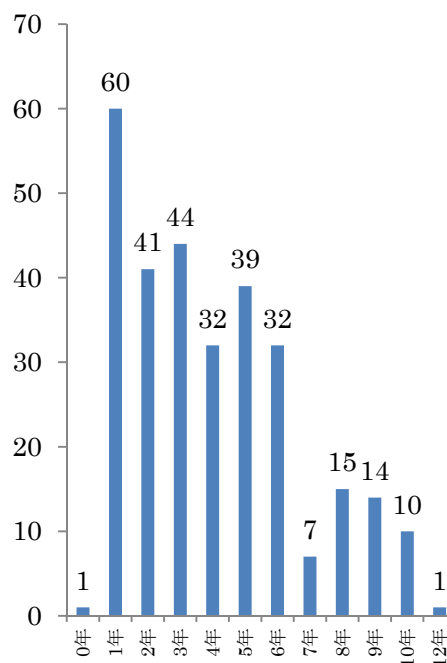


図3-36 評価委員の経験年数別人数

第3章 アンケート調査  
3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

各評価委員の選考上の背景となる属性については、高等教育が最も多く、次に経済界（会社役員等）、会計士と続く。各委員の属性の内訳は以下のとおりである。

※ 記載のあった回答をそのまま集計した。属性の回答欄に、職業や専門分野が記載されているなど選択肢でない回答があった場合は、すべて「その他」にカウントした。

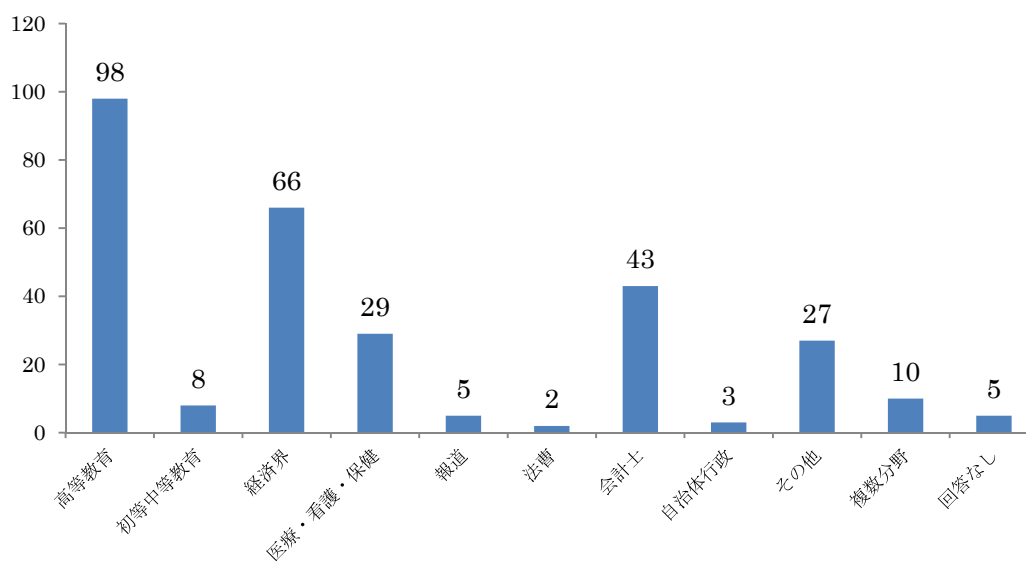


図3-37 各評価委員の属性別集計

### 3 評価委員会の活動

本設問においては、平成25年度に実施された平成24事業年度評価に関する評価委員会の活動、中期目標期間の評価に関する評価委員会の活動、中期目標期間の4年目などで行う中間的な評価に関する活動のそれぞれについて、会議等の名称、開催月、主な議題、法人側の主な参加者の4点を記述式で尋ねた。

以下のまとめは、会議等の名称の回答欄に記載があったものを1回とカウントし、集計した。回答者により、法人へのヒアリングの機会を会議数にカウントしていない可能性が排除できない。

#### （1）平成25年度に実施された平成24事業年度評価に関する評価委員会の活動

平成24年度までに公立大学法人を設立した51団体を対象として集計した。

平成25年度に実施された平成24事業年度評価に関する評価委員会の開催については、2～4回開催している委員会が多く見られた（大学視察等も含む場合がある。以下同）。

最少開催回数は1回（山形県公立大学法人評価委員会、公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会）、最多開催回数は7回（横浜市公立大学法人評価委員会）であった。

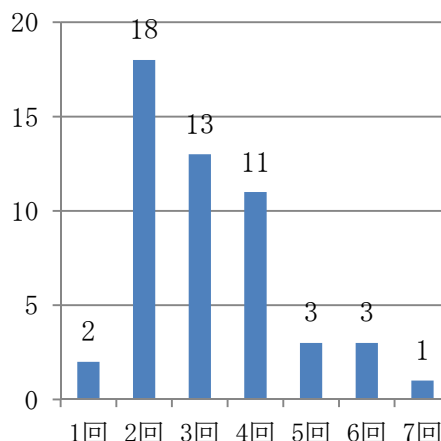


図3-38 平成25年度に実施された平成24事業年度評価に関する評価委員会の活動回数

#### （2）中期目標期間の評価に関する評価委員会の活動

第1期中期目標期間を終えた法人を設立する31団体を対象とし集計した。

標期間の評価に関する評価委員会については、2～5回開催されている評価委員会が多く見られた。最少開催回数は1回（青森県地方独立行政法人評価委員会、大分県地方独立行政法人評価委員会）、最多開催回数は7回（名古屋市公立大学法人評価委員会）であった。

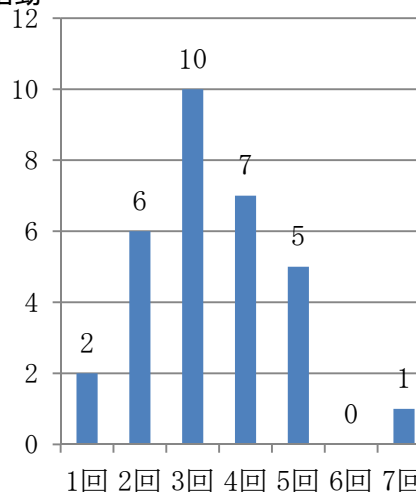


図3-39 中期目標期間評価に関する評価委員会の活動回数

（3）中期目標期間の4年目などで行う中間的な評価に関する活動

第1期中期目標期間を終えた法人を設立する31団体を対象とし集計した。

中期目標期間の4年目などで行う中間的な評価に関する活動については、うち14団体が回答欄未記入もしくは「行っていない」との回答あった。6回行っている委員会も2あった（福岡県公立大学法人評価委員会、名古屋市公立大学法人評価委員会）。

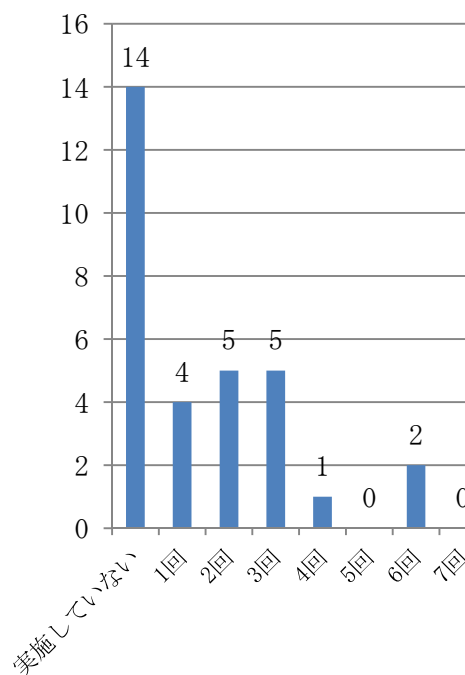


図 3-40 中期目標期間の4年目などで行う中間的な評価に関する評価委員会の活動回数



第3章 アンケート調査  
3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

4 法人評価の方法及び法人評価結果の活用について

本設問においては、①から⑨の設問に対し選択式で尋ね、⑩については自由記述形式で尋ねた。回答結果については、以下のとおりとなった。なお、個々の設問において、回答欄に回答がなかった設立団体は母数に含めず集計した。また、中期目標期間の評価については、第1期が終了していない設立団体からも回答があったが、区別せず集計した。

表3-6 法人評価の方法及び法人評価結果の活用について

①評価基準の有無		各事業年度の評価				中期目標期間の評価			
		有	無			有	無		
		51 (94.4%)	3 (5.6%)			33 (84.6%)	6 (15.4%)		
②評価結果の示し方 (複数回答有)	大項目 (教育研究等の評価)	記述式 16 (30.8%)	4段階 9 (17.3%)	5段階 33 (63.5%)	その他 1 (1.9%)	記述式 8 (22.2%)	4段階 4 (11.1%)	5段階 28 (77.8%)	その他 1 (2.8%)
	大項目 (その他の評価)	記述式 10 (20.0%)	4段階 9 (18.0%)	5段階 38 (76.0%)	その他 0 (0.0%)	記述式 7 (20.0%)	4段階 4 (11.4%)	5段階 28 (80.0%)	その他 0 (0.0%)
	小項目	記述式 9 (18.0%)	4段階 28 (56.0%)	5段階 15 (30.0%)	その他 2 (4.0%)	記述式 5 (16.1%)	4段階 16 (51.6%)	5段階 10 (32.3%)	その他 1 (3.2%)
③法人の自己評価の 評価委員会 が修正し 評価結果 としたこと はあります か	上方への修正	有 33 (62.3%)	無 20 (37.7%)			有 11 (32.4%)	無 23 (67.6%)		
	下方への修正	有 35 (67.3%)	無 17 (32.7%)			有 16 (47.1%)	無 18 (52.9%)		
④評価結果を支援強化(弱点 への資金の重点配分等)に活 用することがありましたか		有 4 (7.4%)	無 50 (92.6%)			有 1 (2.9%)	無 34 (97.1%)		
⑤評価結果を支援削減(運営 費交付金等)に反映させるこ とがありましたか		有 3 (5.6%)	無 51 (94.4%)			有 0 (0.0%)	無 35 (100.0%)		
⑥評価結果をもとに法人の 運営について具体的な提案 を行うことができましたか		有 17 (31.5%)	無 37 (68.5%)			有 8 (22.9%)	無 27 (77.1%)		
⑦評価結果を公立大学行政 に反映させることはありま したか		有 17 (31.5%)	無 37 (68.5%)			有 10 (28.6%)	無 25 (71.4%)		
⑧④～⑦の対応を行う際に、 評価委員会から意見を聴取 することはありましたか		有 10 (19.2%)	無 42 (80.8%)			有 5 (14.7%)	無 29 (85.3%)		
⑨評価結果を評価委員会が 設立団体の長に直接説明し 意見交換を行う機会があり ましたか		有 17 (32.1%)	無 36 (67.9%)			有 7 (21.2%)	無 26 (78.8%)		
(以下、記述式)									
⑩設立団体の長による評価結果の議会への報告に際し、質疑が行われる会議(委員会等)名及び、最近の議会での主な質問項目についてお答えください									

① 評価基準の有無

公立大学法人評価において、評価基準の有無を尋ねた。基準を有する団体は、各事業年度の評価、中期目標期間の評価ともに80%を超える。

各事業年度の評価

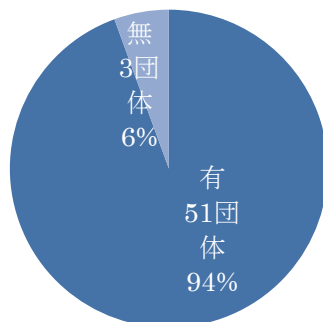


図 3-41 評価基準の有無（各事業年度）

中期目標期間の評価

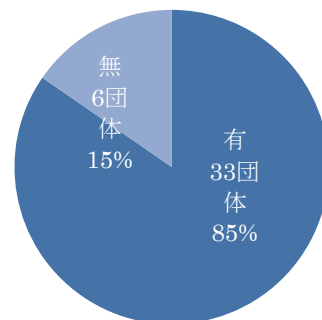


図 3-42 評価基準の有無（中期目標期間）

② 評価結果の示し方（複数回答） 各事業年度の評価

大項目（教育研究等）、大項目（その他）及び小項目における評価結果の示し方を、「記述式」「4段階」「5段階」「その他」からの選択式（複数回答可）で尋ねた。

各事業年度及び中期目標期間の評価ともに、大項目は5段階で評価を行うという回答が多かったが、小項目は4段階で評価を行うという回答が最も多かった。

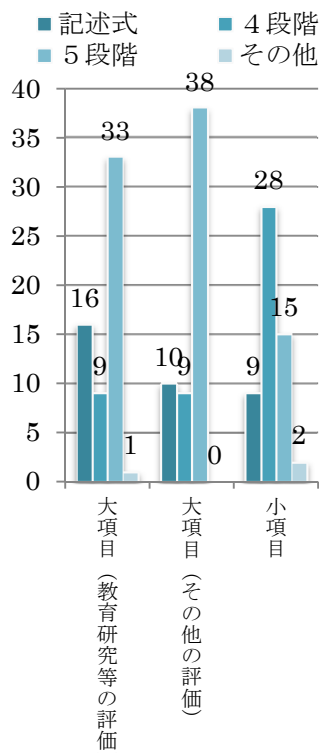


図 3-43 評価結果の示し方（各事業年度）

中期目標期間の評価

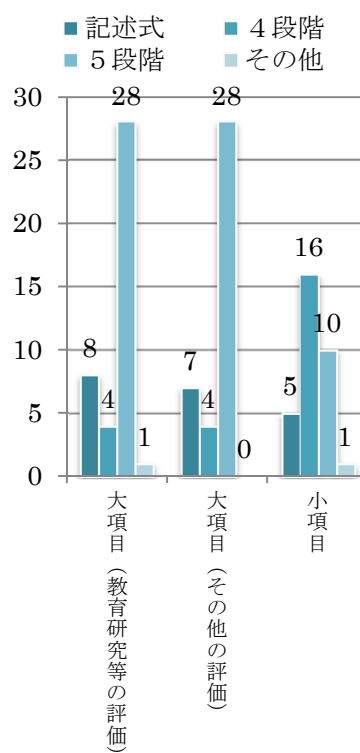


図 3-44 評価基準の示し方（中期目標期間）

③ 法人の自己評価の評点を評価委員会が修正し、評価結果としたことはありますか

評価委員が法人の自己評価に上方修正を行い、評価結果としたことがあるかを尋ねた。事業年度、中期目標期間の各回答において無と回答した団体数はほぼ同数である。

各事業年度の評価

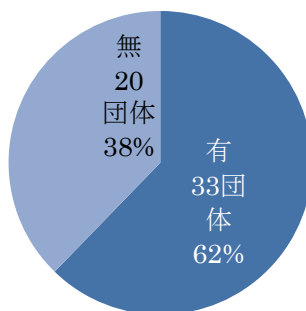


図 3-45 上方修正を行い評価結果としたことがあると回答した設立団体数（各事業年度）

中期目標期間の評価

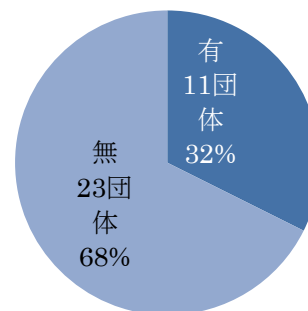


図 3-46 上方修正を行い評価結果としたことがあると回答した設立団体数（中期目標期間）

同様に、下方修正を行い評価結果としたことがあるかを尋ねたところ、中期機関評価で下方への修正を有とした団体が、上方への回答を有とした団体より多い結果となった。

各事業年度の評価

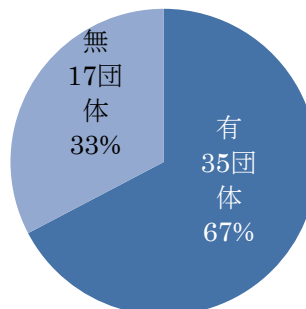


図 3-47 下方修正を行い評価結果としたことがあると回答した設立団体数（各事業年度）

中期目標期間の評価

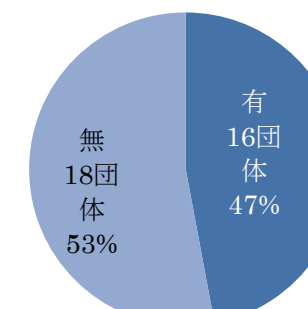


図 3-48 下方修正を行い評価結果としたことがあると回答した設立団体数（中期目標期間）

④ 評価結果を支援強化（弱点への資金の重点配分等）に活用することがありましたか

評価結果を法人運営の支援強化に活用したと回答した団体は 10%に満たっていない。両評価ともに有と回答したのは福井県

各事業年度の評価

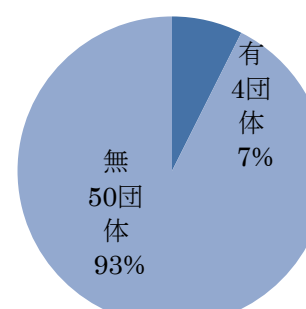


図 3-49 評価結果を支援強化に活用したことがある設立団体数（各事業年度）

中期目標期間の評価

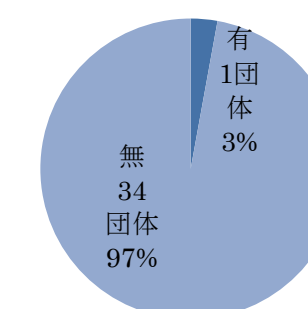


図 3-50 評価結果を支援強化に活用したことがある設立団体数（中期目標期間）

であった。

⑤ 評価結果を支援削減（運営費交付金等）に反映させることができましたか

評価結果を支援削減に活用したことがある設立団体は、各事業年度の評価においては3団体が活用したことがあり、中期目標期間においてはなかった。

各事業年度の評価

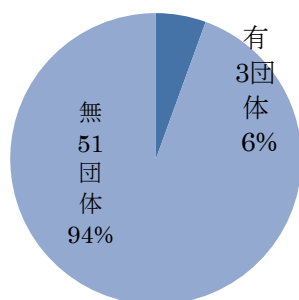


図 3-51 評価結果を支援削減に活用したことがある設立団体数（各事業年度）

中期目標期間の評価

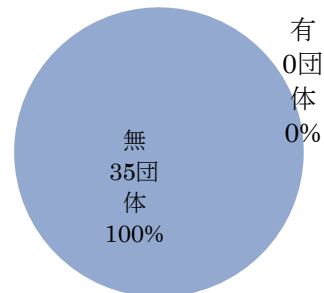


図 3-52 評価結果を支援削減に活用したことがある設立団体数（中期目標期間）

⑥ 評価結果をもとに法人の運営について具体的な提案を行うことができましたか

評価結果をもとに行われた具体的な提案内容の一例として「県内就職率の向上に向けて、現状の原因分析を行うよう大学に提案した」（青森県）があった。

各事業年度の評価

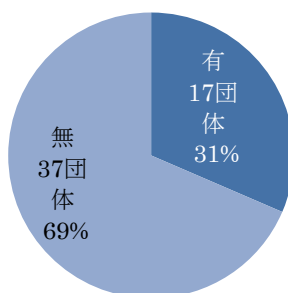


図 3-53 評価結果をもとに法人の運営について具体的な提案を行うことがあった設立団体数（各事業年度）

中期目標期間の評価

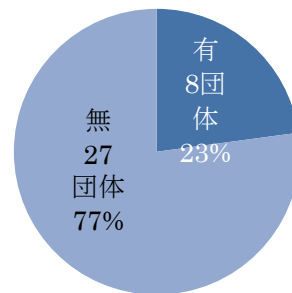


図 3-54 評価結果をもとに法人の運営について具体的な提案を行うことがあった設立団体数（中期目標期間）

⑦ 評価結果を公立大学行政に反映させることはありましたか

評価結果を公立大学行政に反映させた設立団体は、各事業年度、中期目標期間のいずれも 30%近くを占めた。

各事業年度の評価

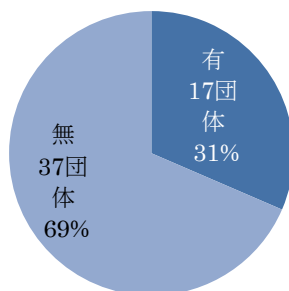


図 3-55 評価結果を公立大学行政に反映させることがあった設立団体数（各事業年度）

中期目標期間の評価

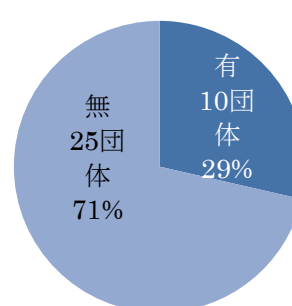


図 3-56 評価結果を公立大学行政に反映させることがあった設立団体数（中期目標期間）

⑧ ④～⑦の対応を行う際に、評価委員会から意見を聴取することはありましたか

評価結果について、財政的な支援に反映させる、法人の運営について提案を行う、公立大学行政に反映させるなどの対応を行う際に、評価委員会から意見を聴取した設立団体は、各事業年度及び中期目標期間ともに、3団体あった（静岡県、岡山県、福岡県）。

各事業年度の評価

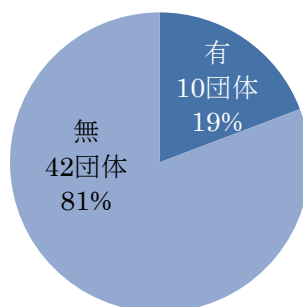


図 3-57 ④～⑦の対応を行う際に、評価委員会から意見を聴取することがあった設立団体数（各事業年度）

中期目標期間の評価

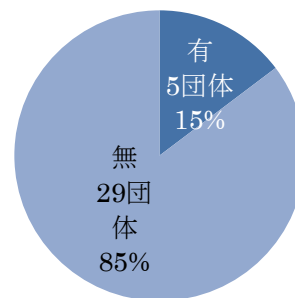


図 3-58 ④～⑦の対応を行う際に、評価委員会から意見を聴取することがあった設立団体数（中期目標期間）

⑨ 評価結果を評価委員会が設立団体の長に直接説明し意見交換を行う機会がありましたか

評価委員会が設立団体の長に対し、直接評価結果を説明し意見交換を行う機会の有無については、各事業年度と中期目標期間の両評価とも有と回答したのは5団体であったが、そのうち4団体が市であった（名古屋市、大阪市、神戸市、新見市）。

各事業年度の評価

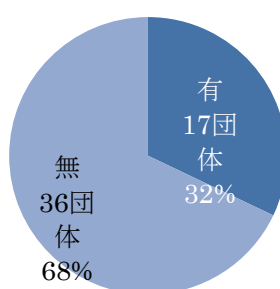


図 3-59 評価結果を評価委員会が設立団体の長に直接説明し意見交換を行う機会があった設立団体数（各事業年度）

中期目標期間の評価

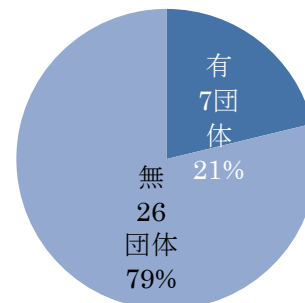


図 3-60 評価結果を評価委員会が設立団体の長に直接説明し意見交換を行う機会があったと回答した設立団体数（中期目標期間）

## ⑩ 設立団体の長による評価結果の議会への報告について

設立団体の長による評価結果の議会への報告に際し、質疑が行われる会議（委員会等）名、報告の方法及び最近の議会での主な質問項目について記述形式で尋ねた。

評価結果の議会への報告方法は、評価書の提出をもって報告とするケース、説明も附して報告するケースと設立団体によって多様である。

議会からの主な質問項目については、県内就職率や就職状況、地域貢献活動など、回答欄に記載があった設立団体が24であった。

各設立団体からの回答を以下のとおり取りまとめた。

表3-7 設立団体の長による評価結果の議会への報告に際し、質疑が行われる会議（委員会等）名及び、最近の議会での主な質問項目

No.	設立団体名	会議名	報告の方法等	主な質問内容
1	北海道	総務委員会	9月開催の北海道議会開催日前日に開催される上記委員会にて評価結果について説明。	安易な目標設定で全てA評価というのではなく、一段高い目標設定と厳しい評価の目が必要ではないか。
2	青森県	青森県議会9月定例会、決算特別委員会	—	・卒業生の県内就職率向上に向けた取組について ・県立保健大学の役割等について
3	岩手県	9月議会定例会（一般質問、常任委員会（商工文教委員会）、決算特別委員会）	—	・大学院の定員の未充足の理由と充足に向けた取組について ・事務職員の専門性向上を図る取組が遅れている理由と改善のための取組について ・人材育成、業務評価の把握方法について
4	宮城県	9月定例議会	机上配布	—
5	秋田県	総務企画委員会	県議会議員全員に報告書全文を配付。当該委員会においては概要について説明。	学生確保の状況や財務状況（剰余金）についての質疑があった。
6	山形県	総務常任委員会、厚生労働環境常任委員会	—	—
7	福島県	県議会総務委員会	報告書を県議会へ提出	特に質問等なし
8	埼玉県	—	—	—

第3章 アンケート調査

3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

No.	設立団体名	会議名	報告の方法等	主な質問内容
9	東京都	総務委員会	総務委員会において評価の概要について説明、また業務実績評価書は全議員へ配布。	①平成25年度の業務実績評価にあたって、公立大学分科会はどのように評価作業を行ったのか。 ②平成25年度実績の特徴はどのようなものであるか。 ③評価方法についても、特筆すべき成果・実績を明確に出せるような評価が行えるよう、特に顕著な成果を上げた取組を明確に評価することが重要であり、工夫すべきであるが所見を伺う。
10	新潟県	総務文教委員会	議会の机上配付資料	就職状況、研究活動状況等について
11	山梨県	山梨県議会総務委員会	山梨県議会に対して、報告案件として提出している。	最近の議会においては、県内就職率についての質問が出されている。
12	石川県	総務企画委員会	評価結果の概要資料に基づき報告	—
13	福井県	本会議、総務教育常任委員会、予算特別委員会	—	—
14	岐阜県	厚生環境委員会	全体評価結果（A、B、C、Dの4段階評価）及び委員の主なコメントを委員会にて報告。	県内就職率等の「県への貢献」に関する質問が最近の主な質問事項。
15	静岡県	—	—	—
16	愛知県	—	県議会正副議長へ評価結果報告書を手交	評価委員会は法人から独立して、客観的な立場で評価できているか。
17	三重県	議案聴取会	評価結果を議会へ提出する	—
18	滋賀県	総務・企業常任委員会	地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき経営状況報告の報告とともに、評価結果を報告	目的積立金について、学生の学習環境等について
19	京都府	—	報告は毎年、「評価結果書」を作成し、議会に配付している。	議会への報告は毎年、冊子を配付しているのみで質疑を行っていない。しかし、昨年度、第1期中期目標期間が終了した際は、京都府議会文教常任委員会で報告を行ったが、特に質問はなかった。

第3章 アンケート調査  
3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

No.	設立団体名	会議名	報告の方法等	主な質問内容
20	大阪府	教育常任委員会	議案の内容説明。	質疑なし。
21	兵庫県	文教常任委員会、決算特別委員会	—	兵庫県立大学の法人化の評価について（現時点での取組みの総括と今後に向けた支援）
22	奈良県	9月議会／厚生委員会	—	—
23	和歌山県	福祉環境委員会	—	最近の議会で質問されたことはありません。
24	鳥取県 （※）鳥取市	鳥取県議会地域振興県土警察常任委員会、鳥取市議会総務企画委員会	評価報告書を議案として議会へ提出の上、常任委員会で概要の説明及び質疑	法人評価と認証評価の関わり、英語村の効果について、退学率及び退学の理由について
25	島根県	総務委員会	実績評価書の提出	—
26	岡山県	総務委員会	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県からの派遣職員数の削減について</li> <li>・県からの運営費交付金額の削減について</li> </ul>
27	広島県	広島県議会文教委員会	評価結果に係る議会報告の概要をまとめた資料を同委員会に提出し説明を行うとともに、委員会における質疑応答に対応している。	本会議においては、評価結果に係る質問は、これまで出ていない。
28	山口県	山口県議会文教警察委員会	報告の方法等評価結果の概要を書面にまとめて口頭で報告	近年、特段の質問なし
29	愛媛県	環境保健福祉委員会	評価結果は報告議案として提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内就職率について</li> <li>・平成26年4月に開設した大学院の状況について</li> </ul>
30	高知県	危機管理文化厚生委員会	—	法人統合について
31	福岡県	文教委員会(9月議会開会中)	—	年度計画項目別評価の中で、評価されている具体的な事業内容等



第3章 アンケート調査  
3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

No.	設立団体名	会議名	報告の方法等	主な質問内容
32	長崎県	県議会文教厚生委員会	評価委員会の評価結果、法人の実績報告書を提出したうえで、概要説明	・国際交流協定校の増やす取組について ・語学力の強化について
33	熊本県	9月定例県議会、総務常任委員	公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書の提出	・管理栄養士の合格率 ・危機管理・防災体制づくりのリーダーとなる人材育成について
34	大分県	総務企画委員会	資料の提出及び口頭説明	質疑事例なし
35	札幌市	第3回定例市議会	評価結果報告書の提出	なし
36	横浜市	横浜市会 政策・総務・財政委員会	資料配付及び説明	—
37	名古屋市	本会議	毎年度9月定例会に報告	地域貢献等に関する項目について、評価委員会ではどのような評価が行われ、どのような結果だったのか。
38	京都市	経済総務委員会	—	—
39	大阪市	都市経済委員会（平成24年度まで財政総務委員会）	市会運営委員会において、報告される。	質疑があれば基本的に都市経済委員会で行われるが、ここ数年質疑なし。
40	神戸市	外郭団体に関する特別委員会	評価結果の製本を全議員へ配布し、委員会にて評価結果概要を説明	「学生の就職支援について」「海外留学の支援について」等
41	広島市	平成25年度第3回広島市議会定例会（総務委員会）	—	上記に関連した最近の質問項目はありません。
42	北九州市	北九州市議会 9月定例会	資料配布のみ。	—
43	青森市	平成26年度第2回市議会定例会総括質疑	—	議案第118号「公立大学法人青森公立大学第二期中期目標について」
44	秋田市	総務委員会	文書	—
45	高崎市	—	評価結果は、正副議長に内容を報告した後、全議員に報告書を配付するのみとしている。	—
46	前橋市	総務常任委員会	資料の配布及び概要の説明	評価結果報告の具体的な内容・データに関する質問がなされた。

第3章 アンケート調査  
3 アンケート調査Ⅱ（設立団体）結果の概要

No.	設立団体名	会議名	報告の方法等	主な質問内容
47	金沢市	平成25年9月定例会	—	—
48	下関市	第3回定例会（総務委員会）	—	第1期中期目標期間に係る業務実績に関する評価結果書の報告において、質問ではなく「第1期中期目標期間に係る業務実績評価をして、PDCAサイクルを回し、第2期の中期目標につなげて欲しい」との意見があった。
49	宮崎市	—	9月の定例市議会に報告議案として提案し、本会議の場で質疑を受ける。	最近の議会での質疑は特になし。
50	長岡市	—	法人初年度のため回答なし	—
51	都留市	9月定例会	書面での報告	—
52	敦賀市	—	法人初年度のため回答なし	—
53	新見市	総務産建常任委員会	特になし	—
54	尾道市	尾道市議会 総務委員会	尾道市議会に対し評価結果を提出している。	—
55	函館圏公立大学広域連合	函館圏公立大学広域連合議会本会議	—	—
56	北部広域市町村圏事務組合	—	—	—

（2）その他、法人評価の実施に関して、評価委員会から出される要望事項や課題について、自由記述形式で尋ねた。

回答は「評価の項目が多い」「資料が膨大である」「数値目標の評価が難しい」の3つに大きく集約された。

以下、上記の3つに関する主な回答を列挙する。

#### 評価の項目が多い

- 評価項目が多いため、評価委員からは項目の簡素化の検討を求められているが、一方で、簡素化により評価委員会としての専門的な意見表明という役割が薄らいでしまうことも懸念される。
- 評価項目や作業量の多さが委員より指摘され、「評価のための評価」とならないよう、法人評価を形骸化させないように、と常に要求されている。
- 年度計画の項目数が多く（178項目）、評価作業が負担となっている事への指摘があった。

#### 資料が膨大である

- 評価資料が膨大であり、読み切るのに大変苦労する。
- 複数法人を抱える本県としては、この報告書にすべて目を通すだけでも大変な作業となっており、報告書の記載について各法人にも簡潔かつ的確に記載も必要となってくる。

#### 数値目標の評価が難しい

- できるだけ数値目標を掲げ、客観的な評価ができるようにといった意見が出されるが、年度計画の時点で数値目標が掲げられないので、客観的な評価がしづらい。

## 5 法人評価のための情報収集等について

法人評価の負担軽減や実質化のためには、法人評価に必要な情報の適切な収集・管理が必要となる。法人評価に必要な情報の収集等の課題について、法人評価に必要な情報の取扱いの現状について選択形式で、また法人評価に必要な情報の収集等についての課題を記述形式で尋ねた。

現状では、法人評価に必要な情報は、その都度法人に要求している設立団体が多いが、一方で収集に時間がかかり、法人・設立団体双方に労力がかかっているとの指摘がある。評価委員会に提供される情報は、評価項目に関連のある情報に限定されることが多く、「法人に不利な情報の提供については消極的である（）」という指摘があった。

法人の情報を随時参照できるシステムとしての「大学ポートレート」への期待も寄せられている。

各設問に対する回答結果は以下のとおりである。

### ① 法人評価に必要な情報の収集等の課題について

表 3-8 法人評価に必要な情報の収集方法

A) 必要情報は、事業報告書提出の際に提供され、不足分は評価委員会の指摘・要求に基づいて追加提出される	49
B) 必要情報は、法人の作成する年報等で日常的に参照できる状態になっている	1
C) 法人評価に必要な情報を随時引き出すことのできる情報システム等の整備を行っている（計画段階を含む）	0
D) その他	3
複数回答	2
回答なし	1

「D) その他」の記載された内容は以下のとおり。

- 事業計画の進捗把握を行っており、必要な情報は随時提出される。
- 役員会等の資料が随時提供される。
- 評価以外の業務でも情報を随時収集している。事業報告書の内容を確認して必要な情報はその都度提供を依頼している。

② 法人評価に必要な情報の収集等に関する課題について自由記述形式で尋ねた。

以下、主な回答を列挙する。

- 法人評価は、目標に対する達成度評価であるため、目標や計画に表れない部分については、その情報の有無もわからない。
- 設置団体事務局を通しての情報収集となるため、情報収集に時間がかかる。
- 法人から提出される報告書に記載される業務実績（自己評価）は法人側からの視点で書かれたものであり、法人評価を実施するのに十分でない場合もある。したがって、評価項目ごとに法人評価に必要な情報の見極め・収集等には法人側、設立団体側の双方にとって多くの労力が必要になる。
- 本県では、全国の大学の状況や公立大学の状況と比較した資料を作成している。「大学ポートレート」でその数値が掲載されるのであれば、助かる。

## 6 大学の教育研究の特性への配慮について

法人評価の実質化については、教育研究の特性に配慮するために、認証評価との関係の整理が必要との声がある。本設問においては、

- ① 中期目標期間の評価において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価の踏まえ方についての課題
- ② 教育研究に関する評価や、認証評価を含めた大学の評価の在り方についての課題の2点について自由記述形式で尋ねた。

中期目標期間の評価において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価の踏まえ方に関する課題については、文献調査でも見られたように「評価サイクルのずれ」「認証評価と法人評価の目的の相違」「踏まえる」の定義が不明瞭などが、設立団体からも指摘された。

教育研究に関する評価や、認証評価を含めた大学の評価の在り方に関する課題については、教育研究評価を「年度ごとに」「行政が」実施する難しさについて、制度的な限界との意見もあった。

以下、各設問に対する主な回答を上記の指摘に沿って列挙する。

- ① 中期目標期間の評価において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価の踏まえ方についての課題を自由記述形式で尋ねた。以下、主な回答を列挙する。

### 評価サイクルのずれ

- 認証評価は7年ごとに実施されることになっており、今後、中期目標期間評価と認証評価機関評価の時期が離れた場合等の対応が課題。
- H25の認証評価をH32に踏まえることは、時間的な乖離があるので、第2期中期目標期間を評価するのにそぐわない可能性がある。
- 認証評価は7年に一度、中期目標期間は6年であり、中期目標期間の間に認証評価が行われないことが発生する。

### 認証評価と法人評価の目的の相違

- 認証評価は評価機関が定める評価基準への適合性を評価するものであり、法人が達成すべき目標を設定した中期目標・中期計画の達成状況や、それぞれの業務実績の成果・効果を評価する法人評価とは基本的に目的が異なるため、認証評価の結果を踏まえるといっても実質的には「適合」を確認するにとどまるのではないかと。

- 評価基準の異なる認証評価を評価委員会の評価をどう組み込んでいくかは難しいところがある。

#### 「踏まえる」の定義が不明瞭

- どのような形で踏まえるべきか、またどのようなことをすれば踏まえたと言えるかの判断が難しい。
- なぜ認証評価機関の評価を「踏まえる」のか、どのように「踏まえる」のか不明確であることが問題。
- 認証評価機関の評価をどの程度踏まえるのかが不明確。

#### **② 教育研究に関する評価や、認証評価を含めた大学の評価の在り方に関する課題を自由記述形式で尋ねた。以下、主な回答を列挙する。**

##### 評価作業の効率化

- 中期目標の達成状況の評価にあたって、認証評価と一体的に行い、その結果を活用する等、いかに評価作業の効率化を図るようになるか。
- 認証評価についても「6年以内」ごとに受けるように改め、その時期については中期目標期間の2年目若しくは3年目とすることで次の中期目標若しくは計画の策定に有効活用できると考える。

##### 教育研究の評価は年度内の評価が困難

- 年度評価の実施要領において、教育研究については、専門的な観点からの評価は行わず外形的な進捗状況の評価を行うこととしているが、現在の評価委員会の体制で、事実上短い評価期間で評価を行わなければならない中、教育研究について質的な判断を下すのは難しいものと思われる。
- 教育研究に関する評価は、長期的な努力が必要とされる部分があり、年度内評価が困難な部分がある。

##### 行政が教育研究の評価を行う難しさ

- 「教育研究」は大学の根幹の部分であり、その内容について「教育研究の特性に配慮」しつつ、設立団体が中期目標を指示したり、その評価を行うことに制度的な限界があると思われる。認証評価機関と評価をすみ分けし、教育研究についての評価は、認証評価機関に委ねることも案として考えられる。
- 行政職員が評価案を作成するため、教育内容の実質的な評価が難しい。

## 7 法人評価の実質化等に向けての取組み、要望等

設立団体が行う法人評価における積極的な取組み事例（評価委員異動時の継続性の担保、評価委員会のための視察・大学関係者との懇談、研修等）や、その他、課題、要望等について、自由記述形式で尋ねた。

各設立団体において、評価委員会に法人の取組みが伝わるように、工夫が行われている。主に「法人の視察、法人を会場とした委員会の開催」「評価の継続性、安定性の確保への配慮」「評価と切り離れた意見交換の場の設定」の3点があげられる。

以下、主な回答を列挙する。

### 法人の視察、法人を会場とした委員会の開催

- 法人が設置・管理する大学等の現状を視察の機会を設けるとともに、大学の幹部教職員等との意見交換を行う機会を設けている。
- 平成26年度は、新任の委員はいなかったが、評価委員会の開催にあわせ、県内3か所にあるキャンパスの視察を行った。
- 評価委員が新たに就任した場合及び法人に新たな施設等が整備された場合等は、法人の現状を把握してもらう目的で、現地視察を兼ねた評価委員会等を、法人において実施するようにしている。

### 評価の継続性、安定性の確保への配慮

- 評価委員異動時の継続性の担保として、委員の異動があった場合、専門の属性が同じとなるよう配慮している。
- 中期目標期間内では継続性が担保されるように、一度に大幅な改選とならないようにしている。
- 評価委員会としての継続性を確保するため、委員交代時は半数の委員は再任するように、審議会担当部署と協議している。

### 評価と切り離れた意見交換の場の設定

- 第1期中期目標期間を評価する、H25には評価委員会による、大学視察と学生との意見交換会を行った。
- 本年度、年度評価の審議等終了後、法人との間で意見交換会を開催した。



## 4 アンケート調査Ⅱ（公立大学法人）結果の概要

「公立大学法人評価に関するアンケート調査 回答様式Ⅱ（公立大学法人）」では、各公立大学法人における法人評価への対応に関する実態を尋ねた。次ページ以降に集計結果の概要を掲載する。個別の回答の詳細については、資料編の資料5を参照されたい。

なお、本アンケートの発出先及び発出数は、公立大学法人65（短期大学のみ設立する1法人を含む）、回収数は65であった（回収率100%）。

### 公立大学法人評価に関するアンケート調査 回答様式Ⅱ（公立大学法人）

#### 1 評価を担当する組織

- (1) 評価を統括する委員会（教員組織）名
- (2) (1)の責任者の役職名・職位等
- (3) 評価を直接担当する組織・セクション名等
- (4) (3)の責任者の役職名・職位等
- (5) (3)の組織で実際の業務にあたる職員の職位と評価業務経験年数  
(※ 当該設問の集計結果は上記の設問項目を集約して掲載したため、上記の設問項目と一致しない。)

#### 2 中期目標、中期計画、年度計画の項目数について

- (1) 中期目標、中期計画及び直近の年度計画における最小単位の評価項目、各数値目標数
- (2) 数値目標の内容等についての課題について

#### 3 事業報告書作成のスケジュール

- (1) 平成25年度の事業報告書の作成スケジュールについて
- (2) 中期目標期間の業務実績報告書の作成スケジュールについて
- (3) 中期目標期間の4年目などで行う中間的な評価に関する報告書の作成スケジュールについて

#### 4 法人評価の方法及び法人評価結果の活用について

- (1) 法人評価の方法に関する課題について
- (2) 評価結果の公立大学法人運営への反映に関する課題について

#### 5 法人評価のための情報収集等について

- (1) 年度評価・中期目標期間評価において用いる指標・データ項目について
- (2) 法人評価に必要な情報の取扱いの現状について
- (3) 法人評価に必要な情報の収集等に関する課題について

#### 6 法人評価と認証評価との関係について

- (1) 法人評価の担当組織と認証評価の担当組織との連携
- (2) 認証評価受審のタイミングを中期目標期間との関係を考慮にいれて決めていますか
- (3) 中期目標期間何年目に認証評価を受けますか
- (4) 中期目標期間の評価における認証評価機関の評価の踏まえ方についての課題について
- (5) 教育研究に関する評価や、認証評価を含めた大学の評価の在り方についての課題について

#### 7 法人評価の実質化等に向けての取組み、要望等

## 1 評価を担当する組織

本項目は、評価に関する法人内の組織を確認するものであることから、特に集計等は行わなかった。回答の内容については、資料編の資料5を参照されたい。

## 2 中期目標、中期計画、年度計画の項目数について

### （1）中期目標、中期計画及び直近の年度計画における最小単位の評価項目、各数値目標数

（※本項目に未回答の2法人を除いた63法人の回答を集計）

#### ①中期目標の項目数と数値目標設定の状況

中期目標の項目数については、21～40項目を設定している法人が30法人と最も多く、次いで41～60項目を設定している法人が20法人であった。

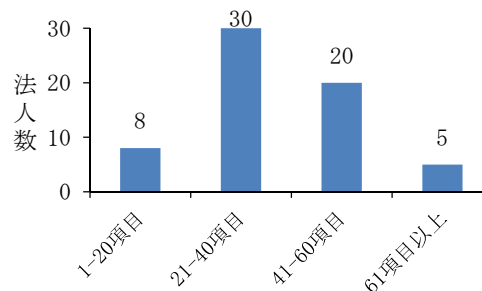


図3-61 中期目標項目数の分布

中期目標の項目数が多い5法人は、右表のとおりである。複数の大学等を設置する法人において、項目数が多い傾向が読み取れる。

表3-9 中期目標の項目数が多い5法人

京都府公立大学法人 <sup>※1</sup>	94項目
公立大学法人首都大学東京 <sup>※2</sup>	90項目
石川県公立大学法人 <sup>※3</sup>	76項目
公立大学法人名桜大学	64項目
公立大学法人鳥取環境大学	63項目

※1 2大学を設置。うち1大学は附属病院を持つ。

※2 2大学、1高専を設置。

※3 2大学を設置。

中期目標の項目数が少ない5法人は、右表のとおりである。

表3-10 中期目標の項目数が少ない5法人

公立大学法人山口県立大学	10項目
公立大学法人九州歯科大学	10項目
公立大学法人福岡女子大学	10項目
公立大学法人福岡県立大学	6項目
公立大学法人県立広島大学	4項目

第3章 アンケート調査  
4 アンケート調査Ⅱ（公立大学法人）結果の概要

中期目標の中に数値目標が含まれている法人は12法人で、全体の19.0%である。

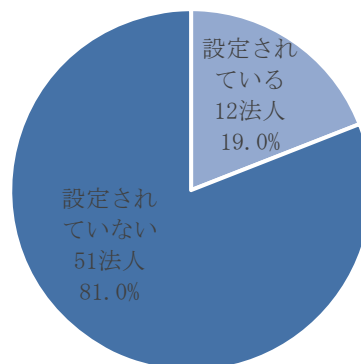


図3-62 中期目標に数値目標を設定している法人の割合

中期目標に数値目標を設定している12法人のうち、約7割にあたる8法人が数値目標の設定数は1～10項目であった。

6項目以上を設定していた法人は5法人であり、そのうち最も多く数値目標を設定していた法人は公立大学法人新潟県立大学で31項目であった。

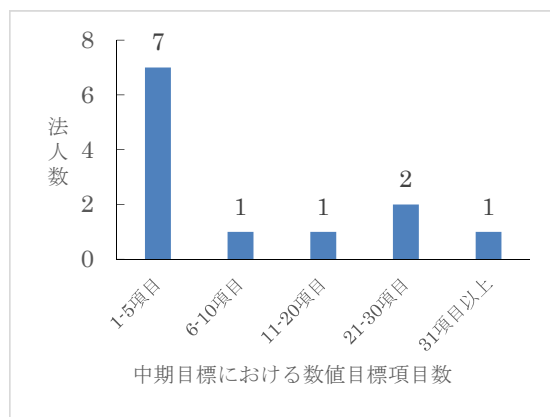


図3-63 中期目標における数値目標の項目数の分布  
※中期目標に数値目標が設定されていると回答のあった12法人の回答を集計

②中期計画の項目数と数値目標設定の状況

中期計画の項目数については、51～100項目を設定している法人が28法人で最も多く、次いで101～150項目を設定している法人が16法人であった。

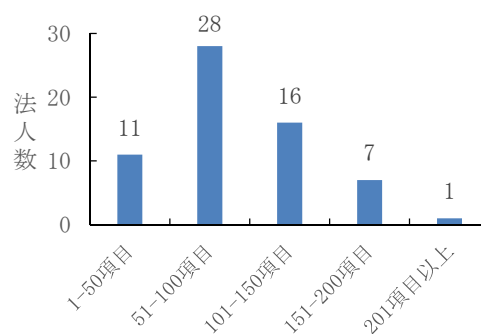


図3-64 中期計画の項目数の分布

中期計画の項目数が多い5法人は、右表のとおりである。中期計画の項目数が多い5法人はすべて現在第1期中期目標期間の法人であった。

表3-11 中期計画の項目数が多い5法人

公立大学法人宮城大学	231項目
石川県公立大学法人	197項目
公立大学法人青森公立大学	194項目
公立大学法人都留文科大学	190項目
公立大学法人三重県立看護大学	178項目

中期計画の項目数が少ない5法人右表のとおりである。

項目数の少ない5法人はすべて、第2期中期目標期間を迎えている法人であった。

表3-12 中期計画の項目数が少ない5法人

公立大学法人神戸市外国語大学	42項目
公立大学法人新見公立大学	42項目
公立大学法人福岡女子大学	39項目
公立大学法人九州歯科大学	24項目
公立大学法人福岡県立大学	18項目

第3章 アンケート調査  
4 アンケート調査Ⅱ（公立大学法人）結果の概要

中期計画に数値目標が設定されている法人は45法人で、全体の約7割を占める。中期目標における数値目標設定の状況とは大きく異なっている。

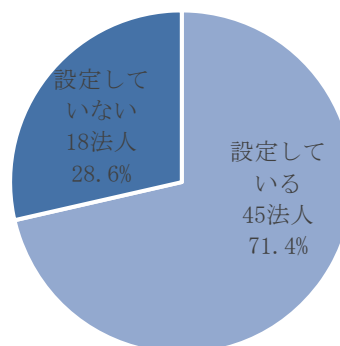


図3-65 中期計画に数値目標を設定している法人の割合

数値目標の設定数については、1～10項目を設定している法人が21法人で半数近くを占めた。

41項目以上の層には、中期計画の設定項目数の最も多い公立大学法人宮城大学（64項目）のほかは、設定項目数が少ない5法人に含まれていた、公立大学法人神戸市外国語大学（49項目）、公立大学法人九州歯科大学（76項目）、公立大学法人福岡県立大学（97項目）が該当した。

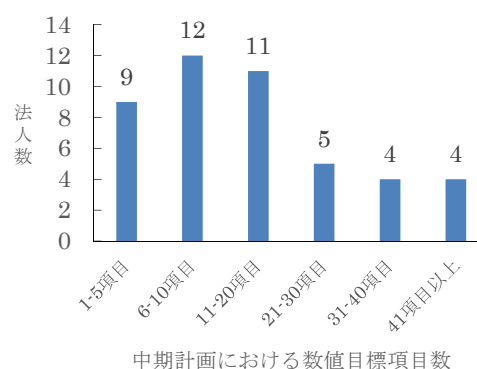


図 3-66 中期計画における数値目標の項目数の分布  
（中期目標に数値目標を設定していると回答のあった45法人の回答を集計）

③年度計画の項目数と数値目標設定の状況

年度計画の項目数は、101～150項目を設定している法人が24法人と最も多い。

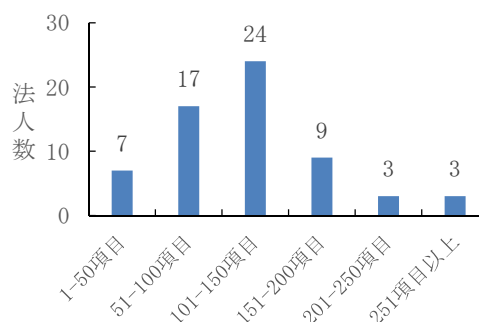


図 3-67 年度計画の項目数の分布

年度計画の項目数が多い5法人は、右表のとおりである。

表 3-13 年度計画の項目数が多い5法人

公立大学法人都留文科大学	287 項目
石川県公立大学法人	269 項目
公立大学法人宮城大学	250 項目
公立大学法人福島県立医科大学	241 項目
公立大学法人島根県立大学	234 項目

年度計画の項目数が少ない5法人は、右表のとおりである。中期計画の項目数が少ない5法人と同一であった。

表 3-14 年度計画の項目数が少ない5法人

公立大学法人福岡県立大学	47 項目
公立大学法人神戸市外国語大学	42 項目
公立大学法人新見公立大学	42 項目
公立大学法人九州歯科大学	41 項目
公立大学法人福岡女子大学	39 項目

年度計画に数値目標を設定している法人は、全体の約6割にあたる40法人であった。中期計画における数値目標の設定の状況と同様の傾向であった。

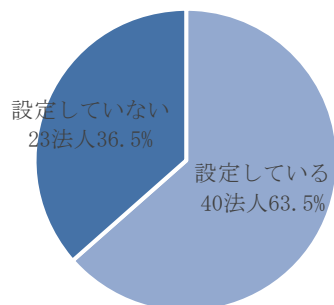


図 3-68 年度計画に数値目標を設定している法人数

年度計画に数値目標を設定している40法人のうち、1～10項目を設定している法人が22法人(55.0%)であった。

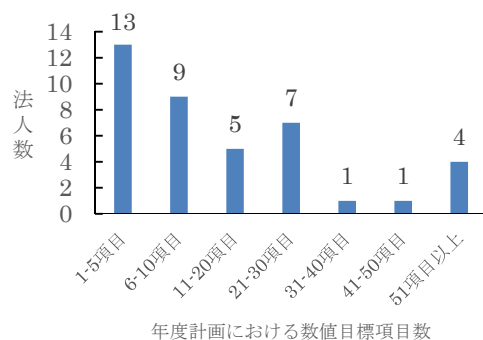


図 3-69 年度計画における数値目標の項目数の分布  
(数値目標を設定している40法人の回答を集計)

## (2) 数値目標の内容等についての課題について

数値目標の内容等に関する課題について、自由記述形式で尋ねた。

数値目標に関する課題としては、「数値目標の設定の困難さ」、「数値目標で達成を目指す水準」、「数値目標の変更」、「数値目標の評価の困難さ」などが寄せられた。

以下に主な回答を列挙する。

### 数値目標の設定の困難さ

- 評価委員からは、数値目標の設定を求められるが、6年後の社会情勢や学生の状況を見据えて、数値的な目標を設定することは非常に難しい。
- 設置者との約束で、県内高校出身の入学生割合を数値目標として設定しているが、県内の18歳人口が他県と比べて著しく減少する中で、長期的に当該目標の達成が困難になると思われること。
- 目標の数値化が難しい評価項目が多く、ほとんどが定性的な項目である。

- 県内就職率については、県立の大学の役割として、県内に人材を輩出することを求められている。しかし、県外出身の学生も多く、「大学」の役割として、「広く世に」人材を輩出することも重要であると考えられることから、次期中期目標でも同様の数値目標が設定されることについては、県との協議が必要であると考えている。
- 県内就職率に関する数値目標を例にとると、就職決定の遅れた学生に教員からの県内就職への誘導などが行われ、個人の職業選択の自由意思が尊重されないケースも生じることが懸念される。
- 数値目標は、外的要因で状況が大きく変わることがあるので、具体的な設定は困難なことが多い。
- 大学の努力だけでは達成困難な数値目標が設定されている。（県内就職率）

#### 数値目標で達成を目指す水準

- 数値目標を達成すると、次年度にはさらに高いレベルの目標を設定するよう評価委員会に促されるが、当大学の実施体制等を説明し、過大な目標値にならないように抑えている。
- 可能な限り定量化を進めているが、教育研究においては実質的な達成水準の設定が難しく課題がある。
- 高水準で推移している数値については、その水準を維持すること自体に多大な努力が必要ではあり、評価されているが、その水準を少しでも前年度を下回ると、悪い評価をされることがあり得る。
- 数値目標の適正な設定が難しい。理想を掲げて高く設定すると、達成に時間がかかり、その間評価が低くなってしまう。数値目標は、評価するには判断しやすいが、設定値次第で評価が大きく変わってしまう。
- 数値目標の設定値のレベルに関する考え方（妥当なレベルでの設定）について、全学的な認識の共有が容易でないこと。また、妥当性に関する客観的な検証が容易でないこと。

#### 数値目標の変更

- 中期計画策定時点で設定した数値目標が、状況の変化等により、適切でなくなった場合に、どうするか。
- 一度定めた数値目標の達成が難しい状況であっても、変更をするためには議会での審議が必要であるため、数値目標を変更することが非常に難しいと感じる。そのため、変更前の数字に縛られてしまい、目標と実態との乖離が続いてしまう。

#### 数値目標の評価の困難さ

- 数値目標を掲げている計画については、実績を判断する際に分かりやすいという点は



第3章 アンケート調査  
4 アンケート調査Ⅱ（公立大学法人）結果の概要

あるものの、数値結果のみでの評価となってしまう。

- 設置団体の第2期中期目標の策定方針として、数値目標を重要視し、結果多くの項目において設定されているが、数値目標の設定にこだわることで、目標本来の主旨を必ずしも適切に表していないものや、教育研究機関である大学として単独で追求しにくいものも存在している。このような状況の中、評価の際これらの数値目標をどこまで重視するか課題と思われる。
- 数値目標を設定することは、法人及び法人評価委員会で当該事項の業務実績を評価する際に、極めて客観的、視覚的に評価することができる。しかしながら、数値のみが先行してしまい、その事項の本来の目標設定の主旨・本質・意図を見失ってしまう感がある。数値目標には結果として達しなかったが、当該目標のために実施した多々業務そのものが評価の対象とならずに自己評価、評価者評価をされてしまう恐れがある。
- 教育において、数値目標は設定しづらいものであると考えます。数値目標の達成にこだわり過ぎると、質保証に対する注意が散漫になるためです。

### 3 事業報告書作成のスケジュール

#### (1) 平成25年度の事業報告書の作成スケジュールについて

（事業報告書作成実績のない3法人を除いた62法人の回答を集計）

#### 平成25年度の事業報告書の作成に取り組んだ期間

平成25年度の事業報告書の作成に取り組んだ期間については、4か月が最も多く29.0%であった。「3か月」と「4か月」の回答数を合計すると、全体の約半数を占める。

ただし、どのような作業をもって作成にとりかかったかの認識は、回答者ごとにさまざまであり、統一は図られていない。

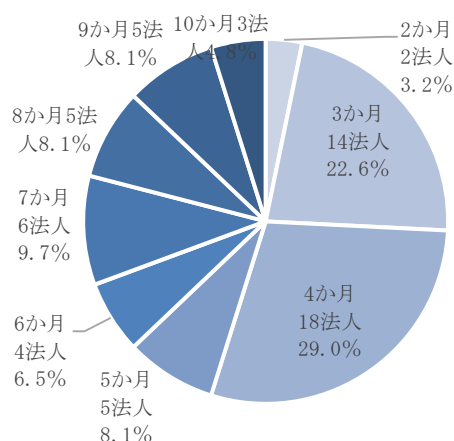


図3-70 平成25年度の事業報告書の作成に取り組んだ期間

#### 平成25年度の事業報告書の具体的な作成スケジュール

平成25年度の事業報告書の作成時期については、平成25年度中から作成作業を開始した法人が全体の約7割を占めた。

少数ではあるが、事業報告書を翌年度の5月までに完成させている団体もあった。

	平成25年度						平成26年度				法人数
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
10か月											3
9か月											5
8か月											5
7か月											1
6か月											5
5か月											1
4か月											3
3か月											5
2か月											18
1か月											14
0か月											2

図3-71 平成25年度の事業報告書の具体的な作成スケジュール

※作成スケジュールの期間は、作成開始月から設立団体への提出月までの期間とした。

（2）中期目標期間の事業報告書の作成スケジュールについて

（第1期中期目標期間を終了した37法人のうち本項目に回答のあった28法人の回答を集計）

中期目標期間に関する事業報告書の作成に取り組んだ期間

中期目標期間の事業報告書の作成に取り組んだ期間については、「3 か月」の回答の数が最も多く、全体の32.4%を占めた。

ただし、どのような作業をもって作成にとりかかったかの認識は、回答者ごとにさまざまであり、統一は図られていない。

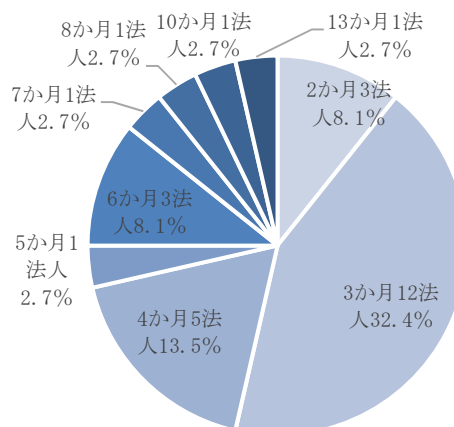


図 3-72 中期目標期間に関する事業報告書の作成に取り組んだ期間

中期目標期間に関する事業報告書の具体的な作成スケジュール

中期目標期間に関する事業報告書の作成開始時期については、事業年度中から作成を開始した法人は13法人であった。

少数ではあるが、事業報告書を翌年度の5月までに完成させている団体もあった。

	事業年度												法人評価を受ける年度			法人数	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	4月	5月		6月
事業報告書の作成に要した期間	13か月																1
	10か月																1
	8か月																1
	7か月																1
	6か月																1
	5か月																2
	4か月																1
	3か月																5
2か月																	12
																	1
																	2

図 3-73 中期目標期間に関する業務実績報告書の具体的な作成スケジュール  
※作成スケジュールの期間は、作成開始月から設立団体への提出月までの期間とした。

（3）中期目標期間の4年目などで行う中間的な評価に関する報告書の作成スケジュール  
について（第1期中期目標期間を終了した37法人の回答を集計）

中期目標期間中に中間的な評価が実施された法人数

第1期中期目標期間を終了した37法人のうち、中間的な評価が実施された法人は、16法人であった。

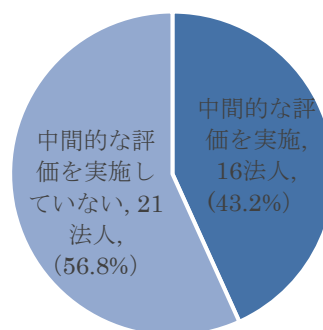


図 3-74 中期目標期間に関し中間的な評価が実施された法人の数

中間的な評価が実施されたタイミング

第1期中期目標期間を終了し、かつ中間的な評価を実施した16法人において、中間的な評価が行われたタイミングを整理したのが右図である。

中期目標期間の5年目に中間的な評価に関する報告書の作成を行った法人が16法人中11法人(68.8%)を占めた。

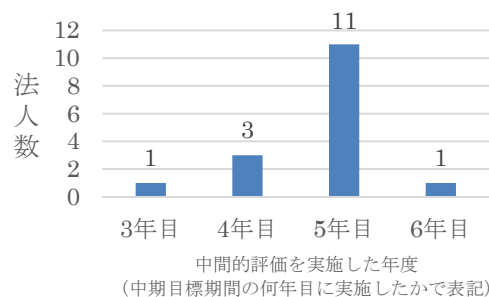


図 3-75 中期目標期間に関し中間的な評価が実施されたタイミング

## 4 法人評価の方法及び法人評価結果の活用について

### （1）法人評価の方法に関する課題について

評価結果の公立大学法人運営への反映に関する課題について、自由記述形式で尋ねた。

主として、「法人評価に関する事務負担の軽減」、「教育研究評価の方法」、「法人評価の実質化に向けた課題」などについて課題が寄せられた。

以下に、主な回答を列挙する。

#### 法人評価に関する事務負担の軽減

- 法人評価に限った話ではないが、各種評価（認証評価、自己点検評価、外部評価等）に関する事務作業量が膨大であり、大学経営会議の委員からも、職員の事務負担の軽減を求められている。今後、どのようにして事務負担の軽減を図るかが課題となっている。
- 本法人は、1法人2大学という形態であるためそれぞれ特色が違う2大学の教育研究と法人運営を評価しなければならないため、1法人1大学という形態の法人よりも作業量が多い。
- 全学的な作業を毎年行うこととなるため、作業量としてかなりのボリュームとなり、小規模な大学ではかなりの負担となる。またこれに外部認証評価の作業も入るなど、小規模な大学では通常の教育・研究・大学運営に支障が生じかねない。法人評価をそのまま、外部認証評価に使用するなど、簡略化が図れないものか。

#### 教育研究評価の方法

- 年度計画における教育研究等の質の向上に関する事項については、評価指針・実施要領で「専門的な観点からの評価は行わない」となっているが、評価委員が専門的な内容にまで言及するなど、評価制度が十分に解釈されていない。
- 法人評価委員会では、教育研究に関する事項について、外形的評価にとどめることとされているが、大学評価では、教育についての議論が多く行われているところ。議論の結果を業務実績評価書にもっと反映させることで、本学の実績をより明確に示せるのではないか。
- 本学の法人評価委員会の委員構成は、委員6名中大学関係者2名、関連専門職者1名、他の専門職者3名という構成である。様々な視点での客観的な評価は必要であるが、評価委員会の事前質問事項等に大学運営、教育研究のあり方等の初歩的な質問があり、丁寧に回答する一方で食傷感を否めない。
- 評価者の法人・大学に関する理解や状況の把握について、完全であるとは言い難い状

態で、評価者の業界等の視点から提言・提案があった際に、その対応に苦勞することがあります。また、職業上教育に携わっていない評価者による「教育に関する計画」への評価は、「印象」による評価にしか行えないことが懸念されます。

- 大学を活かす視点を持ち、適切な絶対・相対評価のできる法人評価委員会委員の確保が非常に重要になってくると思われる。

#### 法人評価の実質化に向けた課題

- 評価委員会より各大学・高専及び法人ごとにヒアリングを受けているが、項目数が多いため、議論が事業の詳細な内容に終始することがあり、大学の特色ある取組等について十分な議論が及ばないことがある。
- 法人評価は、認証評価のような明確な基準がないことから、やや主観的な評価になりがちである。そのため、出来るだけ客観的な自己点検・評価を行えるよう、各学部において、外部有識者をまじえた評価体制の構築・運用を図っている。
- 公立大学法人に関する法人評価及び認証評価については、全国的に多様な評価基準が存在しており、統一の基準の設定など、制度の改善が望まれる。
- 業務実績報告書における年度計画の各項目の取組状況について、全事項を万遍なく調査・質疑の対象としたうえで、その一部の事項が評価書に取り上げられており、成果物に比べて、かける人員・時間が見合っていない印象であり、予め重点評価項目を設定するなど効率化できる余地があると思われる。
- 評価委員に対し、年度実績等について事前説明する機会はあるものの、他の機会は委員会の際のみであり、実績についての説明を行う時間が少ない。
- PDCA サイクルを念頭に前年度の評価結果を踏まえた当年度計画の修正を企図したが、県評価委員会の開催時期が遅く（9月）、年度計画変更の届出（11月）が時期を逸した感が否めない。
- 適正な評価を行うため、できるだけ広範な教職員の眼をとおすよう努めている。
- 事業報告書の作成を事務局中心で行っており、各部会等を通じて案の作成に協力してもらっているが、さらなる教員の参画が課題である。

#### **（2）評価結果の公立大学法人運営への反映に関する課題について**

評価結果の公立大学法人運営への反映に関する課題について、自由記述形式で尋ねた。

各大学の取組事例が寄せられたほか、課題について、主として、「評価結果が出される時期と年度計画の策定期間のタイムラグ」、「評価結果を法人運営の改善に反映させるために必要な予算措置」、「評価委員会の評価結果及び指摘事項への対応」などが指摘された。

以下に、主な回答を列挙する。

#### 評価結果を法人運営の改善に結び付ける取組事例

- 本学では、10月頃の学長と各学部長のヒアリングや、12月末現在の実績取りまとめを通じて、年度途中での計画進捗状況を把握し、それを次年度計画の策定に反映することが出来るようにしている。
- 評価委員会が特に注視する項目については、評価とは別に対応報告事項として9月に法人に示され、評価委員会に適宜詳細な報告を行うとともに、次年度の年度計画に反映させるなどPDCAサイクルが確立していると考えている。  
＜参考 対応報告事項の対応＞
  - 10月 教研審等において当該年度及び今後2カ年の取組を報告
  - 3月 年度末の評価委員会において、評価後（10月-3月まで）の取組を説明
  - 3月 次年度の年度計画に反映
  - 6月 業務実績報告書において、特記事項として取組を詳細に記載
- 評価結果で期待される事項や課題となった事項を中心に継続的に取り組み、翌年度には状況について報告を行うこととしている。大学の状況を理解し、実現可能なアドバイスとなっていると思う。
- 各年度の法人評価結果は、次年度の業務実績の進行管理や次々年度の年度計画の策定の際に、それを踏まえることとしており、法人運営への反映は行っている。また、中期計画の策定にあたっては、それまでの各年度の法人評価結果を踏まえており、法人運営への反映は行っている。
- 評価結果については、役員会を通じて各部会にフィードバックする仕組みを構築することにより、問題等の共有化を図り改善に努めている。しかし、経営部門は比較的速度感を持って改善できているが、教学部門については議論に時間がかかりなかなか反映できていないのが実態である。そのため、教学部門への反映が課題となっている。

#### 評価結果が出される時期と年度計画の策定期間のタイムラグ

- 年度計画の実績に関しては、事業年度終了後（7、8月）に法人評価委員会が開催され、大学に評価結果が通知されるが、その頃にはすでに次年度計画は進捗しており、評価結果をタイムリーに年度計画に反映させることができない。
- 事後評価であるため、評価結果のフォローアップについては年度内に取り組むことができるが、事業計画へ評価結果を反映させることができるのは次年度計画となるため、PDCAサイクルに空白期間が生じる。
- たとえば平成26年度の計画策定について、平成25年度の評価を反映しようにも、平成26年度計画は平成26年3月までに作成しなければならない一方で、平成25年度

第3章 アンケート調査  
4 アンケート調査Ⅱ（公立大学法人）結果の概要

評価は平成26年8月に結果が出る。どうしてもタイムラグが生じる。本学では、年度計画策定時に自己点検評価を行い、それを反映させる形で工夫は試みているが、年度末の実績・評価が反映しきれない項目もある。

- 当該年度の評価結果の判明時期が、次年度（8月末頃）となるため、次年度計画に反映できない。
- 評価委員会の評価結果の通知時期が8～9月と、翌年度の年度計画を策定し業務を遂行している年度途中となるため、評価結果を踏まえた業務改善の取組や、次年度の年度計画への反映について、うまくつながるよう工夫が必要。

評価結果を法人運営の改善に反映させるために必要な予算措置

- 評価結果における指摘・意見については法人の取組みとしては改革・改善に活用しており、その状況を評価委員会に報告・公表している。しかしながら、指摘・意見の内容によっては、その対応について予算措置が必要な場合もあるが、中期目標・計画期間中においては限られた予算の範囲内で対応していくことが課題である。
- 評価結果を反映するためには、予算の裏付けや人材の確保などが必要と考える。
- 仮に評価委員会における評価が低かったとしても、それを改善するために必要な財政的な支援が設立団体から得られるわけではない。

評価委員会の評価結果及び指摘事項への対応

- 法人の方針と異なる評価結果（指摘事項）が出された場合の対応が課題
- 評価委員会委員の個別の意見が評価書に盛り込まれ、改善を求められる場合があり、特に教育研究分野などで対応が困難なものがある。
- 業務実績に対する評価及び指摘事項等について法人評価委員会から示される提言において、県が取り組むべき課題であっても法人への提言として示され、対応に苦慮することがある。



## 5 法人評価のための情報収集等について

### （1）年度評価・中期目標期間評価において使用している指標・データ項目について

年度評価及び中期目標期間評価で使用している指標・データ項目について、37 法人から情報提供があった。以下に、提供された情報の一覧を掲載する。

表 3-15 年度評価・中期目標期間で法人が使用している指標・データ項目

	法人名	URL	pdf 等	冊子	提供された内容
1	公立大学法人国際教養大学	○			・年度計画 <a href="http://web.aiu.ac.jp/about/disclosure_info/yearly_plan">http://web.aiu.ac.jp/about/disclosure_info/yearly_plan</a> ・中期目標 <a href="http://web.aiu.ac.jp/about/disclosure_info/mediumterm_target">http://web.aiu.ac.jp/about/disclosure_info/mediumterm_target</a>
2	公立大学法人大阪府立大学			○	データで見る公立大学法人大阪府立大学 <a href="http://www.osakafu-u.ac.jp/info/outline/detail.html">http://www.osakafu-u.ac.jp/info/outline/detail.html</a>
3	公立大学法人岩手県立大学		○		・中期計画（計画書）
4	公立大学法人首都大学東京		○		平成 25 年度 公立大学法人首都大学東京業務実績報告書作成要領（案）
5	公立大学法人横浜市立大学	○			公立大学法人横浜市立大学 中期目標・中期計画 <a href="http://www.yokohama-cu.ac.jp/univ/corp/plan.html">http://www.yokohama-cu.ac.jp/univ/corp/plan.html</a>
6	公立大学法人北九州市立大学		○		・第 2 期中期計画（数値目標項目）
7	長崎県公立大学法人（長崎県立大学）		○		・長崎県公立大学法人の中期目標〔第 2 期〕 ・長崎県公立大学法人の中期計画〔第 2 期〕
9	公立大学法人秋田県立大学		○		秋田県立大学の概況
10	公立大学法人福島県立医科大学		○		数値目標項目一覧
11	公立大学法人会津大学		○		業務実績報告書
12	公立大学法人名古屋市長古屋市立大学	○			年度計画・業務実績評価 <a href="http://www.nagoya-cu.ac.jp/1529.htm">http://www.nagoya-cu.ac.jp/1529.htm</a>
13	公立大学法人滋賀県立大学		○		第 2 期中期計画期間の滋賀県立大学の数値目標
14	公立大学法人大阪市立大学	○			・中期目標・中期計画 <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/corporation/vision_plan">http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/corporation/vision_plan</a> ・データで見る公立大学法人大阪市立大学 <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/corporation/pgfc64">http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/corporation/pgfc64</a>
15	公立大学法人和歌山県立医科大学		○		・第一期中期目標期間（平成 18～23 年度）における業務実績報告書 ・平成 25 事業年度における業務実績報告書
16	公立大学法人山口県立大学		○		平成 25 年度に係る業務の実績に関する報告書
17	公立大学法人九州歯科大学		○		平成 26 年度 年度計画
18	公立大学法人福岡女子大学		○		・法人評価で提出するデータ集（目次） ・業務実績評価（年度評価）実施要領
21	公立大学法人大分県立看護		○		・平成 26 年度第 1 回評価委員会資料

第3章 アンケート調査  
4 アンケート調査Ⅱ（公立大学法人）結果の概要

	法人名	URL	pdf 等	冊子	提供された内容
	科学大学				・平成26年度第2回評価委員会資料
23	北海道公立大学法人札幌医科大学		○		第2期中期計画（平成25～30年度）数値指標一覧
26	愛知県公立大学法人（愛知県立大学・愛知県立芸術大学）		○		・25業務実績の概要 ・25データ集
27	公立大学法人神戸市外国語大学		○		・25年度業務実績に関する評価結果
28	公立大学法人奈良県立医科大学		○		中期目標
31	公立大学法人県立広島大学		○		・25年度規準・基準 ・中期計画設定数値目標
33	公立大学法人宮崎公立大学		○		第2期中期計画進捗管理表
35	公立大学法人青森県立保健大学		○		・業務実績報告書 ・業務実績評価書
36	京都府公立大学法人（京都府立大学・京都府立医科大学）		○		第1期数値目標
38	公立大学法人宮城大学		○		業務実績報告書附属資料
39	公立大学法人三重県立看護大学		○		H25目標に対する実績一覧表
40	公立大学法人山形県立保健医療大学		○		中期計画
42	公立大学法人新潟県立大学		○		評価指標一覧
43	公立大学法人高知工科大学		○		平成25年度業務実績報告書
46	公立大学法人埼玉県立大学		○		数字で見る埼玉県立大学
47	公立大学法人金沢美術工芸大学		○		金沢美術工芸大学業務実績評価書
48	公立大学法人山梨県立大学		○		平成22年～26年大学各種データ（目次のみ）
49	公立大学法人岐阜県立看護大学		○		・評価の基本的な考え方 ・評価実施要領
50	公立大学法人静岡文化芸術大学		○		・h25年度計画 ・h25業務実績報告書
51	公立大学法人広島市立大学	○			公立大学法人広島市立大学の概要 <a href="http://www.hiroshima-cu.ac.jp/aboutus/content0270.html">http://www.hiroshima-cu.ac.jp/aboutus/content0270.html</a>
54	公立大学法人高崎経済大学		○		平成25年度年度計画の実施状況について（実施基準）
56	高知県公立大学法人（高知県立大学）		○		H25業務実績報告書
58	公立大学法人鳥取環境大学		○		中期目標期間内に達成すべき目標・目指すべき目標（項目一覧）
60	公立大学法人秋田公立美術大学		○		平成25年度業務実績報告書 項目別評価
61	公立大学法人前橋工科大学		○		H25業務実績評価に関する意見等
62	公立大学法人新潟県立看護大学		○		新潟県立看護大学指標（目標値等）一覧
63	公立大学法人兵庫県立大学		○		年度評価における指標・データ等

## （2）法人評価に必要な情報の取扱いの現状について

法人評価に必要な情報の取扱いについて、選択肢の中から現状に最も近いものを選択する方法で質問したところ、結果は以下のとおりであった。

### 法人評価に必要な情報の取扱状況

多くの大学では、事業報告書の提出の際及びその後の評価委員会の要求に従って情報の提出がなされているが、年報等として整理し日常的に参照できる状態となっている大学（7大学）や、必要な情報を随時引き出すことができる情報システム等を整備している大学（3大学）もあった。

表 3-16 法人評価に必要な情報の取扱状況

	内容	法人数 (構成比)
A	必要な情報は、事業報告書提出の際に提供し、不足分は評価委員会の指摘・要求に基づいて追加提出する。	48 (73.8%)
B	必要情報は、法人の作成する年報等で日常的に参照できる状態になっている。	7 (10.8%)
C	例えば、法人評価に必要な情報を随時引き出すことのできる情報システム等の整備を行っている。(計画段階を含む)	3 (4.6%)
D	その他*	7 (10.8%)

※ A～C に該当しない方法で情報を提出している法人。例えば、法人評価委員会の際に補足資料として提出している等。

## （3）法人評価に必要な情報の収集等に関する課題について

法人評価に必要な情報の収集等について、自由記述形式で尋ねた。

各大学の取組事例が寄せられたほか、法人評価に必要な情報の収集方法について、データ集の作成、データベースの構築等の取組事例が寄せられた。課題については、「データの一元管理の必要性」が最も多く寄せられた。

以下に、主な回答を列挙する。

### 学内の情報の収集に関する取組事例

- 法人評価を含め、大学評価全般に必要な数値データを「データ集」として取りまとめ、参考資料として評価委員会に提出するとともに、学外公開している。ただし、データ集に記載していない数値データを聞かれること、また実績報告書の内容についてより説明が求められることなどにより、データ集のみならず事務局内で業務実績報告書のエビデンスデータの収集が必要となっており、事務局での業務負担が非常に大きい。

- 各種アンケート結果や業務数値などを蓄積したデータベース（自己点検・評価マネジメントシステム）を構築・運用しており、様々なデータについて相互関係を考慮しながら分析、活用出来る環境は整っているため、今後、そのような活用の充実化が課題である。
- 必要な情報については、本学独自のファクトブックで項目等を整理しており、必要な情報は収集できている。今後の課題としては、ファクトブック以外の項目でどのような情報を整理するのかについて、IRの観点から検討が必要であると認識している。
- サイボウズ社のデータベース「デヂエ」を活用し、中期計画の全項目について、年度計画やそれらの業務実績を随時蓄積し、閲覧できるようになっています。

#### データの一元管理の必要性

- 毎年、実績報告に必要なデータなどは、データベース化するなど効率化の検討が必要。
- 法人評価や認証評価等に必要なデータは、大学運営にとっても必要なデータと重なることから、日常的に参照できるしくみが必要だと感じている。
- 計画を実施する各部局ごとに、随時進捗管理・情報更新できるような学内情報システムが構築されれば、最新情報の共有化にもつながり、情報収集の負担軽減だけでなく、より円滑に計画を遂行できる。（現在学内において環境整備を検討中）
- 現在は、各部署が持つデータや教員評価で集めたデータを法人評価に活用している。学生に関するデータを一元管理できるようなシステムを検討中であるが、法人評価に必要なデータは、年度ごとに異なり、定形のデータを絞り込むことが難しい。システムで対応するには、費用も発生するため、各部署でのデータ管理に拠らざるを得ない。

#### その他の法人評価に必要な情報収集の課題

- 事業報告書の参考資料は、事業報告書の提出期限（6月末）までに提出する必要があるため、報告書の作成と並行して参考情報の収集やデータの集計を行う必要があり、作業負担が大きい。また、評価委員会から追加で要求される資料には新規作成が必要なものがあるが、評価委員会への提出以外では使用しないものがあり効率化が必要である。
- 業務実績にかかる数値データの収集にあたり、年度末にしか確定できないデータもあるため、照会からとりまとめまでの作業時間を十分に確保できない。
- 数値を算出する際の定義の捉え方が、部局や担当者によって異なる場合がある。（例えば、「公開講座の参加者」と言った時に、出前講座、シンポジウムのようなものも公開講座に含めるか否か）

## 6 法人評価と認証評価との関係について

### （1）法人評価の担当組織と認証評価の担当組織との連携

（本項目に未回答の5法人を除いた60法人の回答を集計）

法人評価と認証評価を同一の組織で対応している法人が41法人と最も多く、全体の63.1%を占めた。

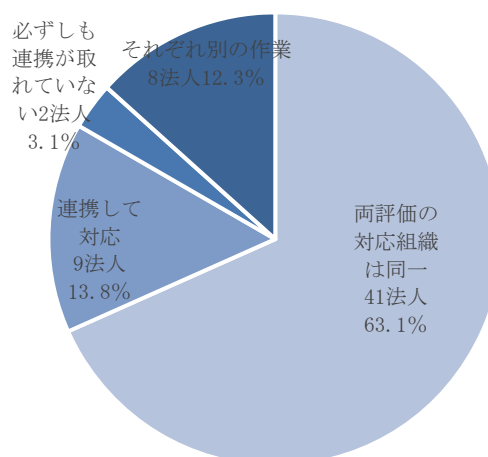


図 3-76 法人内における法人評価担当組織と認証評価担当組織の連携状況

### （2）認証評価の受審年度と中期目標期間の関係を考慮しているか

（本項目に未回答の4法人を除いた61法人の回答を集計）

認証評価の受審年度について、中期目標期間との関係を考慮している法人が26法人（42.6%）あった。

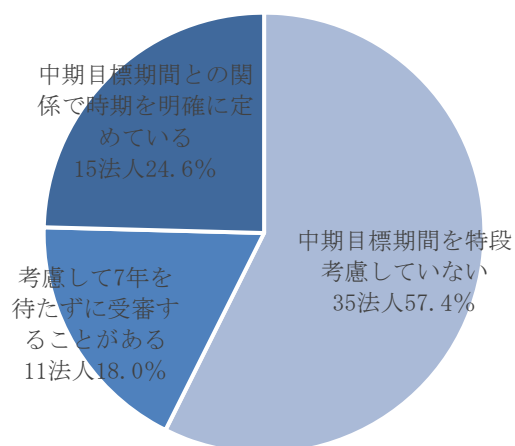


図 3-77 認証評価受審の時期を決める際、中期目標期間との関係を考慮しているか

### （3）認証評価の受審年度と中期目標期間の関係

前項で、認証評価の受審のタイミングについて、中期目標期間との関係を考慮しているとして回答のあった26法人が、中期目標期間の何年目に受審することとしているかを整理したのが右図である。

中期目標期間の5年目または6年目に認証評価の受審を予定している法人が多いことが読み取れる。

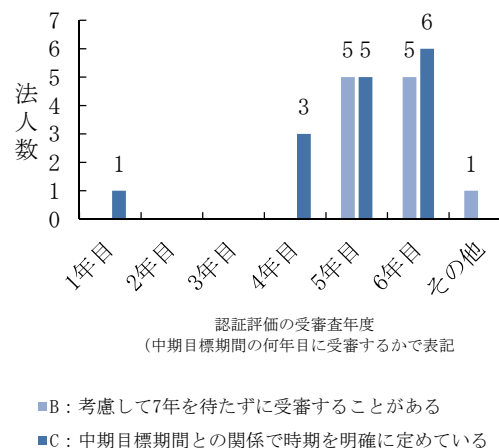


図 3-78 中期目標期間との関係を考慮して認証評価受審時期を決定していると回答のあった法人の認証評価受審のタイミングの分布

### （4）中期目標期間の評価における認証評価機関の評価の踏まえ方についての課題

中期目標期間の評価における認証評価機関の評価の踏まえ方について、自由記述形式で尋ねた。

各大学の現状が寄せられたほか、課題として「認証評価を踏まえるための具体的な方法が不明瞭」、「目的の異なる評価を踏まえることの困難さ」、「法人評価と認証評価のサイクルの違い」などが主に指摘された。

以下に、主な回答を列挙する。

#### 認証評価の踏まえ方に関する取扱いの現状

- 本学では、現行中期計画の項目を、認証評価の点検・評価項目と関連付けることで、認証評価結果を踏まえた法人評価を可能としているが、これは本来とは逆の手順であり、地独法第79条の規定の具体化が必要であると思われる。
- 中期目標において、自己評価は認証評価機関の定める基準に基づき実施することと

なっている。全く同じ項目で評価を実施している訳ではないが、概ね認証評価機関の基準に従い自己点検が実施できている。

- 認証評価結果を中期計画の期間に合わせ、中期計画策定の前年受審することとしており、評価結果を次期中期計画に反映できている。
- 認証評価の受審年度を早めることにより、認証評価の結果を反映した中期目標を策定できる見込みである。
- 中間評価（中期目標期間の5年目に過去4年分をもって実施）の際に、前年度に受審した認証評価機関の結果を活用しており、特に問題はないと考えている。
- 中期計画策定時に、認証評価で求められている事項（大学基準協会の「大学基準」）を洗い出し、不足しているものについては、毎年の年度計画を達成していくことで補っていける仕組みを整えているため、現在のところ順調に進行していると考えます。

#### 認証評価を踏まえるための具体的な方法が不明瞭

- 法人評価委員会が、中期目標期間の評価に際しては、認証評価機関による評価を踏まえることとしているが、どのようにして踏まえているかが明確にされていない。現状では、「どのように踏まえるかは評価委員の判断」として運用されているが、どのように判断されたのかが不明である。
- 認証評価結果の踏まえ方について、明確な基準が無いことから、認証評価結果をどのように中期目標期間の評価に反省させるかという点について疑問が残る。
- 国立大学法人のように、法人評価と認証評価の関係が明確に提示されていないことに課題がある。
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構法が法人評価を担う国立大学と比較し、公立大学は認証評価と法人評価に一体性がなく、「認証評価を踏まえた法人評価」の意味合いが不明確である。

#### 目的の異なる評価を踏まえることの困難さ

- 教育研究の評価について、公立大学法人評価では、認証評価の結果を「踏まえる」とされているが、認証評価と公立大学法人評価では、基本的には評価の視点が異なることから、認証評価結果をどのように法人評価に対応するのが難しい状況である。
- 第2期の認証評価からPDCAサイクルが機能しているかに重点がおかれているため、内容の評価まで踏み込んだものとなっていないことから、これをもって認証評価機関の教育及び研究の評価として良いものか疑問が残る。

#### 法人評価と認証評価のサイクルの違い

- 本法人では、認証評価受審のタイミングが合っていないため、中期目標期間の評価に当たりあまり参照されなかった。
- 認証評価は7年サイクルだが、法人評価は6年サイクルであるため、実質的には認証評価を6年で行う必要があり、負担軽減と効率的な対応が課題となっている。

#### （5）教育研究に関する評価や、認証評価を含めた大学の評価の在り方についての課題について

教育研究に関する評価や認証評価を含めた大学の評価の在り方に関する課題等について自由記述形式で尋ねた。

評価の実質化・効率化、また評価の負担感の軽減の観点から、「法人評価と認証評価の一体的な実施」、「法人評価と認証評価の整合性の整理」、「地独法第79条の解釈の明確化」、「評価項目の統一」などの課題について、主に意見が寄せられた。

以下に、主な回答を列挙する。

##### 法人評価と認証評価の一体的な実施

- 法人評価と認証評価にかかる自己点検をそれぞれ実施しており、これらを一元的に実施できるような実施方法や組織の改善が必要。
- 大学においては、学内における教職員評価や学生による授業評価など様々な評価が重層的に行われており、種々の評価作業に伴う教職員の負担が多くなっている。大学の外部評価（質保証）の重要性は認識するものの、認証評価による質保証は、ステークホルダーに対して有為なものとなっているのか、法人評価と認証評価の一体的実施などについて検討が望まれる。

##### 法人評価と認証評価の整合性の整理

- 中期目標・計画期間が6年であるにも関わらず、認証評価の期間が7年である不整合を解消してもらいたい。
- 教育及び研究について法人評価と認証評価が二重評価となっているほか、認証評価と法人評価のサイクルが7年と6年になっており、認証評価を6年とせざるを得ないなど、両システムの間で整合性がとれていない問題が放置されたままである。二重評価の解消のためには、法人評価では教育及び研究に関し独自の評価を行わず認証評価に委ねるとともに認証評価の対象を教育及び研究に留めるなど、守備範囲の整理を行うことも考えられる。



第3章 アンケート調査  
4 アンケート調査Ⅱ（公立大学法人）結果の概要

- 事業年度の業務実績については毎年度、中期目標期間の業務実績については6年毎に法人評価を受けており、公益財団法人大学基準協会による認証評価（機関別認証評価）を7年毎に受けている。また、この他、附属病院を有する本学は公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価を5年毎に受けており、今後はさらに医学教育の分野別認証評価も受けることとなる。複数の評価を絶えず受ける続けることに評価疲れを覚えることがあるため、重複する評価内容については一つにまとめられることが望ましい。

地独法第79条の解釈の明確化

- 地独法第79条の「踏まえる」内容の詳細な解釈について示されると、評価委員会においても評価がスムーズに行われ、大学も設置団体も負担軽減が図られると考える。

評価項目の統一

- 可能であれば、中期計画の構成が、認証評価項目と統一できれば、いわゆる「評価疲れ」も軽減されるものと考えます。
- それぞれの評価は、重なり合う部分も多く、事務負担が多い。それぞれの評価の目的に合わせて、評価項目等が整理されるようになれば有り難い。
- 法人評価と認証評価は異なる性質もあるが、項目は統一できるものもあり、簡略化に向けた改善が望まれる。

## 7 法人評価の実質化等に向けての取組み、要望等

法人評価の実質化等に向けた取組、要望等について自由記述形式で尋ねた。

法人評価の実質化に向けた取組については、「法人内部でのPDCAサイクルの回し方」、「データ等の活用方法」、「評価委員会とのコミュニケーションに関する取組」、「国立大学法人評価の改善点を公立大学法人評価の改善に反映させる取組」などが寄せられた。

また、法人評価に関する要望・課題については、「公立大学法人間で共有できる仕組みの構築」、「法人評価の簡素化」などについて意見が寄せられた。

主な回答を以下に列挙する。

### 法人内部でのPDCAサイクルの回し方

- 年度計画は中期計画を踏まえて作成されるため、新規の取組事項が反映しづらい面がある。そのため、毎年度現時点での法人の課題を浮き彫りにした上で理事・副学長等が戦略目標を作成し、学内でPDCAを回し、年度計画に反映させるなどの工夫を行っている。
- 10月頃の学長と各学部長のヒアリングや、12月末現在の実績取りまとめを通じて、年度途中での計画進捗状況を把握し、それを次年度計画の策定に反映することが出来るようにしている。
- 当法人では、年度計画の各項目について、業務運営の改善等に関する項目は四半期ごと、それ以外の項目は半期ごとに進捗管理を行い、個々の取り組みのPDCAサイクルを回すことにより、中期計画・年度計画の確実な達成に向けて取り組んでいる。
- 法人評価の結果や課題等について、毎週開催される役員打合せ会で報告するとともに、必要に応じてその案件を担当している部会の代表等にも役員打合せ会に参加してもらい議論している。その結果、効果的かつ効率的にPDCAサイクルを推進することが可能となった。
- 年度計画の策定において、法人が重点的に取り組む「重点項目」を設定し、法人の予算編成とも連動させながら取り組みを推進している。（公立大学法人島根県立大学）
- 認証評価を6年サイクル（中期目標期間の4年目）で受審し、中間評価、中期目標期間評価や次期中期目標・中期計画の策定に反映するようにしています。

### データ等の活用方法

- 業務実績報告書や法人評価のデータを監事監査にも活用し、新規項目や進捗が遅れている項目について、実地の聞き取りが行われている。

- 各種アンケート結果や業務数値などを蓄積したデータベース（自己点検・評価マネジメントシステム）を構築・運用しており、様々なデータについて相互関係を考慮しながら分析、活用出来る環境を整えている。

#### 評価委員会とのコミュニケーションに関する取組

- 年に1回程度、評価委員会による現場視察を実施し、大学の概要説明、教員との意見交換会、特色ある教育・研究の説明、施設見学を行っている。また、評価委員会からの要望により、教員だけでなく、留学生や職員との意見交換の場を設けるなど、机上での議論だけでなく、現場の声にも積極的に耳を傾けていただいている。
- 法人評価委員会では、財務諸表や業務実績報告書の説明といった無味乾燥な内容だけでなく、エピソード集を配付することによって、学生の学外表彰や具体的な地域貢献、産学連携活動の様子など紹介し、大学をより身近に感じていただけるようしている。
- 各年度の業務実績報告書を法人評価委員会へ提出する際、中期計画期間の途中で既に計画を達成し終了した項目について、計画達成後の更なる取組状況を記載した資料を参考に提出し、積極的なアピールを行っている。

#### 国立大学法人評価の改善点を公立大学法人評価の改善に反映させる取組

- 国立大学法人の評価方法の見直しに準じ、中期計画期間の暫定評価の廃止や項目数の削減などが見直しが行われている。

#### 公立大学法人間で共有できる仕組みの構築

- 大学側の自己点検・評価や、評価委員会での評価の際に、課題と思われるのは、教育の成果そのものを判断する指標の設定が非常に困難であること。何らかの参考となる指針、指標等があれば良いと思われる。
- 評価制度に関する国の動向や各公立大学法人において抱えている課題、目標設定の指標等の事例等について、共有できる仕組みを作っていただきたい。
- 大規模大学のように法人評価・認証評価に対応する専任スタッフを配置することができない。今後、法人評価の実質化等の具体的な対応として、公立大学全体に対して評価項目の拡充等が求められる状況となれば、小規模大学にとっては過大な負担となってしまうため、安易に評価事務負担の増加につながるような措置が取られないよう要望したい。
- 評価だけではなく、中期目標や中期計画の策定指針などを作成し、運用の画一化を図る必要があると考える。（国立大学法人は評価機関が同一であるため、評価結果のぶれが少ない）

#### 法人評価の簡素化

### 第3章 アンケート調査

#### 4 アンケート調査Ⅱ（公立大学法人）結果の概要

- 認証評価や自己点検・評価、法人評価等、大学評価に係る作業の負担は大きく、それぞれの評価ごとに観点の相違があり、法人内の努力では業務量の軽減が難しいため、事業報告書や法人評価委員会の簡素化が望まれる。
- 中期目標達成のための具体的計画が中期計画であり、それを年度ごとに細分化したものが年度計画である。年度計画に対する実績報告は、達成状況を確認し、今後の指標とするため必要と考えるが、評価は毎年度行う必要はなく、中期計画期間の中間時や終了後のみ等と減らしてもよいのではないかと感じる。

## 5 アンケート調査のまとめ

アンケート調査は、公立大学法人評価に関わる三者（評価委員長、設立団体、公立大学法人）の問題意識を共通の設問で問う回答様式Ⅰの調査票と、評価の実施方法等について設立団体と公立大学法人にそれぞれ事実関係を問う回答様式Ⅱの調査票を用い実施し、その結果の概要回答様式それぞれについて本章の2～4で報告した。

ここでは、合計3種類の調査票で把握した内容を、(1)において6つの設問項目に沿ってまとめる。また、(2)において、訪問調査に向け聴取する項目を示す。

なお、アンケート調査の結果の詳細については資料編に掲載した。

### (1) アンケート調査のまとめ

#### 1) 評価委員会の構成

評価委員会の構成については、評価の継続性・安定性の観点から、「中期目標期間中の交代は最小限にとどめたい」としている委員長の要望に対し、継続性が保たれるよう、設立団体においても極力配慮を行っている。しかしながら、地域によっては高等教育に見識のある委員の選任が困難であることから、結果として同じ委員が長期間選任せざるを得ない状況もある。こうしたことから、委員の人選については、設立団体からは「専門者リストのようなものがあれば参考にしたい」との要望があった。今後、関係者により検討されたい。

#### 2) 評価委員会の運営、活動

評価委員会の開催時期や、会議の場における意見交換については、概ね適切に行われていると三者から肯定的な回答が寄せられた。ただし、評価委員会が大学関係者の意見を聞く機会や大学を視察する機会については、十分に確保されていないと三者ともに、特に法人側は受け止めている。これに関しては、法人視察のほかに、法人が設置する大学での委員会開催、評価委員会とは別の場での率直な意見交換の実施などの取組み例もあり、評価委員会に、業務実績報告書では伝えきれない法人の取り組みが伝わるように、様々な工夫が行われている。

委員会の開催回数については多様な状況がある。開催回数が比較的少ない評価委員会は、会議の開催以外の場において、十分な資料の説明がなされるなど、スムーズに運営するための工夫が必要である。逆に、比較的開催回数が多い評価委員会は、会議を重ねるごとのように議論が展開しているのか、興味深い。開催回数と会議で扱う内容の関連について、訪問調査で明らかにしたい。

### 3) 事業報告書について

事業報告書については、大学の活動を具体的に伝えるものとなっているという三者の共通認識はあるものの、評価書のボリュームの大きさ、項目の多さについて自由回答の中で多くの指摘があることから、全体として簡素化が図られるべきといえる。

報告書の改善点として、設立団体からは、グラフ等を用いた簡潔な表現や、公表を前提とした客観的な表現など、市民目線に立った表現を求める声が多かった。一方、法人からは、目標の重点化による項目の厳選など、評価の実質化と作業負担の軽減を求める指摘が多かった。先進的な取組みがあれば、訪問調査において把握したい。

数値目標について、法人からは「教育には数値目標が馴染みにくい」「適切な数値目標の設定が困難である」などの課題があげられている。数値目標の必要性や取扱いについては、三者の意見が異なる傾向があることから、それぞれの見解を訪問調査で明らかにしたい。

### 4) 法人評価の方法及び法人評価結果の活用について

法人評価の方法については、用いる方法（記述式、段階式等）や、教育研究の評価の実施方法において、多様な状況が見られた。

法人評価結果の活用については、「最高評価を得た努力を勘案し、運営費交付金などに反映できる仕組みがあってもよい」「近年求められている教育成果の社会還元のために対して、人的配置が見られない」などの意見が法人からあげられている。設立団体からの回答においても、法人の努力に対する支援への反映について、支援強化に活用した事例はあるものの、活用例の多くは次期中期目標作成の参考とするなどにとどまった。

また、評価結果受領のタイミングが、事業計画策定期と連動せず、PDCA サイクルにタイムラグが生じることも課題とされている。

### 5) 公立大学法人評価制度に関する問題意識等

法人評価の業務に従事する負担感は、三者とも大きいと受け止めている。特に、担当する設立団体の事務局の負担感が大きい。

評価委員長と設立団体は、評価担当者が2・3年ごとに異動する状況を踏まえ、法人評価に関し蓄積したノウハウを共有する仕組み、共通の評価指針の策定を望んでいる。法人は、加えて評価担当者の研修の開催を望んでいることが興味深い。

共通の評価指針策定については、必要性を求める意見もある一方で、「画一的な評価制度を設けることが、個性の発揮を抑えることにもつながりかねないので、慎重であるべきだと思う」という評価委員長の声もあることを踏まえ、必要であるならばどのような指針が適切なのか、訪問調査で具体的に明らかにしたい。

作業負担の軽減に関連し、法人評価に必要な情報の収集・管理について尋ねたところ、データ集やファクトブックの作成、自己点検・評価マネジメントシステムの構築・運用などにより、法人評価に必要な情報を日常的に参照できる状態としている法人があった。情

報を随時参照できるシステムとしては、国が整備する大学ポートレートの整備に期待が寄せられている。

また、評価の簡素化という点については、「評価作業の効率化を前提とした認証評価と法人評価の一体的実施の検討」「二つの評価の項目を統一もしくは整理してほしい」という要望があった。認証評価機関の評価方針の妥当性も問われるところであり、法人の取組みだけでは解決が困難であることから、設立団体及び総務省、文部科学省の理解と協力を得ながら、四者が協力して課題解決に向かって取組みを進める必要がある。

## (2) 訪問調査に向けて

訪問調査については、以下の項目について中心に聴取することとする。

(聴取する項目)

- 1) 評価委員会の運営について
- 2) 評価の結果の活用について
- 3) 教育研究の評価について
- 4) 数値目標の設定について
- 5) 認証評価の踏まえ方について
- 6) 評価作業負担の軽減について 等

訪問先は、第1期中期目標期間が終了した設立団体及び法人の中から、設立団体の種別、設置する大学の規模に偏りがないように選定する。

第3章 アンケート調査  
5 アンケート調査のまとめ



## 第 4 章 訪問調査

## 1 訪問調査の内容

### (1) 訪問調査の内容について

訪問調査は、前章の「5 アンケート調査のまとめ (2) 訪問調査に向けて」において言及した以下の6点を中心に聴取した。

- 1) 評価委員会の運営について
- 2) 評価の結果の活用について
- 3) 教育研究の評価について
- 4) 数値目標の設定について
- 5) 認証評価の踏まえ方について
- 6) 評価作業負担の軽減について

### (2) 訪問調査先の選定について

訪問調査先については、第1期中期目標期間評価を終了している公立大学法人を設立した設立団体のうち、以下の点において、偏りがないように可能な限り考慮した。

- ① 設立団体（自治体）の規模・種別
- ② 設立する法人数
- ③ 理事長・学長体制（一体型・別置型）
- ④ 公立大学法人が設置する大学数

その結果、以下の8の設立団体に対し、訪問調査を行うこととした。評価委員会に調査を行った上で、可能な範囲で設立団体の公立大学法人評価担当者、各設立団体が設立する公立大学法人に対しても調査を行った。

	自治体の種別	設立法人数	法人設立年	理事長・学長体制	法人が設置する大学数
(1) 岩手県	都道府県	1 法人	H17	別置型	1 大学 2 短大
(2) 秋田県	都道府県	2 法人	H16	一体型	1 大学
			H18	一体型	1 大学
(3) 東京都	都道府県	1 法人	H17	別置型	2 大学 1 高専
(4) 大阪府	都道府県	1 法人	H17	一体型	1 大学 1 高専
(5) 山口県	都道府県	1 法人	H18	別置型	1 大学
(6) 名古屋市	政令市	1 法人	H18	一体型	1 大学
(7) 北九州市	政令市	1 法人	H17	別置型	1 大学
(8) 函館圏公立大学 広域連合	組合	1 法人	H20	一体型	1 大学

第4章 訪問調査  
2 訪問調査結果の概要

2 訪問調査結果の概要

以降に、訪問調査において得られた主な内容について、訪問先別に紹介する。ヒアリングの詳細な記録については、資料編6を参照されたい。

(1) 岩手県

設立団体について	
人口(万人)	133
公立大学担当部局名	岩手県総務部総務室(実際の業務にあたる職員数:1名)
法人評価担当部局名	同上
設立する地方独立行政法人	公立大学法人岩手県立大学 地方独立行政法人岩手県工業技術センター
評価委員会について	
評価委員会名称	岩手県地方独立行政法人評価委員会
現員数、任期(1期の年数)	7名(専門委員2名を含む。7名のうち高等教育関係3名) 2年(再任可)
平成25年度における平成24事業年度評価に関する活動	<u>法人ヒアリング</u> 1.全体評価について 2.項目別評価について <u>第2回評価委員会</u> 1.平成24事業年度の業務の実績に関する評価について 2.平成24年度財務諸表に係る知事の承認について 3.剰余金の翌事業年度への繰越しに係る知事の承認について
中期目標期間評価に関する活動	<u>法人ヒアリング</u> 1.自己評価報告書の概要について <u>第2回評価委員会</u> 1.業務実績に関する評価結果(案)について
中期目標期間に行う中間的な評価に関する活動	<u>中期目標の業績評価(暫定的な評価)に係るヒアリング</u> 1.自己評価の概要について 2.カテゴリー別評価について 3.全体評価について <u>第2回評価委員会</u> 中期目標期間の業務実績評価(暫定的な評価)結果について
公立大学法人について	
法人設立年/理事長・学長体制	平成17年/別置型
設置する大学	岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部 岩手県立大学宮古短期大学部
学部数/学生数/教員数/職員数	4学部/2,205名/200名/102名(4年制大学のみ)
法人評価を統括する委員会名	公立大学法人岩手県立大学評価委員会
法人評価を直接担当する組織名	公立大学法人岩手県立大学評価委員会 自己点検・評価部会

岩手県では、評価委員会、設立団体、法人それぞれに対し個別にヒアリングを行った。

評価委員会のヒアリングの対応をお願いした岩手大学の西崎教授は、今年度で評価委員として6年目である。委員長の任期は終了しているが、訪問調査時点で次期委員長互選のための委員会が開催されていないことから、状況を最も把握している方として話を聞いた。

(以下には委員長として記している)

主な内容を以下に示す。

#### (評価委員会のスケジュール等)

年度評価は、6月下旬に法人が業務実績報告書を提出、7月に評価委員会による法人ヒアリング、8月に評価委員会の開催を経て、8月末に評価結果が通知されるスケジュールである。このスケジュールに関し委員長は、評価委員が報告書を読むためにもう少し時間が確保できるのが望ましいと考えている。

#### (教育研究の評価)

年度評価においては、教育研究の評価を含めたすべての項目について、記号を付して評価が行われている。

教育研究の評価について、委員長は、自治体が自ら設立した公立大学法人であることを踏まえれば、公立大学法人評価においては、目標・計画の達成状況の確認だけでなく、質的な内容に踏み込んで評価すべきであり、そのほうが県民の理解も得られるとコメントしている。さらに「質的な内容」については補足して、質そのものではなく質の向上に取組むための体制等の外形的な部分のことであると説明している。

一方で、設立団体担当者は、教育研究の評価については、外形的な進捗状況の確認を中心に行うものと考えており、また法人からは、中期計画に定めていない事項についても積極的に評価してほしいとの声がある。

#### (評価の方法)

中期計画の項目数は、評価をしやすいとするという設立団体の意向もあり、大学全体で50項目に収めることとされている。

法人の自己評価は、4段階(A, B, C, D)で行われると同時に、そのうち主要な項目を特記事項として取り上げているが、評価委員会の評価では、この特記事項の中で評価委員会が特に優れたものと認めたものについてAAを付しているため、5段階(AA, A, B, C, D)で評価が行われている。法人の特色ある取組みを積極的に評価するための特徴的な工夫と言える。

AA評価を巡っては、委員間で意見が分かれることもしばしばあるが、議論に割ける時間は限られていることから、意見交換によって調整しきれない場合は、各委員による5段階評価の平均点が委員会としての最終的な評価結果とされている。

その他、委員長はその役割について、各委員の多様な意見をとりまとめることに最も苦

労しているとコメントをしているが、評価委員会の開催がヒアリングを除くと1回のみであることも関連するように思われる。

#### (認証評価結果の踏まえ方)

法人評価における認証評価結果の踏まえ方については、法人自身が業務実績報告書の中で認証評価結果を踏まえた自己分析を行い、評価委員会がその報告書を用いて評価を行うことをもって、法人評価に認証評価結果を踏まえたものと整理されている。

このことに関し法人では、法人評価の評価項目と認証評価の評価項目を関連付けて設計することで、二つの評価の対応を連動させる試みがなされている。認証評価と法人評価の性質の違いもあるため、簡単な試みではないが、参考となる事例である。

#### (法人評価結果の活用)

法人においては、前年度の状況を踏まえて次年度の計画を策定するための工夫として、年度末に行う業務実績報告書の作成の前に、毎年10月頃、各部局に対する学長ヒアリングが行われ、その結果が次年度計画に反映されている。

年度評価結果の次年度計画への反映については、スケジュール上タイムラグが生じる課題があるが、この課題を克服しようとする工夫の一例である。

#### (その他)

評価とは別に、毎年6月に、設立団体側から知事、副知事、各部局長、法人側から理事長、学長、学部長等が出席し、相互に要望を出し合う意見交換の場が設定されている。



西崎 滋 岩手県地方独立行政法人評価委員会  
前評価委員長



公立大学法人岩手県立大学への訪問調査

第4章 訪問調査  
2 訪問調査結果の概要

(2) 秋田県

設立団体について	
人口（万人）	109
公立大学担当部局名	企画振興部学術国際局学術振興課 (実際の業務にあたる職員数： 国際教養大学5名、秋田県立大学6名)
法人評価担当部局名	総務部総務課（実際の業務にあたる職員数：2名）
設立する地方独立行政法人	公立大学法人国際教養大学 公立大学法人秋田県立大学 地方独立行政法人秋田県立病院機構 地方独立行政法人秋田県立療育機構
評価委員会について	
評価委員会名称	秋田県地方独立行政法人評価委員会
現員数、任期（1期の年数）	5名（うち高等教育関係1名）、2年（再任可）
平成25年度における平成24事業年度評価に関する活動	第2回評価委員会 秋田県立大学の年度評価に係る事情聴取 第3回評価委員会 国際教養大学の年度評価に係る事情聴取 第4回評価委員会 各法人の年度評価に係る評価の委員協議
中期目標期間評価に関する活動	H22 第4回評価委員会 国際教養大学の期間評価に係る事情聴取 第5回評価委員会 国際教養大学の期間評価の委員協議 H24 第4回評価委員会 秋田県立大学の期間評価に係る事情聴取 第5回評価委員会 秋田県立大学の期間評価の委員協議
中期目標期間に行う中間的な評価に関する活動	実施していない
公立大学法人について	
法人設立年／理事長・学長体制	国際教養大学 平成16年／一体型
	秋田県立大学 平成18年／一体型
設置する大学	国際教養大学、秋田県立大学
学部数／学生数／教員数／職員数	国際教養大学 1学部／921名／73名／54名
	秋田県立大学 2学部／1,814名／214名／75名
法人評価を統括する委員会名	国際教養大学 自己評価委員会
	秋田県立大学 役員会
法人評価を直接担当する組織名	国際教養大学 事務局企画課
	秋田県立大学 企画・広報本部

秋田県では、評価委員会、設立団体に対しそれぞれ個別にヒアリングを行った。評価委員会については、法人設立当初から委員を務め、委員として12年目を迎える、現評価委員長秋田大学池村教授に話を聞いた。

主な内容を以下に示す。

#### (評価委員会の構成)

4 法人を5名で評価するため、評価委員の専門分野の構成は多様であり、高等教育関係の委員は1名のみとなっている。このことに関し委員長は、2つの公立大学法人を評価するためには、大学関係者が若干手薄ではないかとコメントしている。

設立団体には、県内に大学が少ない事情から、大学関係者で委員を依頼できる人材を探すことに苦労がある。

#### (評価のスケジュール)

6月末に法人から業務実績報告書が提出された後、各委員が業務実績報告書を読み、事前に法人に対して質問を出した上で、7月に法人へのヒアリングが行われる。そのヒアリングの後にも、疑義があれば法人に資料提出を求めるなど、会議以外の場で密なやり取りが行われている。

スケジュールに関し、委員長は、会議開催回数は多くないものの、会議以外の丁寧なやり取りがあるため、今の方法で法人の実情は十分把握できていると考えている。

#### (項目数)

年度計画の項目数については、委員長は、計画全体の項目数が多すぎることを指摘している。このことについて、設立団体においては、項目数が多いことで委員の負担が大きくなっている認識はあるものの、集約してしまうと法人の状況が見えにくくなってしまうとの考えであるため、今の段階では項目数の削減は検討されておらず、多少無理はあるが各委員の対応可能な範囲でお願いしていくというスタンスである。

#### (評価の方法)

委員長は、すべての項目について網羅的に実施するのではなく、法人の自己評価の中で重点となる箇所を示してもらったほうが、評価委員会はその役割をより果たすことができると考えている。

またその他の留意点として、前年度の評価と異なる記号を付して評価をする場合には、説明を添えるよう配慮がなされている。

#### (法人評価の担当部局)

評価委員会事務局を担う総務課は、日常的には法人に関与せず、設立団体としての法人

に対する指示等は、すべて学術振興課から行われる。

法人評価の担当部局と法人を所管する部局が異なることにより、評価の独立性・中立性が保たれていると考えられている。一方で、法人評価担当部局においては、法人の情報の入手等に苦勞する面があり、そのため評価が表面的にならざるを得ないとの悩みがあるが、あくまで中期計画に定めた事項について法人の報告に基づいて評価するというスタンスであるからこそ、法で定められた法人評価をなんとかこなせている面があると、言及があった。

#### (評価委員会と設立団体の関係)

評価委員会と設立団体の関係について、委員長から、もう少しつながりを強くして、全体評価の文面に表れにくい部分や特に重要な指摘について説明できる機会があると望ましい旨、コメントがあった。

#### (その他)

委員長は、公立大学法人評価に共通の指針の設定については、規模や学部構成等が多様なことから、公立大学の評価は一括りにできない面があり、共通の指針を定めるとしてもかなり大きくくりになってしまうのではないかとすることを指摘する一方で、他団体における評価の指標や先行事例の共有は有用との考えであった。



池村 好道 秋田県地方独立行政法人評価委員会  
評価委員長



秋田県への訪問調査



第4章 訪問調査  
2 訪問調査結果の概要

(3) 東京都

設立団体について	
人口(万人)	1316
公立大学担当部局名	総務局首都大学支援部(実際の業務に当たる職員数:3名)
法人評価担当部局名	同上
設立する地方独立行政法人	公立大学法人首都大学東京 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
評価委員会について	
評価委員会名称	東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会
任期(1期の年数)、現員数	8名(うち高等教育関係6名)、2年(4期まで再任可)
平成25年度における平成24事業年度評価に関する活動	H24年度第4回公立大学分科会 公立大学分科会長の互選、南大沢キャンパス視察・意見交換会 第5回公立大学分科会 業務実績報告書作成要領(案)について 第1回公立大学分科会 業務実績に関するヒアリング(法人) 第2回公立大学分科会 業務実績に関するヒアリング(各大学等)、業務実績評価(素案)審議 第3回公立大学分科会 業務実績評価の決定、法人の財務諸表及び利益処分案の意見聴取 設立団体の長への報告及び議会報告
中期目標期間評価に関する活動	第4回公立大学分科会 公立大学分科会長の互選、業務実績評価の実施方法について、南大沢キャンパス視察・意見交換会 第5回公立大学分科会 業務実績報告書作成要領(案)について 第1回公立大学分科会 業務実績に関するヒアリング、業務実績評価(素案)の検討 第2回公立大学分科会 業務実績評価、法人の財務諸表及び積立金の処分承認に関する意見聴取、第一期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討(案)に関する意見聴取 設立団体の長への報告及び議会報告
中期目標期間に行う中間的な評価に関する活動	第1回公立大学分科会 評価実施について、南大沢キャンパス視察・意見交換会 第4回公立大学分科会 法人の財務諸表及び積立金の処分承認に関する意見聴取、業務実績評価【事前評価】(案)の検討 第5回公立大学分科会 業務実績評価【事前評価】(案)について
公立大学法人について	
法人設立年/理事長・学長体制	平成17年/別置型
設置する大学等	首都大学東京、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校
学部数/学生数/教員数/職員数 (大学のみ)	首都大学東京 4学部/9,532名/688名/306名 産業技術大学院大学 1研究科/246名/30名/27名
法人評価を統括する委員会名	経営審議会
法人評価を直接担当する組織名	経営企画室企画財務課事業評価係

東京都では、評価委員会、設立団体、法人それぞれに対し、個別にヒアリングを行った。東京都の評価委員会では法人ごとに分科会が設けられているため、公立大学分科会長であり、委員として7年目を迎える筑波大学の吉武博通大学研究センター長に話を聞いた。主な内容を以下に示す。

#### (評価委員会の役割)

東京都には、公立大学法人のほかに2つの地方独立行政法人が設立されており、公立大学法人を評価するのは、東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会である。

公立大学法人全般において、法人評価委員会が外部の意見を取り入れる重要な機会となっていることから、分科会長は、「公立大学法人の評価は、外部の声を法人執行部に届ける貴重な機会。公立大学法人首都大学東京には約二百億円の税金が投入されており、都民の視点から見た評価結果は重要だ」という外部の声の代表としての立場を踏まえつつ、「首都大の応援団」という姿勢で評価に臨んでいる。この姿勢は、法人にも伝わっており「大学が気付いていない強みを委員がを見つけ、伸ばすための提案をいただいている」と受け止めている。

#### (評価に対するスタンス)

評価に際し、分科会長が意識しているのは、「教育研究の改善へつなげてもらう評価を行うこと」、「ステークホルダーに対し法人の生き生きとした情報を伝える評価報告書を作成すること」、「評価作業の過程での効率化」の3点である。委員交替時には大学視察を必ず実施しており、その際に学生や若手の法人採用職員にもヒアリングを行うなど、法人の姿を立体的に把握するよう努めている。

分科会長は「経営と教育研究をトータルで眺め、法人や大学が良い方向に向かっているかを評価する機会は法人評価しかない」との考えのもと、経営面のみならず教育研究面も重視して評価を行っている。教育研究の質を向上させるために、業務実績評価結果が法人に伝えられた際に、評価結果とは別に分科会から「参考意見書」が提出される。この報告書により指摘があった点への対応内容は、法人が年度末に都と委員に報告するとともに、当該年度の実績報告書において特記事項として詳細を記載している。

#### (数値目標の設定)

数値目標の設定に関しては、教員の流動性等、数値化が可能な項目はまだあると指摘するが、「数値は氷山の一角であって、数値で判断できることは限られるが、数値を見ることによってその裏に隠れているものを推測することが可能です」(分科会長)と、評価のためでなく、IRの一環として数値化を進めてほしいと強調された。数値の年度推移により、法人の教育研究活動が改善に向かっているかどうか評価できるからというのがその理由である。

### （評価の方針、評価の方法）

評価の方針及び評価の方法については、毎年、見直しの必要性を評価委員が議論する。ここ数年はわかりやすさや、項目の整理、効率化という視点から見直しを行っているが、重複箇所の整理が依然として課題として残る。「法人評価の仕組みを変えるには、設立団体の担当部署、法人、評価委員会の三者が現在の評価方法に関して問題意識を共有する必要がある」と分科会長は認識している。

### （認証評価と法人評価の関係）

法人は、認証評価と法人評価の関係について、「項目の重複を整理するのは難しい。認証評価は、大学の基本部分を確認する項目が掲げられている一方で、法人評価は、強みを戦略的に打ち出す項目のウェイトが高い。性格の違う評価を、二階建て構造や補完させる構造に組み替えるのは作業的に時間がかかる」と認識している。大学ポートレート等により公開した法人の基礎データを認証評価機関が確認し、問題があれば指摘する方法でよいのではないかとの見方もあった。なお、法人は2大学1高専の基礎情報を含んだ法人基礎データブックを作成し、業務実績報告書の取りまとめに活用して労力の軽減化を図っている。

### （第1期から第2期の目標、計画の策定、第3期に向けて）

設立団体では、法人の活動をわかりやすく伝えるために、第1期から第2期にかけ、中期計画の達成状況が評価書上でわかりやすく判別できるように表示方法を変更したり、特色ある取組みを記載する欄を設ける工夫を行った。これらの工夫に伴い、中間評価を年度評価と別に実施する必要がなくなったため、第1期で行った中間評価を2期では廃止した。

第2期においては項目数を減らしたが、重複的な項目については大項目の立て方を工夫しさらに減らすべきとの認識を、設立団体、法人双方が持っており、次期中期目標の項目は整理し、「すべての項目に対し実績報告を行うのではなく、大きくりにした項目で議論できるよう、実のある簡素化を図っていききたい。評価項目を細かくすることにより、法人の姿もより詳細に評価書に表れてくるかもしれないが、計画に書かなければ実施しないということではないので、評価作業に対し労力を割きすぎないようにしたい」との意見も法人から聞かれた。



吉武 博通 東京都地方独立行政法人評価委員会  
公立大学分科会長（写真中央）



公立大学法人首都大学東京への訪問調査（都庁  
舎内）

第4章 訪問調査  
2 訪問調査結果の概要

(4) 大阪府

設立団体について	
人口（万人）	887
公立大学担当部局名	府民文化部私学・大学課（実際の業務に当たる職員数：4名）
法人評価担当部局名	財務部行政改革課（実際の業務に当たる職員数：2名）
設立する地方独立行政法人	公立大学法人大阪府立大学 地方独立行政法人大阪府立病院機構 地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所
評価委員会について	
評価委員会名称	大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会
現員数、任期（1期の年数）	5名（うち高等教育関係2名）、2年（再任可）
平成25年度における平成24事業年度評価に関する活動	第1回評価委員会 平成24事業年度業務実績に関する評価について 第2回評価委員会 平成24事業年度業務実績に関する評価について 第3回評価委員会 平成24事業年度業務実績に関する評価について
中期目標期間評価に関する活動	第19回大学部会 第1期中期目標に係る業務の実績に関する評価結果について 第20回大学部会 第1期中期目標に係る業務の実績に関する評価結果について 第21回大学部会 第1期中期目標に係る業務の実績に関する評価結果について
中期目標期間に行う中間的な評価に関する活動	なし
公立大学法人について	
法人設立年／理事長・学長体制	平成17年／一体型
設置する大学	大阪府立大学、大阪府立大学工業高等専門学校
学部数／学生数／教員数／職員数 （大学のみ）	4学域／7,988名／686名／162名
法人評価を統括する委員会名	計画・評価会議
法人評価を直接担当する組織名	計画・評価委員会

大阪府では、評価委員会、設立団体、法人それぞれに対し、個別にヒアリングを行った。評価委員会については、ヒアリングを行った安部教授は委員として4年目で、任期は平成27年1月で終了しているが、調査時点において状況を最も把握している適任者であることから話を聞いた。(以下には委員長として記している)。主な内容を以下に示す。

#### (第2期中期目標の策定過程)

大阪府立大学は、平成17年度に3大学を統合して開学した。平成20年度に就任した前知事の意向を受けた設立団体への対応から、大学は改革案を提出した。この改革案を受けて、府が示した大学の改革の方針が、第2期中期目標に反映している。第2期の目標や計画は第1期に比べて簡潔になったが、評価における作業量の多さは依然として課題である。

#### (評価委員会の役割)

委員長は、設置条例で定められた「評価委員会の主な役割」に沿った、どちらかと言えば抑制的な運営を心がけている。「評価は、外部干渉になってはいけない」と考えており、あくまで決められた目標に沿っての進捗状況の点検を主とするスタンスを持たなければならないことを新任の委員にも説明してきた。

#### (評価委員会の運営)

府が設立する地方独立行政法人は4つある。法人化を行政改革の一環で進めてきた背景や、評価における中立性の担保の観点から、行政改革課でまとめて評価を担当している。法人評価の実施が安定的に行われていることもあり、法人評価は各法人の主管課に任せてもよいのではないかという意見も設立団体内には出ている。

#### (評価の方法)

小項目評価、大項目評価、全体評価を行う評価手法は、国立大学法人評価の手法を参照した。

「大阪府における地方独立行政法人評価委員会の運営及び評価の基本的な考え方」の中では、「目標・計画を策定する際の留意点」として、数値目標を設定することを基本としているが、「教育研究や人材育成に係る分野は、数値設定が困難な部分があるため、どのように評価するかは悩ましい」(評価委員長)。しかし、地域貢献や国際化の分野は数値化が可能であり、高等教育に関わらない委員も客観的に評価できるため、評価委員会で評価を行うこととなった。

「年度評価の考え方」は行政改革課が策定している。「全体評価の具体的方法」には、「法人化を契機とする大学改革の取り組みを積極的に評価することとする」と示されていることから、改革を重視した評価が行われていることがうかがえる。

### （教育研究の評価）

委員長は「教育研究は長いスパンで評価するべき。二期四年間しか務めることができない評価委員が、教育研究に対し個性的な評価をしてしまうことは、法人にとってよくない」との基本的なスタンスを示した。

### （データで見る公立大学法人大阪府立大学）

法人化の翌年（平成18年度）から、法人が「データで見る公立大学法人大阪府立大学」を作成している。自治体が設立し税金で運営されている大学には、その姿を客観化できる資料が必要であると考え、評価委員長がデータ集の作成を提案したことがきっかけとなった。法人の全体像を把握する参考資料として、評価委員会だけでなく大学訪問者や府議会への説明資料としても活用されている。

法人としては、将来的には学内戦略策定に活かすことができる、IR的な要素を含んだ資料として発展させたいとのことであるが、今は各部局が保有しているデータを集め一冊にまとめる「データの棚卸し」の作業をしている段階とのことである。

### （年度計画と学内運営の連動）

法人の経営会議において、進捗状況や環境の変化への対応を念頭に置いた戦略目標を、年度計画とは別に策定している。この内容は、中期計画にない項目も含め各部局別の計画に落とし込んでいる。一方、年度計画は各部局が作成する部局別計画をベースとしたボトムアップ型であり、トップダウンとボトムアップを併用しながら学内運営を行っている。



安部 誠治 大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会 前評価委員長



大阪府（私学・大学課及び行政改革課）への訪問調査

第4章 訪問調査  
2 訪問調査結果の概要

(5) 山口県

設立団体について	
人口（万人）	145
公立大学担当部局名	総務部学事文書課（実際の業務に当たる職員数1名）
法人評価担当部局名	同上
設立する地方独立行政法人	公立大学法人山口県立大学 地方独立行政法人山口県産業技術センター 地方独立行政法人山口県立病院機構
評価委員会について	
評価委員会名称	山口県公立大学法人評価委員会
現員数、任期（1期の年数）	5名（うち高等教育関係3名）、2年（再任可）
平成25年度における平成24事業年度評価に関する活動	第20回評価委員会 業務実績・決算にかかる法人ヒアリング 第21回評価委員会 評価書原案、財務承認等審議
中期目標期間評価に関する活動	第13回評価委員会 第1期中期目標の達成見込みについて 第19回評価委員会 第1期中期目標期間の評価について
中期目標期間に行う中間的な評価に関する活動	なし
公立大学法人について	
法人設立年／理事長・学長体制	平成18年／別置型（平成26年度～）
設置する大学	山口県立大学
学部数／学生数／教員数／職員数	3学部／1,393名／111名／32名
法人評価を統括する委員会名	なし
法人評価を直接担当する組織名	経営企画部

山口県では、評価委員会に対しヒアリングを実施したほか、設立団体と法人に対し合同でヒアリングを行った。評価委員会については、現委員長が就任1年目であるため、状況を最も把握されている委員として、就任5年目の二木寛夫委員に話を聞いた。主な内容を以下に示す。

#### (評価委員会について)

会議の事前説明は、設立団体が個々の委員を訪問する際に法人も同行し、質問に対してその場で回答できる体制を取る。その場で回答できなかった質問に対しても会議の場で必ず回答している。「委員会の開催は年2回だが、各委員への説明を含めると実質的には3回」との設立団体の見解に対し、評価委員は「丁寧な事前説明の後、会議の開催まで十分な期間が確保されているため、業務実績報告書を読み込んで会議に臨むことができ、ありがたい」とコメントした。

#### (評価項目、数値目標の設定)

評価項目数は第1期では200を超えていたが、第2期では整理され50と減った。

約半数の中期計画の項目に数値目標が設定されており、他法人と比較すると多めであるが、「学内教職員が目標を明確に共有化できる点は非常によい。数値目標に対する実績の報告は恣意的な解釈が入りにくいため、明確に評価できる」と(評価委員)と感じている。なお、数値目標に対する結果は、全国平均との比較も示されており、法人の成果が客観的に把握できる。

達成度評価の下では、一般的にはチャレンジングな計画は立てにくいとされているが、法人は自分たちに対し厳しい目を持ち、高い目標を設定していることを理解して評価している。「評価基準が厳しすぎるのではないか」という意見も委員会で出たこともあった」と評価委員は振り返り、「評価委員の役割として、改革の後押しをできるようにできれば、その役目を果たせればよい」と大学を応援するコメントがあった。

#### (評価結果の周知、次年度計画への落とし込み)

理事長は、法人評価の結果を教職員に周知徹底させるのが重要なポイントと考えており、教育研究評議会で結果を報告した後、報告を受けた学部長が、次年度の計画を策定する際に、各教員にヒアリングを行うと同時に評価結果を伝えることとしている。このように、各教員の目標の達成度についての自覚を促しながら、計画の策定を進めている。評価方法を前もって定め、各自の取り組みと評価を連動させるようにしている。

#### (認証評価と法人評価)

法人化1年目の平成18事業年度の評価から、自己評価実施要領のもと、自己評価を行ってきた。



## 第4章 訪問調査

### 2 訪問調査結果の概要

特に、中期目標期間の5年目に、次期中期計画の策定を目的として行うこととされている「総合評価」においては、教育研究、組織運営、施設整備の状況について、大学基準協会が定める大学基準適合性により評価している。認証評価と法人評価を別物として扱うのではなく、仕組み上の位置づけを明確にして連動させ、作業が二度手間にならないように一つのシステムで運用できるよう工夫した取組みである。しかし、認証評価受審時、この取組みを評価機関に説明したところ、二つの評価を単純に関連付けることに対し否定的な見解であったとのことである。認証評価と法人評価の二つの作業を結びつけ軽量化する方策は、今後の課題とされる。

また、法人評価の教育研究の評価にあげられていない項目を、認証評価結果で補完することで、教育の質が全体保証されるとの考え方をとっている。

#### (その他)

法人のキャンパス移転は、評価委員の意見によって実現した面もあったと、設立団体からのコメントがあった。



二木 寛夫 公立大学法人評価委員会 評価委員



公立大学法人山口県立大学への訪問調査

第4章 訪問調査  
2 訪問調査結果の概要

(6) 名古屋市

設立団体について	
人口(万人)	228
公立大学担当部局名	総務局企画部大学政策室(実際の業務にあたる職員数:4名)
法人評価担当部局名	同上
設立する地方独立行政法人	公立大学法人 名古屋市立大学
評価委員会について	
評価委員会名称	名古屋市公立大学法人評価委員会
現員数、任期(1期の年数)	5名(うち高等教育関係3名)、2年(再任可)
平成25年度における平成24事業年度評価に関する活動	<p><u>第1回評価委員会</u> 平成24年度業務実績についての説明</p> <p><u>第2回評価委員会</u> 平成24年度業務実績についての質疑</p> <p><u>第3回評価委員会</u> 平成24年度財務諸表についての説明 平成24年度業務実績についての質疑</p> <p><u>第4回評価委員会</u> 大学視察、平成24年度利益処分(案)について 平成24年度業務実績評価結果(案)について</p> <p><u>第5回評価委員会</u> 平成24年度業務実績評価結果書の確定 財務諸表及び利益処分についての意見決定</p> <p><u>第6回評価委員会</u> 法人への業務実績評価結果通知及び市長への報告</p>
中期目標期間評価に関する活動	<p>H23 <u>第9回評価委員会</u> 第一期中期目標期間に係る業務実績評価及び法人の業務継続の必要性</p> <p><u>第10回評価委員会</u> 法人の業務継続の必要性、組織及び業務全般についての評価委員会の意見取りまとめ</p> <p>H24 <u>第1回評価委員会</u> 第一期中期目標期間における業務実績報告書について説明及び質疑</p> <p><u>第3回評価委員会</u> 第一期中期目標期間業務実績評価について審議</p> <p><u>第5回評価委員会</u> 第一期中期目標期間業務実績評価について審議</p> <p><u>第6回評価委員会</u> 第一期中期目標期間業務実績評価について審議</p> <p><u>第7回評価委員会</u> 法人への第一期中期目標期間業務実績評価結果通知及び市長への報告</p>
中期目標期間に行う中間的な評価に関する活動	<p>H20 <u>第7回評価委員会</u> 中期目標期間の中間点における総括の実施要領(案)及びスケジュール(案)について</p> <p><u>第8回評価委員会</u> 中期目標期間の中間点における総括の視点(案)について</p> <p>H21 <u>第1回評価委員会</u> 中間総括における視点を決定、中間総括にかかる記述案等について</p> <p><u>第6回評価委員会</u> 中間総括のスケジュール、中間総括にかかる進捗状況報告書について</p> <p><u>第7回評価委員会</u> 中間総括にかかる進捗状況報告書について</p> <p><u>第8回評価委員会</u> 中間総括にかかる進捗状況報告書について</p>
公立大学法人について	
法人設立年/理事長・学長体制	平成18年/一体型
設置する大学	名古屋市立大学
学部数/学生数/教員数/職員数	6学部/4,470名/502名/158名
法人評価を統括する委員会名	自己点検・評価委員会
法人評価を直接担当する組織名	経営企画課 調整係

名古屋市では、評価委員会、設立団体、法人に対しそれぞれ個別にヒアリングを行った。評価委員会については、法人設立当初から委員長を務め、委員として9年目を迎える、森正夫名古屋大学名誉教授に話を聞いた。

主な内容を以下に示す。

#### (評価委員会の構成)

評価委員の構成については、設立団体において、継続性を保つため複数の委員の入れ替えの時期が重ならないようにすべきと考えられているものの、交代のタイミングで必ず適任者が見つけれられるわけではないため、交代の時期が多少重なることがある。人選は設立団体が行うが、評価委員長や法人の意見も参考として踏まえられている。

#### (評価のスケジュール)

年度評価のための評価委員会の開催は、6回と充実しており、委員長は委員同士で意見が異なった場合に十分議論するための貴重な時間と考えている。また、会議の場が新任の委員のいわば研修の役割を果たしており、その意味でも会議開催回数が充実していることには意義があると指摘している。

一方で、委員会、設立団体、法人の3者の共通認識として、法人評価の簡素化が課題とされており、今後はいかに評価の質を落とさずに省力化できるかについて3者が一体となつての検討がなされる予定である。

#### (評価の方法)

年度評価においては、教育研究の評価は進捗状況の確認にとどめて行われており、記号を付しての評価は行われていない。委員の役割分担については、教育の項目については全委員が担当し、その他の項目については2名の委員が担当となり、分担して評価が行われている。

業務実績報告書に関しては、中期目標期間の第1期から第2期にかけての改善として、項目数が大幅に削減されたことに加え、「実績」と「成果・課題」を分けて記載するよう記載方法について工夫された。

また、年度評価では評価委員会から指摘事項が示されることがあるが、この指摘に対しては、次年度の秋ごろに法人が自主的に改善報告書を作成し公表している。またその内容に基づき、年度末の業務実績報告書でも報告がされており、評価委員会の指摘事項に対しては丁寧な対応がなされている。

#### (中間的な評価)

中期計画の進捗状況の確認と、次期中期目標期間への移行に向けた総括の2つを目的として、中期目標期間の4年目に中間総括が行われている。中間総括については、委員長か

## 第4章 訪問調査

### 2 訪問調査結果の概要

ら、省力化のため、それまで3年間に提出された業務実績報告書を用いて評価委員会で評価を行い、その結果をもとに法人と意見交換する形式もあり得るとの考えが示された。

#### (認証評価結果の踏まえ方)

認証評価と法人評価の関係については、委員長から次の趣旨の見解が示された。

当初は、教育研究の専門的な評価は、各自治体がそれぞれに設置する評価委員会で行うことは不可能であり、専門性・中立性を持った評価の専門家によって、全国レベルで行われると考えてきた。しかし現状を見ると、評価委員会は経験と実力をつけ、大学も自己評価力をつけてきており、教育研究についても踏み込んだ評価ができるようになってきており、考えていた以上に実質化している。これらを踏まえると、現状にあった形で改めて認証評価と法人評価の関係のあり方について整理されるのが望ましい。

#### (その他)

法人においては、法人評価、認証評価、学長任期がそれぞれに異なる中で、それらの期間に関わらない大学の長期的な方針として、最長で15年後の方針にまで言及する「名市大未来プラン」が作成されている。

また、名古屋市では、毎年度の法人評価の結果について、評価委員長から市長に直接報告する機会があり、またその後には評価結果に限らず意見交換できる時間が設けられている。このことに関し委員長からは、首長と直接話す慣行があると何かの時に役立つこともあるのではないかとのコメントがあった。



森 正夫 名古屋市公立大学法人評価委員会 評価委員長



公立大学法人名古屋国立大学への訪問調査

第4章 訪問調査  
2 訪問調査結果の概要

(7) 北九州市

設立団体について	
人口(万人)	97
公立大学担当部局名	産業経済局 高度人材育成課
法人評価担当部局名	総務企画局 行政経営室(実際の業務にあたる職員数:1名)
設立する地方独立行政法人	公立大学法人 北九州市立大学
評価委員会について	
評価委員会名称	北九州市地方独立行政法人評価委員会
現員数、任期(1期の年数)	5名(うち高等教育関係3名)、2年(再任及び再再任可)
平成25年度における平成24事業年度評価に関する活動	<p><u>第1回評価委員会</u> 学長との意見交換、実績報告書の説明</p> <p><u>第2回評価委員会</u> 実績報告書の説明、財務諸表、剰余金の繰越及び決算報告の説明</p> <p><u>第3回評価委員会</u> 実績報告書に関する質疑応答 財務諸表、剰余金の繰越承認について意見書の決定 実績報告に係る評価案の検討</p> <p><u>第4回評価委員会</u> 実績報告に対する評価案の決定、次年度計画の説明、大学業務に関する全体議論</p>
中期目標期間評価に関する活動	<p><u>第1回評価委員会</u> 第1期中期計画及び年度ごと評価結果 報告 平成22年度財務諸表及び第1期中期目標期間における積立金の処分 平成22年度実績報告及び第1期中期目標期間実績報告</p> <p><u>第2回評価委員会</u> 視察、学長との意見交換 平成22年度実績報告書及び第1期中期目標期間実績報告書について</p> <p><u>第3回評価委員会</u> 平成22年度実績報告書及び第1期中期目標期間実績報告書の質疑応答</p> <p><u>第4回評価委員会</u> 平成22年度実績報告及び第1期中期目標期間実績報告書の質疑応答 第2期中期計画及び平成23年度の年度計画の説明 平成22年度実績報告及び第1期中期目標期間に対する評価案の検討</p> <p><u>第5回評価委員会</u> 平成22年度実績報告及び第1期中期目標期間に対する評価案の検討 『評価案通知文』、『評価結果通知文』、『評価結果報告文』の決定</p>
中期目標期間に行う中間的な評価に関する活動	<p><u>第1回評価委員会</u> 学長との意見交換、平成19年度業務の実績報告の説明</p> <p><u>第2回評価委員会</u> 平成19年度実績報告書の説明 平成19年度財務諸表、剰余金の繰越及び決算報告の説明 中期計画の総括と今後の取組について質疑応答</p> <p><u>第3回評価委員会</u> 平成19年度実績評価の実績報告書等の補足説明 平成19年度財務諸表の承認・剰余金の繰越承認 平成20年度計画の説明、質疑応答、中期計画変更の説明 中期計画変更認可の説明</p> <p><u>第4回評価委員会</u> 平成19年度実績報告に対する評価案の決定 平成19年度評価結果通知文、市長への評価結果報告文の決定 平成19年度財務諸表の承認、剰余金の繰越承認の意見書の決定</p>
公立大学法人について	
法人設立年/理事長・学長体制	平成17年/別置型
設置する大学	北九州市立大学
学部数/学生数/教員数/職員数	5学部1学群/6,561名/263名/72名
法人評価を統括する委員会名	評価室
法人評価を直接担当する組織名	経営企画課 調整係

北九州市では、評価委員会と設立団体を合同で、法人は別にそれぞれヒアリングを行った。評価委員会については、法人設立当初から委員を務め、委員として10年目を迎える、評価委員長石田重森福岡大学名誉学長に話を聞いた。

#### (評価委員会の構成)

中期目標期間の6年間を継続して務める委員は少なく、また委員会の事務局も3年程度で担当職員が交代する中で、委員長は、評価の安定性、継続性を保つためには工夫が必要と考えている。

#### (評価のスケジュール)

年度評価のための法人評価委員会は、6月末に業務実績報告書が提出されてから8月末に評価が決定するまでに、年4回開催されている。このことに関し委員長は、実質的に7月～8月の2か月で行わなければならないことについて、もう少し期間を確保できないかと考えている。スケジュールについては法人からも、過密で負担感が大きいとの声がある。

#### (評価の方法)

年度評価における教育研究の評価については、目標・計画の進捗状況の確認のみならず、教育研究の質的な向上についても意見を述べており、法人もそれを受け止めて、改革につなげている。ただし、目標・計画に記載されていないことに対して法人評価でどこまで言及するかという課題もあるため、法人評価の枠組み外の意見として法人に伝えるなどの工夫もなされている。ただし、このことに関し委員長には、踏み込んで意見してきたこれまでのスタイルが、委員の交代等を経て次第に事務処理的になってきているとの懸念があり、ルーチン化しないように努力する必要があると指摘している。

#### (数値目標)

中期計画の数値目標に関しては、評価委員会から設定する項目、あるいは具体的な目標値等について意見が示されることもある。このことに関し法人からは、数値目標の全国的な水準について、ガイドラインの策定を望む声があった。

#### (評価結果の公表)

評価結果の公表について、委員長は、評価結果はホームページで公表するのはもちろんのこと、エッセンスを端的に伝える工夫により、市民が大学に関心を持ち、市民が大学のことを考えるという状況を作るための努力が必要と考えている。

#### (情報システムの整備)

法人は、認証評価への対応の際に学内の情報の収集に苦労した経験などから、平成23

## 第4章 訪問調査

### 2 訪問調査結果の概要

年度以降、法人の情報を一元的に管理するシステムの運用を開始している。またその中で使用頻度の高いデータを抽出し、アニュアルレポートを作成している。

#### (その他)

毎年度最初の評価委員会では、学長から評価委員会に対し説明する時間が1時間程度設けられている。

その他、施設整備に関し、委員長から、私立大学における施設整備は大学が中長期的に計画し準備金を積み立てるが、公立大学では、現在は制度上設立団体に頼らざるを得ないため、大学が計画的に整備していける何らかの工夫が望まれるとのコメントがあった。

また、評価委員の報酬に関しては、各委員には報告書を読み込む等、会議以外のところでかなり労力を割いてもらっており、会議出席に対してのみ支払われる現在の報酬のあり方は、委員長として心苦しく、このことが委員の負担感とも関わるのではないかとのコメントがあった。



石田 重森 北九州市地方独立行政法人評価委員会 評価委員長



公立大学法人北九州市立大学への訪問調査

第4章 訪問調査  
2 訪問調査結果の概要

(8) 函館圏公立大学広域連合（函館市、北斗市、七飯町）

設立団体について	
人口（万人）	28（函館市のみ）
公立大学担当部局名	函館市企画部（実際の業務に当たる職員数：5名）
法人評価担当部局名	同上
設立する地方独立行政法人	公立大学法人公立はこだて未来大学
評価委員会について	
評価委員会名称	函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会
現員数、任期（1期の年数）	5名（うち高等教育関係3名）、2年（再任可）
平成25年度における平成24事業年度評価に関する活動	<u>第1回評価委員会</u> 大学法人からの業務実績の報告説明 <u>第2回評価委員会</u> 評価内容について委員間の協議及び大学法人へのヒアリング <u>第3回評価委員会</u> 評価の決定 設立団体に対する評価結果の報告
中期目標期間評価に関する活動	<u>第2回評価委員会</u> 大学法人からの事業報告説明 <u>第3回評価委員会</u> 評価内容について委員間の協議および大学法人へのヒアリング <u>第4回評価委員会</u> 評価の決定 設立団体に対する評価結果の報告
中期目標期間に行う中間的な評価に関する活動	<u>第1回評価委員会</u> 中期目標期間終了時の検討および措置（説明） <u>第2回評価委員会</u> 中期目標期間終了時の検討に関する意見について（意見聴取）
公立大学法人について	
法人設立年／理事長・学長体制	平成20年／一体型
設置する大学	公立はこだて未来大学
学部数／学生数／教員数／職員数	1学部／1,156名／67名／20名
法人評価を統括する委員会名	なし
法人評価を直接担当する組織名	事務局企画総務課



函館圏公立大学広域連合では、評価委員会、設立団体、法人の三者に合同でヒアリングを行った。評価委員会については、委員として6年目を迎える、評価委員長の岩熊敏夫函館工業高等専門学校長に話を聞いた。主な内容を以下に示す。

#### (評価スケジュールについて)

委員長からは、事業年度中の12月であれば概ね当該年度の見通しも立てられている時期であるので、当該年度の進捗状況を仮評価してはいかかかという提案があった。評価項目に関係した施設を、当該年度内に委員が見学する機会を設けるべきで、この点からも前倒しで評価を実施することが重要であると強調した。実現すれば、次年度の計画を立てる際に仮評価結果が反映できるため、PDCAサイクルに法人評価結果を組み込むことが可能となる。評価委員会が、業務実績報告書を公表するのは事業年度の翌年11月であるという事情を踏まえての提案であったが、他設立団体においても参考となる重要な示唆である。

#### (評価の簡素化について)

委員長から、教育研究に関する評価については、中期目標期間終了時は、各項目の取り組み結果に対する評価をそれぞれ細かく行うべきだが、期間3年目くらいまでの年度評価においては、目標達成に向けた計画の進捗状況を簡易的に評価すればよいのでは、という趣旨の示唆があった。法人からも、中期計画には6年間かけて達成することを位置付けている項目もあり、毎年度評価が求められることは厳しいという意見が聞かれた。

設立団体も簡易化については検討すべきとの姿勢であり、公立大学協会でも簡素化、実質化に向け、統一した評価基準や評価方法が示されれば、変更もありうるとの見解を示した。

#### (計画の柔軟な運用)

中期目標期間内で新しい教育研究の取り組みを促進しながら、法人が中期目標を達成するためには、評価委員や設立団体の理解のもと、例えば大きくくりの項目から成る中期計画を立てるなどの工夫が必要とされる。法人は、中期計画は大きくくりの項目で策定し、年度計画に新しい取り組みに関する項目を立てるなど、新しい取り組みと年度計画を柔軟に連動させている。

#### (評価の内容について)

委員長は、数値目標の設定について、「活動が数値に縛られる恐れがあるため、設定しない方がよい」と考えている。

#### (認証評価結果の踏まえ方)

中期目標期間の終了年度(平成25年度)と認証評価受審年度(平成23年度)が連続していなかったこと、中期目標期間内で組織の再編を行ったため認証評価結果がそのまま参

第4章 訪問調査  
2 訪問調査結果の概要

照できなかったことなどから、認証評価結果を有効に活用することが難しかったとのことであった。

**(設立団体との関係)**

広域連合長、議会のいずれからも、法人評価の結果に対してこれまで特に意見はなかった。大学の地域貢献をはじめとした実績を踏まえ、信頼を置いているとのことである。

設立団体が1道や1市ではなく、構成自治体の首長各々が中立的な立場で協議しながら物事が決定するため、予算要求時における大学の実情などは理解が得られやすいとのことであった。



岩熊 敏夫 函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会 評価委員長



函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会評価委員長、函館圏公立大学広域連合、公立大学法人公立はこだて未来大学の三者が一堂に会しての訪問調査

### 3 訪問調査のまとめ

訪問調査は、8つの公立大学法人の設立団体を訪問し公立大学法人を評価する地方独立行政法人評価委員会（公立大学の評価を担当する分科会を含む）の委員長やその経験者等に話を伺った。可能な場合は、設立団体の評価担当者及び公立大学法人の理事長、学長、評価事務担当者にもヒアリングを行った。その時間は計 23 時間に及ぶ。それぞれ、調査の趣旨に理解を得て、丁寧な対応が行われた。各訪問調査のヒアリングの記録については資料編に掲載している。

訪問調査を通じて、評価委員会は、時には戸惑いを覚えながらも、極めて真摯に公立大学法人の評価に取り組んでいることが把握できた。また、評価委員会の運営については、設立団体の法人評価の担当者が、少ない人数でありながらきめ細かな対応を心掛け、支えていることが明らかになった。

このまとめでは、文献調査、アンケート調査の結果も踏まえ、この訪問調査において把握した、法人評価に関する取組みや、その中での課題や問題意識のうち主要なものを取り上げる。

訪問調査の内容を、「第3章 5 アンケート調査のまとめ （4）訪問調査に向けて」で挙げた聴取する項目に沿って、以下のとおり整理した。

- 1) 評価委員会の運営について
- 2) 評価結果の活用について
- 3) 教育研究の評価について
- 4) 数値目標の設定について
- 5) 認証評価の踏まえ方について
- 6) - 1 第1期中期目標期間から第2期中期目標期間にかけての作業上の工夫について
- 6) - 2 法人評価に関するデータ収集における工夫について

なお、引用した意見等は、評価委員長、法人、設立団体等の発言者の別を問わず、すべて設立団体名で統一した。

#### 1) 評価委員会の運営について

年度評価に関する委員会の開催回数について、はアンケート調査では3という回答が最も多かったが、今回訪問した先では以下のとおりであった。

- 2回 岩手県（ヒアリングも1回とカウント）、秋田県（1法人について）、山口県
- 3回 大阪府、函館市（設立団体に対する報告を除く）

- 4回 北九州市
- 5回 東京都（評価作業以前の視察、実施方法についての議論を含む）
- 6回 名古屋市（最終回は法人への通知及び市長への報告）

山口県では、委員会開催回数は2回であるが、事前にすべての委員を訪問したうえで丁寧な説明をし、疑問点はその場で同行した法人職員が説明して解決しておくほか、その場で説明できないことは委員会の場で回答することで「実質は3回分のボリューム」の審議を確保しているとのコメントがあった。

秋田県は、ヒアリング後に疑義があれば法人に資料提出を求めるなど、会議の場以外でも密なやりとりが行われている。

評価作業の負担感は、会議への出席よりもむしろ「会議以外に、例えば報告書を読み込むなどの時間が費やされている」との指摘に見られるよう、事前の準備を重く感じていることは、北九州市、東京都からもあり、共通の事情であることが判明した。言いにくいことであると前置きしつつも、委員長の立場として委員への負担を考えると見えない作業について報酬が全く設定されていないことについては、大学人や行政関係者には当たり前でも、民間の常識とはかい離しているとの見解も聞かれた。

委員構成については、地方の場合選任の難しさがあるという意見があった。県内の大学が少ないため、大学を評価する人材の選任が困難な状況にあり、シンクタンクに依頼する例や、高等教育関係の委員は委員長のみとなっている例があった。評価委員会設置時から10年程度、委員長の交代が行われていない例もあり設立団体から委員長の後任者の選任に関する難しさが聞かれた。また、任期が中期目標期間より短いことから中期目標期間を通して評価を行うことが困難となれば評価の安定性、継続性に支障をきたすのではないかと心配する声もあった。

実際に評価を行う会議とは別に、大学を視察することは有意義だが、委員の多忙等を理由に実現していないという状況も多かった。一方、委員で大学を視察し、大学の幹部教職員だけでなく、現場で働く法人採用職員や学生とも意見交換を行い大学への理解を深めている例（東京都）もあり、実現には法人側の能動的な動きも大切と評価委員長は指摘している。

## 2) 評価結果の活用について

通常年度評価の結果は9月にまとまる例が多く、次年度も半期が経過しておりその活動に反映させることは難しい状況がある。函館圏公立大学広域連合では、評価結果が公表されるのが11月とさらに遅いことへの問題意識から評価委員長からは調査時期を繰り上げて仮評価してはどうかとの提案があった。すなわち、当該年度の12月に計画の進捗状況を見越した暫定的な評価を行い、その結果を次年度の計画に生かす、というものである。類似した取組みとしては岩手県立大学ではあくまでも法人内での取組みであるが、評価結果を

PDCA サイクルに反映させるために、学長から各部局に対し秋ごろに中間的なヒアリングを行い、結果を次年度計画に反映させている。最終的な評価は年度終了後になるものの、PDCA を実質化する取組みとしては、検討に値する。

また、評価結果とともに改善点等を法人に対し示す評価委員会もある。東京都では、評価委員から法人に指摘があった点への対応は、次年度の年度計画を報告する委員会において都と評価委員会に報告するとともに、該当年度の実績報告書において特記事項として詳細を記載し報告することとなっている。また、年度評価で言及された指摘事項に対して、法人の自主的な取組みとして対応した内容について改善報告書を提出した上で、翌年の業務実績報告書に記載し、PDCA を実質化している事例（名古屋市）もある。

### 3) 教育研究の評価について

教育研究の評価については、評価委員会の方のスタンスは大きく二つに分かれる。

「目標・計画の達成状況の確認だけでなく、質的な内容に踏み込んで評価」等のコメントをした岩手県、北九州市の例のほか、「経営と教育研究をトータルで眺め、法人や大学がよい方向に向かっているかを評価する機会は法人評価しかない」（東京都）と、まさに学校教育法で定める認証評価以上の責任感を持って評価を行っている例もある。

一方で、「教育研究の評価は進捗状況の確認に留める」等、抑制的な原則を持っている例が大阪府、名古屋市に見られた。

名古屋市の評価委員長からは、教育研究の評価については、法人評価では「客観的・外形的カテゴリーに限定し、進捗状況の確認にとどめ、中期目標期間終了の段階で認証評価を受ける」と考えていたものの、各評価委員会で経験を積む中で実質化した評価がおこなわれるようになり、新たに実態に即して整理し直したほうがよいのではないかという趣旨の指摘があった。

### 4) 数値目標の設定について

数値目標についても、各評価委員会の多様な見解がうかがえた。

まず、アンケート等で示された見解を総合すると、一般的に数値目標は、

- ① 状況を客観的に説明できることから評価しやすい
- ② 教育に数値目標が馴染みにくく、設定する項目が偏ってしまう
- ③ 数値を達成することが目的化してしまう

等の、メリットデメリットが指摘されており、訪問調査でも同様の趣旨のコメントが複数あった。その上で、数値目標について踏み込んだ見解を聴くことができた例を紹介したい。

山口県では、「学内教職員が目標を明確に共有化できるため、数値目標を多く設定している点は非常によい。数値目標に対する実績の報告は恣意的な解釈が入りにくいため、評価しやすい」（山口県）と数値目標の設定を強く促す方向を示す一方で、評価委員が単に目標

に対する達成度を測定するだけでなく、大学をより良い方向に導いていくという立場の評価で大学と信頼関係を築いている。

また、東京都では、「教育研究面では、教員の流動性等、数値化が可能な項目はまだあり、これらの数値の年度推移により、改善に向かっているかどうか評価できる」とし、評価のために数値化するのではなく大学が自分の状態を点検するために経年的に数字を追跡することが大切であることが強調された。大阪府では「教育研究に関する項目は数値設定が困難な部分があり、進捗状況の確認に留めているが、地域貢献や国際化の分野は数値化が可能であり、高等教育に関わらない委員も客観的に評価できるとして、評価委員会が評価を行っている」とのことである。

#### 5) 認証評価の踏まえ方について

認証評価の踏まえ方については、「法人評価と認証評価という性格の違う評価を、うまく二階建て構造や相互補完の構造に組み替えるのは時間がかかる」（東京都）、「組織再編を行ったため、認証評価結果がそのまま参照できなかった」（函館圏公立大学広域連合）など、現状では積極的に踏まえることが難しいとの見解が示された。

一方で、岩手県では、「法人が業務実績報告書において、認証評価結果を踏まえた自己評価を行う」「法人評価の項目を、認証評価の項目に連動して設計する」として、紐づけしながら直列的に認証評価と法人評価をつなげる試みを行っている。

また、山口県では「次期中期計画策定を目的として中期目標期間5年目に行う総合評価において、大学基準協会が定める大学基準適合性を評価し、法人評価と認証評価のそれぞれに必要な作業を一つのシステムで運用できるようにしている」として、中期目標に含まれないところについては認証評価が補完するという、いわば並列的に法人評価と認証評価をつないでいる例もあった。ここでは、そのような取組みについては認証評価機関側では、制度の違いを理由として不適切と指摘されたとの経緯も説明されたことから、認証評価機関に対し理解を得る方法について、公立大学法人として共通の見解作りも求められる。

#### 6) - 1 第1期中期目標期間から第2期中期目標期間にかけての工夫について

第1期から第2期にかけては、今回訪問調査を行った全ての設立団体及び法人において、評価項目を減らし、簡素化を図っている。

評価書等の書類上の工夫としては、「中期計画の達成状況がわかるように、評価書において計画を達成した年度に星印をつけるようにした」「特色ある取組みを記載する欄を設けた」

(以上、東京都)、「業務実績報告書において実績と成果、課題を分けて記載するようにした」(名古屋市)などが聴取できた。また、運用面での工夫として「教育研究に柔軟に取り組むことができるよう、中期計画は大きくくりで項目立てを行い、中期目標期間内での新しい教育研究の取組みについては、年度計画において新規項目を立てて評価いただくこととした」(函館圏公立大学広域連合)という事例を聴取することができた。

#### 6) - 2 法人評価に関する情報収集における工夫について

法人評価に関する情報の取り扱いについては、大学の情報を一元的に扱うシステムづくりを進めている事例があった。

東京都では「法人基礎データブック」(冊子)、大阪府では「データで見る公立大学法人大阪府立大学」(Webで公表)をそれぞれ作成し、業務実績報告書作成の作業負担を軽減している。北九州市においては、平成23年度以降、法人の情報を一元的に管理するシステムの運用を開始しており、使用頻度の高いデータについては、システムから情報を抽出しアニュアルレポートを作成している。

認証評価でも多くの情報が必要となり、また「大学ポートレート」のような国公私立大学共通の情報公表の取組もスタートしている。法人評価に使用する情報についても、必要な項目はどのようなものか、どのような形でルーチンワークとしての取扱いが可能となるか、事例を分析するなかで整理することも今後必要となろう。

第4章 訪問調査  
3 訪問調査結果の概要



## 第5章 考察

本調査研究の目的は、「公立大学の教育研究の特性に配慮した上で行うとされている公立大学法人評価に関し、現在の課題を明らかにした上で、公立大学の振興の観点からその効率化や実質化の支援方策に関する調査検討を行うものである」（業務計画書）とされていることから、本章では、公立大学法人に関して調査結果全体から見えてきたことを考察した上で、今後の支援に関するいくつかの提案を行うこととする。

## 1 調査結果の考察

これまで確認してきたとおり、アンケート調査からも、訪問調査からも、公立大学法人評価は各設立団体で極めて多様な形で実践されている。そして、これまで経験のない新たな制度への対応の中で様々な困難も感じつつも、それぞれの地域で適任者を評価委員として迎え、評価委員を設立団体の担当職員が支える中で、相当の工夫が凝らされていることが明らかになった。

こうした状況について分析する中で、有識者会議は「公立大学法人評価は、当初想像したよりも取組の実質化が進んでいるのではないか」という強い印象を持つに至った。この調査研究の一つの着地点として「様々な大学評価には課題が多いが、その中でも少なくとも次のステップに近づけるようなヒントを得ることが重要」との示唆が文部科学省の担当官から示されたことから、もし評価の実質化が進んでいるとすれば、こういった特徴がそれを後押ししているかを全体像として明らかにし、改善のための次のステップについて考える観点を得ることとする。同時に、残された課題等についても考察する。

### （1）公立大学法人の3つの実質化

公立大学法人評価の実質化を後押ししているものに関し、有識者会議では「公立大学法人評価の3つの実質化」という視点であくまでも遡及推論の域を出るものではないが、以下のとおり整理を行った。

#### 公立大学法人評価の3つの実質化

- 1) 地方自治の精神がもたらす実質化
- 2) 公立大学の自律性がもたらす実質化
- 3) 対話がもたらす実質化

今後の公立大学法人評価の実質化をさらに推し進める観点を得るために、それぞれの内容を整理してみる。

#### 1) 地方自治の精神がもたらす実質化

公立大学法人評価を国立大学法人評価と比較した際の印象は、当初はどちらかと言えば否定的なものであった。すなわち、各設立団体に置かれた地方独立行政法人評価委員会は、

文部科学省のような専門事務組織や評価支援機関を欠く中で、わずか5名程度の委員で評価を実施せざるを得ない。その上、認証評価の踏まえ方を始めとする評価方法に関する共通指針も欠いているなど、あらゆる点でハンディキャップが大きいと見なされてきたのである。

ところが、本調査研究の中では、統一した方針が存在しないことが各評価委員会の試行錯誤を促し、多様な評価実践（実験）が営まれたことが、長年評価を担ってきた委員のコメントによって確認できた。すなわち訪問調査に応じたいずれの評価委員会においても、地域の知的拠点である公立大学の存在を尊重し、それを支援しようとする姿勢で、厳しくかつ丁寧に評価に取り組んでいたのである。そして、その作業を支えているのは地方自治の担い手である設置団体の職員であった。

彼らは、高等教育に関する専門性は欠くものの、例えば山口県の評価委員が指摘したとおり、豊かな行政経験と優れた事務能力を持っている。初めて取り組む法人評価事務についても、法に基づき誠実に実施してきた。国立大学法人評価制度を参考にしつつも、制度の本旨に何度も立ち返りながら堅実に事務を進めている。

付言すれば、一般にこのような新しい自治体行政の事務には優秀な人材を結集してチームがつけられる。法人化の際にも、こうした自治体のエネルギーに刺激されて、ある種の高揚感をもって法人化後の作業にあたってきたという有識者会議委員の声もあった。

もちろん、地方における弱点があり改善点も多いことは、当事者が自覚しているとおりであるが、全体として「地方自治の精神」が評価の実質化に対して、前向きに働いていることは間違いない。

## 2) 公立大学の自律性がもたらす実質化

現在、あらゆる行政分野に評価が導入されている。地方行政も例外ではない。もちろん公立大学法人以外の地方独立行政法人も法人評価を受ける。そうした多くの評価の現場で、形式化・形骸化が問題視されている。今回の訪問調査においても「評価経験を重ねる一方で、評価委員会も事務局もルーチン化しないよう努力する必要がある」との評価委員からの指摘もあった。

こうした形式化・形骸化の傾向から公立大学法人評価だけが完全に逃れられるわけではない。しかし、比較的中小規模大学であることの優位点を生かしつつ、公立大学法人内部で評価結果を積極的にPDCAサイクルに活用する姿勢が、訪問調査の中で確認できた。象徴的な例として、むしろ法人側から厳しい評価を求めるケースがあげられる。一般に、教員評価の導入等、単年度の取組みで即座に実現しにくい目標を機械的に評価すれば「進捗が見られない」という結果になりがちである。そういった場合、事情を理解した評価委員会側が斟酌し「努力は認められる」等の配慮ある評価を行うことがある。それに対して法人側が、法人内の改革を進める立場から自己評価の示したとおりの厳格な評価を求めるのである。

留意すべきは、これは年度単位の評価結果が、例えば運営交付金の増減に直結しないことから可能となっていることである。もし国立大学法人評価のように評価結果がやがては資源配分につながると法人側が考えれば、このような対応は難しくなるだろう。設立団体が公立大学の自律性を尊重し、いわゆる「評価目的の混乱」(図 5-1 参照)のない状態で評価を行うことで実質化が実現している。法人評価を強制されたものと捉えるのではなく、学内改革のツールとして主体的に活用し、外部の厳しい眼を学内に入れて、教員等の構成員に浸透させることで改革を促している。

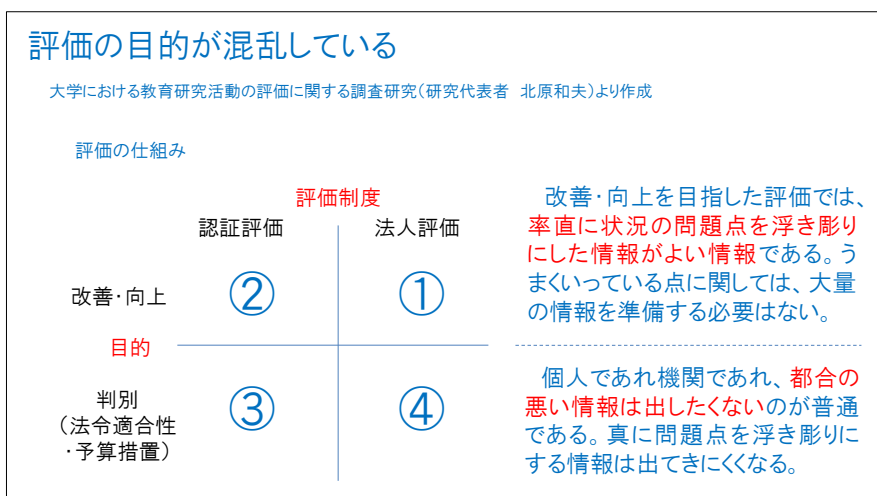


図 5-1 評価における目的の混乱

(大学における教育研究活動の評価に関する調査研究、2011 を参考に作成)

公立大学法人は、組織がある程度見通しの効く規模であること、地域との距離が近く様々な声も直接届きやすいことから、大学の自律性と大学ガバナンスがバランスよく共存している。また、大学には教員の自律性、教員集団の自律性、大学組織の自律性といった幾重もの自律性が存在するが、それぞれが主体的に質保証に取り組む文化が育まれていれば、外部評価を効果的に受け止めることができる。「数値目標を達成できる範囲に微調整すること以外に目標を示しようがない他法人と比較して、大学は年度ごとに工夫を凝らして目標を掲げてくるので、評価作業の難易度は高いが、やりがいも感じている」との趣旨の設立団体担当者の感想も、大学の自律性がもたらす実質化の側面を物語っている。

### 3) 対話をもたらす実質化

設立団体、評価委員会、公立大学法人が基本的に一対一か、あるいは極めてそれに近い関係で「対話」を行うことができていることが評価の実質化をもたらしている。

まず、評価委員会の会議では、法人側のプレゼンテーションや、評価結果を定める際には法人を交えた議論にかなりの時間を費やしており、量、質ともに豊かな対話が成り立つ

ている。短時間のプレゼンと質疑となっているとされる国立大学法人評価とは決定的に異なる点である。

また、中には、評価委員長が設立団体の長へ評価結果について直接報告し、意見交換を行っている名古屋市のような例もある。設立団体の長と法人が大学運営の在り方について懇談の機会を設けているケースは多い。

そもそも公立大学が法人化する際には、その時期や理事長・学長の別置等の多様な運営形態を選択するために、大学と設立団体との間で厳しい対話が重ねられてきた。公立大学法人評価に関しても、評価の手法や結果の取扱いを巡り協議が重ねられてきた。大学の教育研究やその運営に関する情報を持つ法人側と、教育研究を進めるための資源を持つ設立団体側との間で、資源配分の最適化を図るために多くの対話が必要不可欠となっている。

このような対話を背景に、それぞれの地域の中で緊張感を維持しながらも、信頼関係に基づく評価が行われてきたと言える。東京都の評価委員の「経営と教育研究をトータルで眺め、法人や大学がよい方向に向かっているかを評価する機会は法人評価しかない」とのコメントがそれを示している。このような法が定める以上の主体的な取り組みは、設立団体、評価委員会、法人の対話に基づく信頼関係がなければ実現しない。

## (2) 教育研究評価のモデル化

公立大学法人評価で特に課題となるのは教育研究評価をどのように取扱うかである。各事業年度評価、中期目標期間それぞれにおける教育研究に関する事項の評価の取組み状況は多様であり、整理することは難しいが、今後の検討のために簡単なモデル化を試みる。

### 年度評価

各事業年度における教育研究の評価においては、国立大学の第1期を参考にして、教育研究の目標・計画に対しては項目ごとの評価は行わず、全体としての実施状況を外形的に確認するにとどめている評価委員会は8団体と、実は少数である。他の多くの評価委員会では、年度評価においても項目ごとに達成度を評価し、S—A—B—C—D等の評点を付した評価結果を行っている。教育研究評価の第三者評価が年度ごとに行われていることになる。

その取組みについての考え方は、評価委員会により多様である。大学の応援団として丁寧に評価を行うという考え方、法定の評価作業に一旦区切りをつけた後で忌憚のない意見交換を活発に行っているところ、専門性の高い大学の教育研究の取扱いに関しては抑制的な方針を貫いているところ等、様々な考え方があることについては、すでにアンケート調査、訪問調査のまとめで確認した。

大学の規模や専門分野、地域性、歴史、設立団体の規模等で、評価の在り方は異なる。制度やその運用の在り方に正解を求めるよりも、多様な在り方を情報として共有することが大切になる。

### 中期目標期間評価

中期目標期間における教育研究の評価においては、それぞれの評価委員会の方針に、さらに「認証評価の踏まえ方」という悩ましい課題が加わる。法定事項であることから「踏まえる」ことは必須であるが、必要な際に参照する資料として認証評価結果を活用するところ、法人評価の評価項目を認証評価の評価基準と紐づけすることで言わば直列的に認証評価を接続しているところ、中期目標の項目にない事項について認証評価を活用することで言わば並列的に認証評価を位置づけているところと様々である。

同じくこれらの方法についても正解はなく、それぞれの目標・計画の立て方、教育研究の内容、評価の方法において、選択が行われる事柄である。しかしながら、認証評価との作業の二重性が強く指摘される状況を考えれば、作業の縮減の観点からも、踏まえ方について積極的に検討することは有意義と考えられる。

これらを踏まえ、年度評価と中期目標期間評価における、教育研究の評価方法についてのごく単純なマトリックスを示す。それぞれの評価委員会の方法を比較検討してみることは、各評価委員会において評価方法を振り返る重要な作業である。

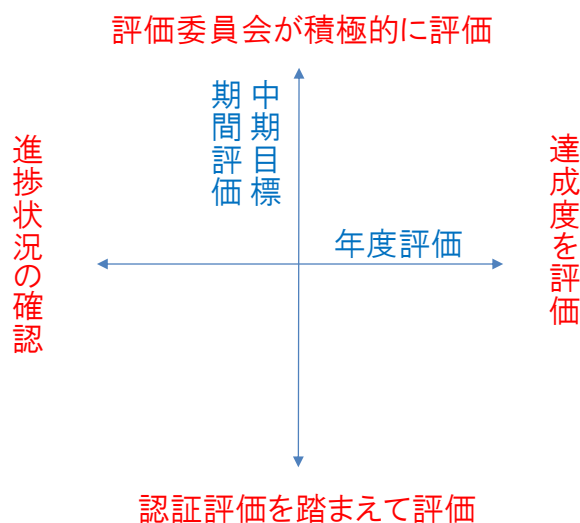


図 5-2 年度評価と中期目標期間評価における教育研究の評価方法

### (3) 残された課題

言うまでもなく、公立大学法人評価の実質化については、残された課題も多い。

最も悩ましいのは、評価の負担軽減の課題である。設立団体・法人双方がそれぞれの立場で負担の軽減は望んでいるものの、評価が市民・納税者といったステークホルダーへの説明責任のためになされている以上、設立団体の都合で、ましてや法人側の都合で負担軽減することは難しいこととされ、評価の簡素化の作業に着手することには躊躇がある。

とは言え、評価の負担が大学のパフォーマンスに悪影響を与えるようであれば本末転倒である。さらに市民に容易に読み解くことのできない複雑な評価結果を出すことにも疑問があるだろう。実際に法人化から一定の年度が経つと、「評価結果を発表してもマスコミが全く関心を示してくれない」という悩みも例外ではない。

現在、地方創生政策の下で、地域にある様々な大学を公立大学に設置者変更できると考える自治体も現れてきており、公立大学の説明責任にも、これまでと異なる視点が必要となる。評価に直接かかわる設立団体、評価委員、法人とともに、所管官庁である総務省、文部科学省を巻き込んだ議論が必要となっている。

## 2 今後の方策に関する提言

### (1) 法人評価に関する情報ネットワークの構築

すでに述べたように、公立大学法人評価に関しては多くの試行錯誤が重ねられており、実質化が進んでいる一方で、それぞれの設立団体間では、法人評価に関してほとんど情報共有がされていないことも明らかになった。

多様性がもたらす独自性や優位性が存在しても、その経験が共有化がされなければ、相互に成長を促しあうことはない。法人制度が施行して10年を超え、一定の評価経験も積みあがったこの時点で、恒常的な情報共有の取組みを強めて行く必要がある。

まずは人的なネットワークづくりが求められる。設立団体の担当者や評価委員会のための情報交換の機会を設けることのほか、評価人材の研修についても検討する必要がある。評価委員の言わば人材バンクのような取組みも求められるだろう。

一方で情報共有システムの構築も必要である。大学の教育情報については国公立大学共通の「大学ポートレート」が整備されてきているが、私学版は私学法人経営に関する情報データベースを、国公立版は国立大学法人評価のための情報データベースをそれぞれ兼ねてシステム構築がされている。公立大学法人の情報について今後どのような取組みが必要か、総務省、文部科学省、設立団体、公立大学法人が問題意識を共有して検討することが求められる。

### (2) 認証評価制度への働きかけ

繰り返し述べているとおり、中期目標期間の評価を行うにあたっては認証評価を踏まえる(第79条)とされており、その踏まえ方については、各評価の現場で、評価委員会や法人によって様々な試行錯誤を重ねてきたところである。

一方で、認証評価は各認証評価機関が定めた評価基準や評価方法で実施される。現在の認証評価機関では、制度上の趣旨である教育研究の質保証の確認に留まらず、教育研究のアウトカム評価や、各大学の目的・目標の達成度評価に踏み込む方向で、評価の改善が進められている。

このことは、既に公立大学法人評価によって教育研究に関するPDCAサイクルを回し、改善に努めている公立大学にとって、費用と作業、両面での負担の増加を意味している。しかも、今回の訪問調査では、二つの評価制度を関連付けて評価業務を効率化している大学の取組みに対し、認証評価機関からは理解が得られにくいケースがあったことも明らかになった。

現状では、3つの認証評価機関が、公立大学法人評価を念頭に評価方法の改善や多角化を行う動きは見られない。情報公表を徹底することにより法令適合性に関する軽量の評価を行い、教育研究に関する詳細な評価は大学側が求めた場合に選択的に受けることができるようにするなど、認証評価制度の柔軟な運用が必要である。現在の評価機関において改善



が難しい場合は、第4の認証評価機関の設立の議論もあり得るだろう。

### (3) 法人評価に関する参考指針の作成

法人評価に関する参考指針の作成については、アンケート調査において「大学も個性を求められている時代に共通の指針は必要ない」との趣旨の回答も多かったが「最低限共有すべき仕組み等について情報を共有し、全体の底上げが必要」や「簡明なマニュアル的なものが新任委員の負担軽減に役立つ」との声もある。

従って、一様な評価の在り方を示すのではなく、評価制度の趣旨や法令により順守すべき事項を示した上で、多様な評価の可能性を例示するなど、評価の現場で参考となるガイドラインを作成することは有意義と考えられる。評価に必要な情報やその定義について示すことも検討されてよい。

### (4) 総合的な質保証システムを構想する

公立大学法人は大学の質保証に関連するいくつもの制度に対応している。

公立大学法人としては地方独立法人評価委員会の評価を受けなければならない。大学としては、認証評価を7年以内に受けると同時に、日常的に自己点検評価に取り組むことが求められる。教育情報の公表の義務化への対応とともに、大学ポートレート等により積極的な大学情報の公表に努めなければならない。大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施(FD)するほか、今後は事務職員の研修も義務化されようとしている。これらは、法令により個別に定められているものだが、それぞれにフルスペックで取り組む余裕のない中小規模の公立大学には、制度を相互に関連づけての取組みがいずれ必要となろう。

公立大学法人評価が認証評価を踏まえて行うのであれば、両評価の一体的な運用を目指すのが自然である。認証評価の柔軟な運用が実現すれば、情報公表の徹底によって評価を簡素化し、さらに評価の取組みに多くの構成員が参加することによって、教職員の研修と意識改革の機会とすることが考えられる。

現在整備が進められている「大学ポートレート」等による情報公表システムを充実させるとともに、法人評価の実質化を支援できる「公立大学の総合的な質保証システム」の実現も求められる。